

令和 6 年第 2 回定例会

(7 月 17 日招集)

山都町議会会議録

令和6年7月第2回山都町議会定例会会議録目次

○7月17日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 提案理由説明	2
日程第5 認定第1号 令和5年度山都町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	4
日程第6 認定第2号 令和5年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	4
日程第7 認定第3号 令和5年度山都町病院事業会計決算の認定について	4
日程第8 議案第48号 山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	5
日程第9 議案第49号 令和6年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	7
日程第10 議案第50号 令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	14
日程第11 議案第51号 令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	15
散会	17

○7月23日（第2号）

出席議員	18
欠席議員	18
説明のため出席した者の職氏名	18
職務のため出席した事務局職員	18
開議	19
日程第1 一般質問	19
3番 眞原 誠議員	19
10番 吉川美加議員	33
散会	49

○7月24日（第3号）

出席議員	50
欠席議員	50
説明のため出席した者の職氏名	50
職務のため出席した事務局職員	50
開議	51
日程第1 一般質問	51
4番 西田由未子議員	51
6番 矢仁田秀典議員	64
2番 坂本幸誠議員	78
散会	92

○7月26日（第4号）

出席議員	93
欠席議員	93
説明のため出席した者の職氏名	93
職務のため出席した事務局職員	94
開議	94
日程第1 議案第52号 物品売買契約の締結について（山都町スクールバス）	94
日程第2 議案第53号 工事請負契約の締結について（大矢川①河川災害復旧工事）	97
日程第3 議案第54号 工事請負契約の締結について（刈又川①河川災害復旧工事）	100
日程第4 議案第55号 工事請負契約の締結について（東大矢川②河川災害復旧工事）	103
日程第5 認定第1号 令和5年度山都町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	107
日程第6 認定第2号 令和5年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	108
日程第7 認定第3号 令和5年度山都町病院事業会計決算の認定について	109
日程第8 委員会報告 請願付託報告について	110
日程第9 委員会報告 請願付託報告について	112
日程第10 委員会報告 陳情等付託報告について	114
日程第11 委員会の閉会中の継続審査申出について	116
日程第12 委員会の閉会中の継続審査申出について	117
日程第13 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	117
閉会	117

7 月 17 日（水曜日）

令和6年7月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年7月17日午前10時0分招集
2. 令和6年7月17日午前10時0分開会
3. 令和6年7月17日午前11時02分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 提案理由説明
 - 日程第5 認定第1号 令和5年度山都町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第6 認定第2号 令和5年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 日程第7 認定第3号 令和5年度山都町病院事業会計決算の認定について
 - 日程第8 議案第48号 山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 日程第9 議案第49号 令和6年度山都町一般会計補正予算（第2号）について
 - 日程第10 議案第50号 令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 日程第11 議案第51号 令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	工 藤 博 人	清 和 支 所 長	長 崎 早 智
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也

環境水道課長	有 働 頼 貴	農林振興課長	松 本 文 孝
建設課長	西 賢	山の都創造課長	平 岡 哲 也
商工観光課長	山 下 公 司	学校教育課長	鈴 木 保 幸
生涯学習課長	上 田 浩	そよう病院事務長	枝 尾 博 文
監査委員	志 賀 美枝子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） ただいまから令和6年第2回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に、12番、工藤文範君、13番、藤原秀幸君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から7月26日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から7月26日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤和生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した請願は請願等文書表のとおり、陳情等は陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

その他はお手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 提案理由説明

○議長（藤澤和生君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） おはようございます。

令和6年第2回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

前梅田町長が令和6年5月27日に辞職されたことを受け、さきに執行された町長選挙におきまして、地域の魅力を生かし、誰もが安心して住みたくなるまちづくりをスローガンに掲げ、町民の皆様から町政運営を託していただきました。

前梅田町長におかれましては、2期7年の長きにわたり町政を牽引され、平成28年熊本地震からの復興、九州中央自動車道の開通を見通しての各種政策の推進に当たられ、改めてその功績に慰労の意を表させていただきます。

また、前町長を含め先輩諸氏の指導の下、行政職員として経験してきたことが、今の私につながったものと感謝の念に堪えません。

まずは、御支援をいただいた多くの方々からの御期待にお応えするとともに、全ての町民の思いを心に留め、町村合併以来約20年にわたり、3代の町長から受け継がれた山都の礎を生かし、山都町が一丸となって、人口減少による少子高齢化問題をはじめとする町政の課題に対応できるよう、各種施策を推進してまいります。

昨年度は、新道の駅の開駅、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジの開通があり、本年4月には、総合体育館パスレルを開館し、関連事業を継続して進めている最中であります。改善された交通環境を踏まえ、さらに観光収益の底上げを図り、町民が一丸となったまちづくりを次の段階に進める時期に来ていると思っています。

これからは、熊本県の県央、また、九州のへそとしての拠点性をさらに生かし、数多くの歴史や伝統文化、雄大な自然に恵まれている我が町において、もともとある資源と人材をより一層生かすことで、多くの人を引きつけ、魅力のある全国に誇れる山の都となるよう、歩みを進めていかなければなりません。

そこで、私は、誰もが住みたくなる、住み続けたくなる、安心して生きがいを実感できる山の都づくりを進める取組として、九つを掲げました。

一つ、持続可能な農林業を核とした山の都づくり。

二つ、子育て家庭が安心して生活できる山の都づくり。

三つ、将来に夢と希望を持つ子どもが育つ山の都づくり。

四つ、高齢者が元気で生きがいを感じられる山の都づくり。

五つ、自然環境を守り、安心して暮らせる山の都づくり。

六つ、観光資源を最大限に生かし、伝統文化を後世に受け継ぐ魅力あふれる山の都づくり。

七つ、公共インフラの整備を進め、住みよい山の都づくり。

八つ、地域経済の好循環をつくり、活気あふれる山の都づくり。

九つ、行財政を見直し、住民に寄り添った親しみのある山の都づくり。

これらを町民の皆様と共に一丸となって取り組むことで、大きな流れを創り、人口戦略会議が

公表した消滅可能性自治体から脱却できるよう取り組んでまいります。

町民の皆様におかれましては、積極的に町政に関わっていただきますよう、切にお願いいたします。

次に、今定例会に提案しております議案について、概要を説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、条例1件、補正予算3件、その他3件の合計7件です。

条例1件は、条例の一部を改正するものです。

補正予算3件は、令和6年度の一般会計及び事業会計に関するものです。

その他3件は、令和5年度の簡易水道特別会計及び事業会計の決算の認定に関するものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第5 認定第1号 令和5年度山都町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第2号 令和5年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第7 認定第3号 令和5年度山都町病院事業会計決算の認定について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、認定第1号「令和5年度山都町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6、認定第2号「令和5年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、及び日程第7、認定第3号「令和5年度山都町病院事業会計決算の認定について」を一括議題とします。

認定第1号、認定第2号及び認定第3号の執行部の説明については省略します。

監査委員から、認定第1号、認定第2号、認定第3号について、決算審査意見が提出されております。

ただいまから決算審査意見の報告を求めます。

代表監査委員、志賀美枝子君。

○監査委員（志賀美枝子君） おはようございます。

それでは、令和5年度の山都町会計に係る決算審査の報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、山都町長職務代理者から、令和5年度の山都町簡易水道特別会計、並びに水道事業会計、病院事業会計の決算について、審査を付されました。

例年、第3回定例会にて、一般会計、特別会計と併せて公営企業会計の決算審査の報告を行っておりますが、地方公営企業法第30条の規定により、公営企業会計決算後最初の議会開催となる本定例会にて報告するものです。

なお、令和5年度末をもって、山都町簡易水道特別会計が廃止になり、令和6年度から山都町水道事業会計に会計が一本化されるため、山都町簡易水道特別会計についても併せて報告します。

6月18日に水道事業会計及び簡易水道特別会計、6月25日に病院事業会計について、関係書類の点検をはじめ、関係各課からの聞き取りを行うなどの方法により審査を実施しました。

その結果、各会計について、計数の過誤は見られず、支出命令等に符合し、収支は適法であることを認めました。

審査内容の詳細につきましては、お手元に配付しています決算審査意見書にて御確認いただきますようお願いいたします。

水道事業におかれては、基本理念である山の都おいしい水を守るに基づき、引き続き適正な事業運営をお願いします。

そう病院においては、人口減少や少子高齢化、職員の不足など医療情勢の変化を見据え、地域医療サービスの安定的な供給、経営安定に努めていただきたいと思います。

最後に、坂本靖也新町長の下、住民の幸福度がさらに向上するようなまちづくりに期待を申し上げ、決算審査の報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） 決算審査意見書の報告は終わりました。

監査委員におかれましては、大変御苦労さまでした。

お諮りします。

認定第1号「令和5年度山都町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」は、経済建設常任委員会に付託して審査することにしたと思います。

認定第2号「令和5年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、経済建設常任委員会に付託して審査することにしたと思います。

認定第3号「令和5年度山都町病院事業会計決算の認定について」は、厚生常任委員会に付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、認定第2号及び認定第3号については、各常任委員会に付託して会期中の審査を行うことに決定しました。

日程第8 議案第48号 山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、議案第48号「山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 議案第48号について御説明します。

議案第48号、山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年7月17日提出、山都町長。

提案理由です。

山都町教職員住宅の供用を一部廃止するため、山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

教職員住宅は、現在21戸を所有していますが、利用が減っている状況にあります。今回、一部の教職員住宅に使用希望の意思表示がありました。このまま保持していても、維持に係る費用が続き、未利用のまま老朽化が進む状況にあるため、教職員住宅の整理を図り、一部を普通財産に移管し、利用用途の範囲を広げ、公売を含めた処分を進めることを目的に条例改正を行うものです。

2ページ目に、改め文を載せております。

清和教職員住宅1号、馬見原教職員住宅1号から6号、菅尾教職員住宅2号・3号、蘇陽小学校教職員住宅1号を削除するものです。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

次のページに新旧対照表をつけております。

最後のページに資料としまして、教職員住宅一覧をつけております。

現在登録の21戸中、今回条例から削除する教職員住宅は、資料右端に丸をつけているものになります。

番号2、清和教職員住宅1号と、番号16、蘇陽小学校教職員住宅1号につきましては、10年以上の利用がなく、老朽化が進んでいる状態にあります。番号8、馬見原教職員住宅1号から、番号15、菅尾教職員住宅3号までは、教職員住宅以外での使用希望の申出がっております。これら10戸につきましては、教職員住宅から除外を行いたいと思います。

なお、現在の利用は5戸の利用のみとなっております。残す11戸で今後の対応は可能と考えております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第48号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 本当に古い住宅がたくさんあるんだなということで、びっくりしておりますし、また、未利用のものというか、利用ができない、長くて、放置というか、空き家が續いていたということも、今伺いましたところです。そして、具体的に希望が上がっているということについて、内容がもしお知らせいただければ、何に転用というか、利用の希望が出ているのかということと、それから、そのほかの、ただ本当に老朽化をして、廃止していくというものについては、今後どういうふうに対応されるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 利用希望があったものにつきましては、一部、そよう病院のほうから相談がっております。病院の医師または職員の宿舍等で利用を計画されているというところで聞いております。

また、それ以外に、民間の事業所からも利用の希望の申出がっております。

今回削除したものにつきましては、そういった利用希望の調査を行いまして、その後、公売を含めて処分を進めたいと思っております。そのうち公売等にかからなければ、解体等も含めた検

討が必要かと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 現在の利用は5戸ということで、今回の一般財産への移行以外でも余っている状況になるわけですね。希望があるかもしれないから、残しとくってということだろうと思いますけども、その場合に、希望がなくなって、また同じような形でするときに、昭和62年とか、昭和時代の分については老朽化していると思いますが、それを前もってきちんと住めるようにリフォームをするとか、そういうお考えはありませんか。

これから先もっと民間に供用ということになれば、一般の、例えば、移住してこられた方に貸し出すということにすれば、有効利用になるんじゃないかなと思うんですけど、今後の利用について、先ほども質問にお答えいただきましたけれども、もう少しリフォームとかの考えがないかとかということについては、いかがかなということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 現在、教職員住宅につきましては21戸ございまして、毎年転入して来られる教職員の先生方から希望をとって、その都度、手を入れるところが必要な場合は、先ほどおっしゃいましたリフォームと、水回り等関係の改善を図った後に、貸出しを行っております。

今回除外を行わせていただきますのは、申出があった部分、それと、どうしてももう利用が見込めない、現状では老朽化が進んでひどいものを、まず除外をさせていただいているところです。

残りにつきましても、今後の利用状況を見ながら、建物の状況を見ながら、ほかのに利用できるのであれば、そこは今後検討を進めさせていただければと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号「山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第49号 令和6年度山都町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、議案第49号「令和6年度山都町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、議案第49号、令和6年度山都町一般会計補正予算（第2号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費です。1目一般管理費では、3節及び13節におきまして、7月28日から8月7日の間、大矢野原演習場で実施されます日米共同訓練に伴う職員の待機に要する時間外勤務手当、並びに、中島地区の児童生徒を送迎するためのタクシー借上料を計上するものです。

11目企画費では、本年9月末をもって熊本バスの馬見原線の運行が廃止されることに伴う代替措置として、12節委託料において、コミュニティバスの運行等委託料を計上するものです。

30目低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費では、昨年度実施しました低所得の子育て世帯に対する5万円の給付事業において、実績の確定に伴う返還金を計上するものです。

31目物価高騰対応重点支援地方交付金事業費では、国の物価高騰対策として実施されます、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯、住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金事業、それに関連してのこども加算給付金事業、定額減税に伴う調整給付金事業を行うための事務費を、9ページの3節から11節において計上し、次の10ページの18節において、先ほど説明しました3事業に要する給付金を計上するものです。

2款2項徴税费です。1目税務総務費では、国の物価高騰対策として実施される定額減税に伴う調整給付金事業業務に係る職員の時間外勤務手当を計上するものです。

2款3項戸籍住民登録費です。1目戸籍住民登録費では、昨年度実施しましたマイナンバーカード交付事務費補助金において、実績の確定に伴う返還金を計上するものです。

11ページをお願いします。

3款2項児童福祉費です。1目児童福祉総務費では、3節から11節において、児童手当制度改正に伴う制度周知に係る経費、子ども医療並びに独り親世帯等医療費助成制度改正に伴う受給者証、案内文書等の発送に係る経費を計上するものです。

4款1項保健衛生費です。2目母子保健費では、18節負担金補助及び交付金において、特定不妊治療の申請件数並びに相談件数の増加に伴い、不妊治療助成金を増額するものです。

3目保健センター管理費では、14節工事請負費において、九州電気保安協会が実施した矢部保健福祉センター千寿苑の定期点検での指摘を受けまして、施設の受電設備の改修を行うための工事費を計上するものです。

12ページをお願いします。

6目環境衛生費では、10節需用費において、島木地区飲料水供給施設において、地元地区からの申出を受けて、既設の露出した配水管の布設替えを実施するための修繕料を計上するものです。事業費の2分の1は地元からの負担金を充てるものです。

27節繰出金においては、人工衛星を活用した水道管漏水調査事業を実施するとして、過疎地域持続的発展支援交付金事業の申請を行いましたが、事業の不採択を受けて、事業を取り下げるとともに、繰出金の減額を行うものです。

5款1項農業費です。3目農政費では、18節負担金補助及び交付金において、熊本県の攻めの

園芸緊急生産対策事業の内示を受け、事業実施主体に対し、栗剪定作業用機械導入に係る補助を県3分の1及び町6分の1で実施するものです。

13ページをお願いします。

9款4項社会教育費です。10目図書館費では、公益財団法人熊本市町村振興協会から交付決定のありました市町村交付金、サマージャンボ宝くじ交付金となります、その107万7,000円を図書館費で予算を計上しておりました図書購入費の一部に充てるために、財源組替えを行うものです。

13款予備費は調整です。

続きまして、歳入について説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

14款分担金及び負担金、16款国庫支出金につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、省略いたします。

8ページをお願いいたします。

17款県支出金、22款諸収入につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、こちらも省略いたします。

20款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金として、1,109万9,000円を増額計上しております。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願いします。

令和6年度山都町一般会計補正予算。

令和6年度山都町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億8,400万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年7月17日提出、山都町長です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第49号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 水道関係ですけれども、過疎地域の持続発展支援交付金、これの不採択になった理由ですよね。それと、不採択になって、この補助金が来ない場合、対策として、これ余分にお金が要るとじゃないかなと思うばってんですね、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。不採択の理由ということは、国・県のほうからで、不採択という通知だけですので、不採択の理由については、こちらのほうではちょっと分かりかねます。

この事業については、議員もおっしゃるとおり、非常に重要な事業ですので、すべきとは思いますが、今年度については、関係のほかの補助金についての締切り等が終わっておりますので、

来年度、ほかの補助金、採択の基準とか、あとは補助率とかは変わってくるでしょうけども、を
探した上で、来年度、再度取り組みたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） これ、この事業をですよ、人工衛星で漏水を点検すると、広範囲で
きたんですよ。これに代わるってすんならば、ほかに方法はあるんですか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。漏水調査の方法としては、いろいろあるん
ですけども、例えば現地調査を含めて現地踏査という方法があるんですが、今回、この衛星を使っ
た調査というのが、山間部とか、旧の簡水でいくと、非常に山の里道を使った管路がある場所が
あるんですけども、現在はなかなかそこに行けないとかいうところについての漏水調査が、現地
踏査のほうが非常に難しくなっております。その絞り込みのために、衛星のデータを使った今回
の分を考えておりますので、それと、今回挙げた調査自体が、それだけじゃなくて、現地踏査も
併せた二重の調査を考えていたもんですから、できますならば同じ方法で、衛星データで100メ
ーター圏内ぐらいまで絞れますので、そこへ現地踏査を行うような方法が、今、今回挙げた方法
ですので、同じ方法で再度チャレンジしようと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） ちょっとお尋ねしたいと思うんですけど、9ページの物価高騰対応重
点改善地方交付税、この内容ですね、内訳、どのように、いつ頃から、どのように交付されるの
かということについて、詳細をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。9ページの物価高騰重点対策地方交付金事業
ですけれども、予算書の10ページの負担金補助及び交付金の説明のほうに詳細を記しております。

まず、令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯給付金ですけれども、これは、今年6月の
税の確定により、新たに住民税非課税世帯になる世帯に対しての給付金になります。この世帯は
世帯数として450世帯を見込んでおります。これは、税情報から世帯数のほうをはじき出して、
世帯数のほうを計上いたしております。この新たに住民税非課税等となる世帯につきましては、
10万円の給付金になります。

その次のこども加算給付金ですけれども、これは、先ほどの新たに住民税非課税世帯等となる
450世帯の中で、18歳以下の子どもさんがおられる方に対して、1人当たり5万円の給付になり
ます。同じく税情報から人数等を積算しまして、70名の対象というところで計上いたしており
ます。

それから、定額減税調整給付金につきましては、定額減税給付金におきまして、定額減税しき
れないと見込まれる方の調整給付金になります。これも税情報から積算いたしまして、対象者が
約2,800人を対象ということで、現在計上いたしております。この2,800人に対しましては、調整

給付金に関しては、それぞれ金額が違いますので、これもシステムによって計算をして、それから予算のほうを計上いたしております。現在税情報とシステムのほうで最終的な積算をしておりますので、まず見込額というところで、現在計上させていただいております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 私も物価高騰対応についてお尋ねしたかったところがあったんですけど、令和5年度中に非課税世帯に、何というかな、続けて非課税世帯だったところではなくて、新たについていう、別のについていうことで考えていいんですかねというのが一つと。

減税しきれない分の定額調整というのは、非常に複雑で大変だろうなというふうにお察しいたしますけれども、それは、何というかな、申請をしなくても、役場のほうからされるだけで、何もその対応される、対応の、人と言われましたけど、世帯ではなくて、今度は個人なんですかね。その個人が申請しなくても、きちんと給付されるものなのかというのを一つお尋ねしたいと思います。

それから同じ9ページで、日米共同演習に関わる予算が出されていますけれども、時間外手当が出されている人数と業務内容を教えてください。

それから、この間の住民説明会のときにも、住民の方から随分御心配の声が聞かれましたけれども、もしもオスプレイの事故なり、米軍兵士によるいろんな事故等があったときの対応の予算はありませんが、これについてのお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯につきましては、令和5年度から令和6年度になって、新たに住民税非課税になった方が対象になりますので、令和5年度に住民税非課税世帯となる給付金10万円を受けられた方は対象外になります。

定額減税につきましては、制度が複雑でございますけれども、こちらのほうはプッシュ式で給付をすることになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。調整給付金の給付は福祉課、その算定は税務住民課で行いますので、制度の御説明をします。

調整給付金とは、定額減税を十分に受けられない方々への給付金です。十分に受けられないとは、その方の税額が1人の場合でいうと、定額減税の枠4万円より少ない場合のことです。例えば1人の方の減税の枠は4万円、減税できるのが3万円の場合、その差額が1万円あるので、この1万円を給付することになります。

なお、実際の計算は、これも1人の場合で、町県民税の分の枠1万円と、所得税分の枠3万円、それぞれの差額を計算してから合計します。この合計した額に1万円未満の端数がある場合、1

万円単位に切り上げたものが実際の給付額となります。計算の例を言いますと、減税枠が4万円、減税できたのが2万9,000円の場合、その差額は1万1,000円となります。これを1万円単位に切り上げるので、この方の給付額は2万円となります。

この制度はとても複雑です。実際にはそれぞれの扶養親族の数と所得の状況で、様々な場合が出てきます。個別の給付金の算定の内容について疑問があるときには、税務住民課にお尋ねをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。まず、共同訓練の際の職員の対応なんですけれども、7月28日から8月7日まで11日間、訓練期間がございます。それで、朝の8時から夜の10時まで訓練が予定されております。この期間中、役場総務課のほうでは3人の体制をとる予定にしております。うち2人が訓練期間中に現地連絡本部ができますので、そちらとの連絡調整であったり、何かあったときに現場に出向く体制を2人でとって、1名を役場に待機して、住民さんからの電話対応であったり、そういう受付の対応をしたいと考えております。3人の体制でやっていきたいと考えております。

事故等の発生のときの費用的なものということなんですけれども、今回国の訓練ということで、基本何か事故が起きた際は、国が対応されるのかなと思っております。今のところ、町として、何か必要になるかというのが想定できておりませんので、予算としては特に計上してないところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 定額減税の調整金については、本当に報道とかでも、複雑で、先ほど言われた、本来だったら1万1,000円のが2万円に繰り上げられるとか、不公平感を感じられる方もいらっしゃるかと思いますので、国の制度にのっとってしなければならないところで、町としても大変だとは思いますが、説明は大変だと思います。納得いただけるような説明ができるのかなあと思いますけど、その辺については、国に対しても、これおかしいんじゃないですかということは言っていたきたいと思います。

それと、先ほど訓練の時間を、間違えられたんですね、10時ではなくて20時だというふうに思います。確かに対応していただけるのは本当にありがたいことで、住民の皆さんの不安を少しでも低減していただきたいと思うんですけど、何か起きた場合の対応については、国が対応というのは非常に、予算的にはそうかもしれませんが、人的な対応をですね、地元の警察、消防、消防団にお願いするというような連携をとるというようなことで、この間は言われていたかと思うので、もう一度確認です。やはり目の前で起きていることに対しては、目の前の町がするべきだと思いますので、その辺のお考えをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。御指摘ありがとうございました。ちょっと言い間違えまして、訓練時間は8時から夜の8時まで、待機体制は10時までとっているということです。

先ほどおっしゃいました事故があったときの体制なんですけれども、関係機関、警察、消防であつたり、いろんな機関で連携するような形の連絡網というか、そういうものを体制で整えますので、その体制の中で、どういった対応が必要なのかというのは、その都度協議して、調整していくという形になろうかと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 12ページです。農政費の攻めの園芸緊急生産対策事業補助金なんですが、先ほどの御説明では、栗の剪定に関わる補助というふうに説明がございましたが、組織なのか個人なのか、あと内容をお知らせいただきたいと思います。と申しますのも、栗農家もですね、全体的な農家もそうなんですが、高齢化で、とてももう剪定ができないという栗農家の方の意見もたくさんお聞きしております。それから、運ぶのも大変だから近所の方に運んでもらいますとかいった、頑張ってますね、生産されている農家もいらっしゃいますので、どんなふうにして、この剪定の補助事業がされるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えをしたいと思います。今回、先ほどからもあっておりますとおり、栗の枝の剪定における作業の効率化、省力化を図るため、チップーシュレッダーという機械、剪定枝をチップにする機械ですけれども、この機械を1台導入するものとなっております。実施の地区は清和地区となっております。参加の農家数は3戸、受益面積は677アールとなっております。総事業費としましては168万円、補助対象事業費が152万7,273円で、県の補助金として3分の1、50万9,000円が交付されることになります。それに、町の補助金を25万4,000円入れまして、総額76万3,000円を助成するという形で進めてまいりたいと思っております。

議員からの御意見のとおり、農協の栗部会等も非常に高齢化が進んでいるところですが、今後もいろんな事業を探しながら、栗の振興に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号「令和6年度山都町一

般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第50号 令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第50号「令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第50号、令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

7ページを御覧ください。

補正予算（第1号）説明書です。

収益的収入及び支出。

支出の部より説明します。

次のページを御覧ください。

1款1項2目配水及び給水費につきまして、356万円を減額補正しております。これは本年度計画しておりました衛星データを活用した広域漏水調査が、予定しておりました過疎地域持続的発展支援交付金が不採択により、1,631万3,000円を減額しております。

次に、令和2年度に策定しました山都町水道ビジョンのフォローアップの中で、計画策定時想定以上の昨今の物価及び人件費等の高騰に即した水道事業施設更新計画を見直す必要があり、その再生委託費用1,096万7,000円を計上しております。

また、水道管路情報システム情報の更新委託料178万6,000円を計上しております。これは橋梁に添架をしております水道施設の状況把握と、台帳整理データ更新委託料です。これらの差引金額を減額計上しております。

前のページに戻っていただき、7ページを御覧ください。

収入の部、1款2項6目他会計補助金につきまして、1,631万3,000円を減額補正しております。これは、先ほど説明しました過疎地域持続的発展支援交付金が不採択に伴い、一般会計からの補助金減額に伴うものです。

9ページを御覧ください。

次に、資本的収入及び支出です。

支出の部、1款1項2目配水施設改良費につきまして、1,432万2,000円を計上しております。これは、下山水源の取水ポンプ緊急取替工事や、道路改良に伴う補償工事の詳細設計委託等、当初計画していない費用発生に伴い、本来計画しております工事費の不足分を増額計上しております。

次に、前に戻っていただき、2ページを御覧ください。

令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和6年度山都町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度山都町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

収入、第1款水道事業収益、3億8,661万円、1,631万3,000円の減額、3億7,029万7,000円。

第2項営業外収益、1億8,112万2,000円、1,631万3,000円の減額、1億6,480万9,000円。

支出、第1款水道事業費用、3億7,720万6,000円、356万円の減額、3億7,364万6,000円。

第1項営業費用、3億5,099万2,000円、356万円の減額、3億4,743万2,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書内（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億1,577万8,000円」を「1億3,010万円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、4億7,851万5,000円、1,432万2,000円、4億9,283万7,000円。

第1項建設改良費、2億8,454万2,000円、1,432万2,000円、2億9,886万4,000円。

第4条、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ351万2,000円、3万8,000円である。

次のページを御覧ください。

令和6年7月17日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第50号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号「令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第51号 令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、議案第51号「令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、枝尾博文君。

○そよう病院事務長（枝尾博文君） それでは、議案第51号、令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、今年度新たに委嘱契約を取り交わしたもの、及び、会計年度任用職員の給与費、共済費不足額における収益的収支の補正によるものです。

6 ページを御覧ください。

補正予算（第 1 号）の説明書です。

収益的収入及び支出です。

支出の部より御説明いたします。

1 款 1 項 1 目給与費につきまして、29 万 3,000 円を補正しております。

1 節職員給 25 万 8,000 円の増。これは、新規採用となりました臨床検査技師における指導引継ぎの期間が必要となったため、会計年度任用職員である臨床検査技師の勤務を 2 か月間延長したことによるものです。

9 節法定福利費 3 万 5,000 円の増は、会計年度任用職員の共済費負担金における負担率変更によるものです。

前のページに戻っていただき、5 ページを御覧ください。

収入の部です。

1 款 2 項 4 目その他の医業外収益につきまして、29 万 3,000 円を補正しています。

これは、学校、介護施設の医師、薬剤師、歯科医師における医療保険部分での医科では、学校医、学校薬剤師、介護施設嘱託医師の委嘱契約、歯科の部分では、学校医委嘱契約を今年度より締結したことによるものです。

前に戻っていただき、2 ページを御覧ください。

令和 6 年度山都町病院事業会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条、令和 6 年度山都町の病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 6 年度山都町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順に申し上げます。

収入、第 1 款病院事業収益、11 億 3,505 万 5,000 円、29 万 3,000 円、11 億 3,534 万 8,000 円。

第 2 項医業外収益、1 億 6,548 万 8,000 円、29 万 3,000 円、1 億 6,578 万 1,000 円。

支出、第 1 款病院事業費用、11 億 3,505 万 5,000 円、29 万 3,000 円、11 億 3,534 万 8,000 円。

第 1 項医業費用、10 億 8,734 万 3,000 円、29 万 3,000 円、10 億 8,763 万 6,000 円。

令和 6 年 7 月 17 日提出、山都町長。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第 51 号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 51 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号「令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおりに可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午前11時02分

7 月 23 日（火曜日）

令和6年7月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年7月17日午前10時0分招集
2. 令和6年7月23日午前10時0分開議
3. 令和6年7月23日午後0時11分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第2号）

日程第1 一般質問

3番 眞原 誠議員

10番 吉川美加議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭

2番 坂 本 幸 誠

3番 眞 原 誠

4番 西 田 由未子

5番 中 村 五 彦

6番 矢仁田 秀 典

7番 興 梶 誠

8番 藤 川 多 美

9番 飯 開 政 俊

10番 吉 川 美 加

11番 後 藤 壽 廣

12番 工 藤 文 範

13番 藤 原 秀 幸

14番 藤 澤 和 生

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 坂 本 靖 也

教 育 長 井 手 文 雄

総 務 課 長 工 藤 博 人

清 和 支 所 長 長 崎 早 智

蘇 陽 支 所 長 村 上 敬 治

会 計 管 理 者 飯 星 和 浩

企画政策課長 北 貴 友

税 務 住 民 課 長 高 橋 尚 孝

健康ほけん課長 木 實 春 美

福 祉 課 長 高 野 隆 也

環境水道課長 有 働 頼 貴

農 林 振 興 課 長 松 本 文 孝

建 設 課 長 西 賢

山の都創造課長 平 岡 哲 也

商工観光課長 山 下 公 司

学校教育課長 鈴 木 保 幸

そよう病院事務長 枝 尾 博 文

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告があつておりますので、本日2人、明日3人したいと思います。順番に発言を許します。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） おはようございます。お暑い中、傍聴に来ていただいております。本当に暑中、議場に足を運んでいただきありがとうございます。ありがとうございます。

また、連日連日こうして暑い日が続いておりますと、屋外での作業をなさる方々には健康管理に十分気をつけていただきたいと思います。もう危険な暑さだと思っております。また、屋外だけではなくて屋内にいても、エアコンのない空間などではじんわりと汗ばみますので、気がつきますと水分が不足がちということになっています。しっかりと水分補給を行いながら、熱中症対策など健康に気をつけたいものと思っております。

さて、今年の4月に人口戦略会議という有識者グループが日本全国の2050年の人口を分析、推計しまして、20代から30代の女性の減少率、これが50%を超える744の自治体を消滅可能性自治体という衝撃的な呼称で発表しました。我々が山都町もその中に入っています。

実はこうした推計は10年前にも出されていまして、その際は都市部に引っ越ししていく社会減、ここに注目して推計されておりました。今回の場合はそれに加えて、出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した封鎖人口という推計も加えて推計を出したということです。若い人が移り住むようになって、出生率が低いと人口が減るためだそうです。その数値を調べてみますと、ちょっと面白い結果だったので、ここで御紹介しておきたいなと思います。

消滅可能性自治体、これと対極にあるカテゴリーに自立持続可能性自治体というのがあるので。これが、何というんですかね、これの定義が、若い女性の減少率が20%未満。先ほど申し上げました封鎖人口というものも減少率が20%未満というところだそうです。この自立持続可能性自治体というのがあるんですが、これが近隣町村ですと、御船、嘉島、益城、それから南阿蘇などがありました。

参考までにですが、南阿蘇の推計値ですけれども、4年前、2020年の若年女性の人数というのが、若年女性の定義は20歳から39歳までですけれども、人数が、2020年が558人です。2050年見ますと525人なんですよね。558人から525人ということで、減少率で言いますと5.91%の減です。山都町は、2020年の若年女性の人口というのが640人です。南阿蘇の558人に比べて640人。2050年は何人になっているかといいますと、249人でした。減少率が61.09%減ですね。大きな差があるなと思います。

ところが封鎖人口、先ほど申しましたここに着眼しますと、南阿蘇村の場合、2050年の封鎖人口が505人なんです。558人から505人、減少率が9.5%の減ということで、若干封鎖人口のほうが増減幅が大きい。山都町はといいますと、2050年封鎖人口、640人の2020年の人口に対して681人なんです。41人増えています。封鎖人口で見ると、山都町って6.41%の増なんですけど、増えるんですよ。この数字を見て私、非常に驚きとともに、うちの町に、この山都町に大きな可能性を感じたところです。まだまだ、社会減だけしっかりと対策すれば、山都町の人口問題は解消の糸口が見えるんじゃないかと大きな可能性を感じたところです。

そういうところで、今回は人口減少問題に町がどう立ち向かおうとしているのかを確認したいと思ひまして、質問しようと思ひます。

では、質問台のほうに移ります。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） では、質問に参ります。

広報やまとの中で坂本町長も述べておられましたが、福祉や教育、インフラ整備、産業振興などなど、あらゆる方面、全方位に課題を抱えます山都町ですが、中でも最大の課題は人口減少だと言えらると思ひます。

ちょっと待ちましょうか。

（「ちょっと待つて」と呼ぶ者あり）

最大の課題は人口減少だと言えらると思ひます。人口が減り続けるというこの現象が、他のいろんな課題に大きな要因となつてきてると思ひておりまして、この解消に全力で取り組んでいくということが、町が抱える様々な課題の解決に大きくつながつてると思ひています。

非常に当たり前のような質問をするようすけれども、この点に関して、町、町長の御認識を確認したいと思ひます。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） それではお答えいたします。ただいま眞原議員のほうからありましたように、全国的に地方の過疎化が進む中、山都町も人口減少による少子化問題が最大の問題になっているというふうにお思ひております。

今回の消滅可能性自治体について少し触れてみますと、先ほども議員のほうからもありましたように、4月末に経済界有志による人口戦略会議は、2020年から2050年の30年間で、子どもを産む中心世代である20代から30代女性が50%減ることにより人口減少に歯止めがかからず、自治体運営ができなくなる状態になる自治体を消滅可能性自治体とし、全国の自治体の4割が対象になり、県内からは、本町を含みまして18自治体になるというふうにお公表されております。県内では、10年前の2014年の公表で26団体でありましたけれども、9団体が除外し1団体が追加されたという状況でございます。

一方で、100年後も若年女性が5割近く残る自立持続可能性自治体が7団体、出生率が低く、他自治体からの人口流入に依存しているブラックホール型自治体はゼロ団体、いずれにも該当しないその他とされる団体が20団体あります。

全国的に人口減少が深刻化する中、人口規模の大きい団体は自然減対策、規模の小さい団体は社会減対策が必要として、対策の重要性を示す調査結果となったというふうに考えております。

しかしながら、本調査に対する意見として複数の首長から批判的な意見もあり、一概に本調査が全てではなく、実際に前回調査の2014年の全国の出生者が100万人あったのが、2023年には75万人と、子どもをつくらない若者夫婦や、結婚しない選択をするという社会的要因もあるのではないかと思います。

同じく5月初めには、日本全体の15歳未満の子どもの数が43年連続で減少し、前年より33万人少なくなり、全人口における15歳未満の人口割合は11.3%であり、出生数の落ち込みによる少子化の進行がさらに鮮明になっております。

企業誘致による働く場と安定した収入の確保、戸建てのための宅地造成や賃貸マンション等の住環境整備、福祉の充実による子育てしやすい環境づくりなど、いろいろな課題や対策は考えられるものの、実現するためにはいろいろなハードルがあり、どこの自治体も苦慮している状況であります。今後、これをホップ・ステップ・ジャンプと弾みをつけながら乗り越えられるよう努力していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今回の公表に踊らされることなく、冷静に受け止め、私が進めたいと考えております住みたい、住み続けたい山都町の実現に向けて、行政運営を今後行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 詳しく御説明をいただきました。最後に町長がおっしゃられていました今回の発表に対して踊らされることなくといいますか、一喜一憂し過ぎないように冷静にやっていくというのは重要なと思います。

そういうところで見ましても、4年前、2020年8月に山都町のホームページにも掲載されました人口ビジョンというのがございます。改めて見返しますと、データを活用なさってよく分析されているなというふうに思っています。

全部読みますと結論としまして、人口減少問題を解決するには、段階的に合計特殊出生率を上げることと、それから転出を減少させ転入を増加させることとなっていて、男性で34歳まで、女性で49歳までの方の移動率を2020年度以降ゼロにするというふうに目標も掲げられていました。ちょっと数字が確認できればいいなと思うんですが、これ、2024年の現在ゼロになっているのかなというところですね。もし数字があればこの後の質問のときに、答弁の中に盛り込んでもらえるとうれしいんですけども。

質問は、山都町から他の地へ転出する理由、これ様々にあると思うんですが、自分自身の可能性を信じて新たなステージにチャレンジしていくということは、それはもう対象の場所が山都町内であろうが町外であろうがとてもすばらしいことですので、何というか、行政としてもぜひ応援していただきたいと思うところですが、ただ、そうではない理由、山都町に住むことも可能なんだけれども、他の地と比較した場合に、他の町村に住んだほうが自身としては有利な点

が多いというような、そういう理由での転出があるのであれば、例えば町として、そういう要因が少しでも減るような施策を打っていけるのではないかなというふうにも思うわけです。

となると、転出の動機、理由ですね、この辺りをきちっと把握するということが政策反映にとって重要なと思うんですけども、その辺りの調査分析というのはなさっているのかどうか、なさっていればどういう状況なのか、教えてもらいたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。まず、平成12年の国勢調査によるゼロ歳から9歳までの人口1,567人に対しまして、令和2年の国調では761人であり、20年間で800名ほどが減少しており、その親世代の25歳から39歳の人口も2,372名から1,178名となり、1,194人の減少となっており、どちらの世代も50%強の減少率となっております。

社人研の将来推計人口では、現在の日本の人口に対して45年後に30%の減であり、本町の人口が1万3,000人であり、こちらのほうでは25年後には5,500人となり、60%の減となっております。国は45年後に30%の減、山都町は25年後に60%の減であり、まさに地方からの人口減少ということが数値として示されております。全国的な出生数も下がってきておりますが、過疎化が抱える少子高齢化はどんどん進んでいくものと考えております。

先ほど質問のありました24年度ということでしたけども、すいません、令和5年度で答えさせていただきます。

令和5年度転入者数285名、令和5年度転出者数355名、ここでも転出超過が70人ということになっております。他の地域、地区への移動というところで、転出の動機の調査ということがありましたけども、転出される方になぜ転出するんですかという調査は、ちょっと無理があるのかなというところで、調査は行っておりません。

このような人口減少をいかにして食い止めることができるのか、今後も役場のみならず、町民の皆様と意識を共有しながら、先ほど町長からもありました様々な対策を実施できるよう取り組み、住みたくなる、住み続けたくなる山の都づくりを行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） そうですね。転出される方になぜですかという、何というんでしょう、意識調査というのはやりにくいというのはよく分かります。何というんでしょうね、自分の可能性を信じてといいますか、次のステップということで移動される方に、山都町から転出することに対して罪悪感を与えるというのも駄目だと思いますので、そういうところにつながらないような配慮というのは必要だと思いますが、しかしながら先ほども申し上げましたとおり、政策に、何というんですかね、有効性といいますか、実効性を持たせるためにも、意識調査というのは重要だろうと思いますので、例えば、直接聞くようなスタイルではなくても、今現在、山都町に在住されている方に対してでもいいかもしれませんし、何かしらの方法があると思います。リサーチ会社にそういうときこそアウトソースしてもいいかもしれませんし、機会があれば、できることなら調査してみてもらえればと思います。

参考までになんですけれども、東北活性化研究センターというところが、東京圏に移動した理由ということで女性の方をターゲットに意識調査なさっているんですけれども、これの結果をNHKが発表していたのでちょっと申し上げておきますと、理由の上位5つの中に、まず1番目が、やりたい仕事、やりがいのある仕事が地方では見つからないということが書いてあります。それとあと、東京（首都圏）と比べて年収が少ない。所得の面ですね。それから、公共交通機関などのサービスが劣ると書いてあります。東京と比べるなど言いたいところはあるんですが、そういうことらしいです。あとは刺激が少ないなど、地方の生活は退屈な印象がある。最後に、若者が楽しめる場所や施設が少ないと、ここら辺がトップファイブでした。

何というんですかね、見ていますと、うーんと思うところもありますが、ただ、こういう意識が地方の若い女性の方々にあるんだということは思っておいていいのかなと思います。こうしたデータ、これ東京圏に移動した東北の方々が対象になっていましたけれども、例えば山都町から熊本市ですとか福岡とか、そういったところに移動なさる方々にも似たような意識が潜在的にあるのではないかと考えてもいいのかなと思います。

それと、またあと意識調査ではないんですけど、私が聞いた範囲の個々の事例からいきますと、今言ったようなその仕事とか年収とかいうところ以外にも、例えば子どもの教育が理由でとか、あとは住居取得の面で町内よりも町外のほうが有利だからというような理由で移られている方もいるような話も聞こえていまして、そうしたところも、何というんですかね、大きな理由の一つになっているという、そういうケースもあるようだなとも思います。

そこで、今回はちょっと住居面の政策と、それから教育面の政策について幾つか質問していきたいと思います。

まず住居面なんですけど、転入者を増やすにせよ、転出者を減らすにせよ、結局住むところ、住居がなければ話にならないということは言えると思います。令和3年に国のほうでは住生活基本計画というのが見直されていまして、県も住宅マスタープランというのを改定してあって、社会環境の変化や人々の価値観の多様化に対応するということになっているんですが、町のほうも山都町住生活基本計画というのがある、あるいはあったようなんですけれども、これホームページから削除されていたので確認はできなかったんですが、その後、現在確認できるものとしては、公営住宅長寿命化計画というのがあります。それに基づいて今、町営住宅のいろいろな対策なさっていると思うんですけど、ただこれも策定から10年ほどたっているものです。

そこでちょっと確認したいんですけれども、公営、民営含めたところで、山都町における住居、住宅の供給事情、これは現状どうなっているというふうに認識なさっているのか確認させてください。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。ただいま眞原議員のほうからありましたように、官民それぞれの住宅についての認識についてお答えしたいというふうに思います。

まず、町営住宅関係でございますけれども、町営住宅におきましては、現在43戸の空き家がございますが、これは耐用年数が経過し、修繕費用が膨大になることにより、入居募集を行わず、

まとまった棟数が空き家になった場合、町営住宅に捉われず、分譲住宅を含めた次の計画に進めるために、政策的空き家として処理しております。通常の住宅で退去者が出た場合、2か月程度以降に、毎月入居者募集を行っておる状況でございます。

次に、民間住宅関係でございますけれども、令和元年度に遊休町有地を活用いたしまして、若者定住促進住宅分譲地として山都テラスを、10区画の住宅地の整備を町に行いましたが、全区画において完売に時間がかからなかったことから、今後も需要はあるというふうに考えております。

しかしながら、新たな住宅地として活用できる土地が少ないこともあり、供給としては、需要に対して十分でないというところではないかというふうに考えております。町といたしましては、移住定住支援策の充実を図るため、山の都創造課で業務委託をしております山の都地域しごとセンターで空き家バンク制度をはじめ、空き家を有効に活用したり、町外からの定住を目的に住宅を取得や新設、新築される方への補助金などの支援策の紹介や、申請書類作成のサポートなどを行っております。また、町内の不動産業者から、民間アパートや借家の空き状況の最新状況を今後徴集し、できるだけ需要に合うような物件情報を提供していただいております。

今後、町では遊休町有地の活用を含め、住宅環境の整備につきましても進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） そうですね。高速道路も山都町の中心市街地まで延びてきているということもありまして、都市部へのアクセス、これが大きく向上しています。山都町も、住宅マスタープラン、これはほかの自治体で策定されているところもありましたけれども、これを策定したりしながら、都市部のベッドタウンとしての機能を目指すということもできるのではないかなとも思います。

住居の需要に関しては、先ほど町長の御答弁にもありましたけれども、まだまだ潜在的にあると御認識されているということですが、おおるりメゾンド浜町のような公的賃貸住宅、これの整備であつたりですとか、先ほど答弁にもありました山都テラスのような宅地の分譲地、目指していきたいということだったんですけれども、今現在具体的に何か計画なさっているものというのは何かあるのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えします。建設課において管理している町営住宅は、おおるり住宅を含め、376戸の町営住宅を管理しています。そのうち257戸、68%の住宅が耐用年数を経過している住宅であるため、町の公営住宅等長寿命化計画、これにつきましては、令和6年の3月に改定いたしております。これに基づき、近年では、牧野住宅、二瀬本住宅、小原住宅を社会資本整備総合交付金の補助事業を活用し、居住性の向上の改修工事を実施しています。また、本年度、南田住宅の建て替え更新工事を2戸予定しておるところです。

新たな計画としまして、建設課では、前梅田町長の指示を受け、住宅可能性調査を令和5年度

に実施しました。内容としましては、下市地区の千寿苑横、ふれあいの里構想の町有地、米生地区、旧菅原織物工場の跡地、滝上地区、旧そよう病院の跡地、これを図上にて造成工事を行った場合、どれくらいの区画ができるかを調査しました。坂本町長の下、今後の住宅政策において、町有地の有効活用に役立てていきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 下市、米生、滝上ですね。旧町村で言えば清和、蘇陽、矢部、全てにおいて居住可能性として調べられてたというところで期待したいと思います。

続きまして、執行部も把握なさっているとは思いますが、先ほどの町長の答弁にもありました、空き家の利活用、これに関してもやっぱり多くの需要があると思っております。地域しごとセンターを請け負っていらっしゃる職員の方々も、一生懸命頑張って空き家の登録だったりマッチングだったりなさっていると思うんですが、今の制度だと結構限界に来ているような気もしています。

そこで、いろいろ、今後の展開、工夫はされていると思うんですが、実は議会のほうでも、経済建設常任委員会のほうでは高知県梶原町に研修に行きまして、サブリース制度を導入して10年以上たっていましたので、その取組だったり有効性などを確認してきたんですよ。ここ山都町でもサブリース制度導入できないものかと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、平岡哲也君。

○山の都創造課長（平岡哲也君） お答えいたします。自治体によるサブリース事業は、自治体が所有者から空き家等を長期で借受け、必要な改修を行い、移住者等へ賃貸を行う制度です。

サブリース事業のメリットとしては、住宅を新しく建築するよりも低予算で行うことが可能で、自治体による借受けとすることで、入居者や所有者の安心感も生まれます。また、自治体による空き家改修工事に対しては、国、県の補助金を活用することが可能です。住宅所有者の管理の負担軽減になるということも言えると思います。

反面、まずはサブリース住宅の選定について、しっかりとニーズ調査を行うことが肝要です。また、行政側にとっては、住宅の維持管理、修繕、家賃の徴収などの業務が増えることにもなります。住宅によっては、耐震診断や耐震改修が必要となることも考えられますが、その分かかる費用も増えてきます。公費で改修した住宅の家賃だけで改修費用を賄っていくことは難しいとも推測できます。

サブリース事業の導入に当たって、このような課題を解決するにはどのような方法があるのか、町の空家等対策協議会の委員の皆様にも諮りながら、また、町の財政事情と国や県の補助金の活用も考慮しながら、今後考えていく必要があると思います。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） では、有効性は御認識いただいているということですよ。

超えていかなければいけない課題といいますか、ハードルがいろいろありまして、そこを今いろいろ調査なさっているというか、向かう方向で検討なさっているというふうに今答弁で聞いた

ところですよ。期待したいなと思います。

あとほかにもいろいろ、山都町、移住者に向けたいろんな支援策を展開されていますけれども、そんな中で、住居の取得に対しての補助制度というのがあります。今年度も当初予算のほうで予算がついておりまして、力を入れてあるなと感じたところですが、ところが今年度は既に予定数に達してしまったと聞いています。

またこの制度は、もちろん制度趣旨からそうなんだと思うんですけども、山都町外からの転入者を対象とされていて、山都町在住の方で新築を建てたり、中古物件を購入しようという人は対象になってないということですよね。ただ、若い人たちの中には山都町内の方々と、そういう方々もいると思うんですよ。結婚しました、親元を出て今新しく家族で住みますという方々もいらっしゃると思いますし、職場に近いところに家を構えたいという方もいらっしゃるような気がします。そうした人たちに対しては、これ見方にもよるかもしれないんですが、移住者の方には100万円でしたかね、出ますよというところなのに、町内在住者だと出ないとなると、ほかの近隣自治体でそういう政策をやっていると、やはりそちらにモチベーションというか、インセンティブ働くような気がしますので、その辺りも少し注意しながら制度設計が必要なのかなと思います。

今、見直しをなさっているとも聞いていますので、今後のブラッシュアップに期待していきたいなと思うんですが、こうした補助金の制度は、実は財源が必要ですよね。予算の予定数に達せば、そこから申込みを締め切らなければいけない事態も出てくると思うんですが、例えば固定資産税の減免なども、これも住居の取得を後押しする施策になるかなと思うんですが、ただこれはそもそも財源を必要としませんよね。また、これ近隣では宇土市が昨年度までの制度としてやっていたんですかね、今年の7月に建てた部分まで適用みたいなことが書いてあったと思うんですが、やってはいます。結構、財源を探す必要もないですし、即効性があるのかなと思うんですが、これ山都町でも導入できないものなんでしょうか。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。固定資産税は町税に占める割合が約6割と最も多く、自主財源が乏しい本町にとっては貴重な財源となっています。よって、国の制度によらない町独自の減免制度を新たに設けることには慎重にならざるを得ないと考えます。

なお、地方税法の規定により、新築住宅については、戸建ての場合、新築から3年間、固定資産税が2分の1に減額されます。また、耐震性や省エネルギー性などに優れた長期優良住宅は、この減額の期間が5年間となっています。

ちなみに宇土市は、新築住宅に対する固定資産税の独自の減免制度により、先ほど述べた期間中の税額を全額免除されています。しかし、令和6年度から新たに住宅取得に係る補助制度などを設けられることに伴い、見直しにより、今年度でこの減免制度は廃止をされます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 貴重な自主財源ですので、そこを慎重になるということは当然私も理

解はします。ただ、何というんですかね。例えば、家を建てなければ、そこに固定資産税がかかってきませんので、そもそもそのままですらゼロ。それがしかし、向こう5年間減免するけれども、そこから先また税収のベースになるというものがそこにできるということに関しては有効なのじゃないかなという、そういう考え方もできるかなとは思いますが。慎重に制度設計することは重要だと思います。しかしながら、いやそれはもうはなから考えないということではなくて、やはり有効な手法として考えがあるのであれば、それは向かっていってもらえればありがたいなと思います。ぜひ頭の片隅にといいいますか、政策を考えられるときの方法論の一つとして思っておいていただければなというふうに思います。

それでは次に参ります。次は、教育の面に関して質問をしていきたいと思っております。

若い世代の町外転出、これの要因として、冒頭申し上げましたとおり、教育も大きな要因になると思っています。教育政策について質問していくんですが、まずお伺いしたいのは、およそ1年前に我が町を襲った豪雨災害、この影響で計画が白紙に戻っています、白紙と言っているんですかね、一旦立ち止まろうというところで見直しを今なさっていると思いますが、義務教育学校の整備について、この現状を説明していただきたいと思います。また、今後の進め方もお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） お尋ねの義務教育学校の設置につきましては、令和3年度に山都町学校規模適正化基本方針を策定し、矢部、清和、蘇陽の3地区にそれぞれ義務教育学校を設置する方針を定めました。令和4年度に清和地区義務教育学校設立準備委員会を設立し、目指す学校像、整備方針、建設予定地等について検討を行い、令和5年3月に清和地区義務教育学校基本構想・基本計画を策定したところでございます。その後、検討を進めていく中で、建設候補地の一つが、昨年7月3日豪雨により溢水もあったこと、また、改めて立ち止まって児童生徒の将来予測を算出し見直したところ、令和3年度、設計しましたときの推計と比較しても、令和12年度児童生徒数が町全体でマイナス84人と、減少傾向が見過ごすことができないような状況になったことから、立ち止まって検討することとし、安全確保の実現、予想される建設費等を含めて協議を重ねてきているところでございます。

今後は、災害発生にも備えられる、安全で最適な学校用地の確保、予想を上回って進んだ少子化に対応した整備計画、建設費の高騰を考慮した新設や改築の選定等について検討を進め、町長部局との調整を経た後、ある程度方向性の案が整理できましたら、住民説明会などにより説明及び意見聴取等を行い、適正な学校整備方針の調整を進めていくところでございます。ただいま、何年先を照準にして整備を進めるか、そういったところが賛否両論といいいますか、この少子化の中、あるいはいろいろな課題の中でその見極め等に協議を進めているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 大きく3項目挙げられて、そういった用地の確保ですとか子どもの減少の方向性とか、あと建設費とか、そういったところも協議されているという答弁だったと思いますが、子どもたちといいいますか、学校利用者たちは年々進級していくわけです。もちろん、1

年生から中学3年生までという学年だけで見れば、ずっとその学年に子どもたちはいるんですけれども、一人一人の対象となる児童生徒たちというのは、当然ながら1年1年進級していくわけで、中学3年生の子たちは、来年はもう義務教育課程から外れていくということになります。

保護者からしてみれば、我が子が利用する学校の環境というのはリアルタイムですので、そういうところも、今急いでいらっしゃると思いますけれども、念頭に置いていただきながら、協議を進められるにしても、どのようにしていくのか、もうあれから1年もたっていますので、進展の報告が聞けるような、住民の皆さんが進展の状況が把握できるような、そういう、もう少しスピードアップした議論があるといいなと思うところです。

それで続いてですけれども、今度は家庭学習のことにに関してちょっと質問していきたいんですが、学習環境の整備、これは当然ながら教育環境の整備は学校を中心に進めていくと思いますけれども、家庭学習というのもやはり、学校教育を補完するという面ではとても重要だというふうに言われています。

調べますと、いろんなところで言われているんですが、なぜならばというところで見ますと、子どもたちの日常生活でできることが増えるとか、あとは子どもの将来の可能性を広げるとか、そういうことが書かれています。ちょっと抽象的で分かりにくいんですけれども、要するに学校で教わる、例えば算数・数学ですとか、国語とか歴史とか道德とか、そういったものをしっかりと定着させることが大事だと言っているんだろうなというふうに思うんですが、子どもたち、児童生徒たちって個性がありますので、同じ教室の中で同じ時間で先生からの授業を受けて、その場で理解できる場合のある生徒児童もいれば、なかなかやはり時間をかけて理解していく生徒さんもういると思うんですよね。その差を埋めていくのがやっぱり家庭学習だろうと思いますので、家庭学習は非常に大事だなと私思っています。

そのことに関してで、何よりも授業で分からなかったこと、しかしながら家庭学習、家に戻って学習すれば分かったぞとか、友達に聞いたら、なんだ、そういうことか、よし分かったとか、理解が進めば、自己肯定感もそこから醸成されると思っています。そういう意味でも非常に重要なこと。

こうした家庭学習の重要性に関して、町はどのように捉えていらっしゃるのか。それと、各学校の取組や家庭との連携、これがどうなっているのか教えてください。

○議長（藤澤和生君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 家庭学習の重要性、そして有用性等につきましては、今、議員御指摘のとおり、同感でございます。家庭学習習慣を含めまして、早寝早起きや節度あるメディア視聴等、望ましい生活リズムや家庭生活習慣を身につけることは、将来にわたってよりよく生きる力を身につけることにつながると考えます。

小中学生の学力向上を図る上で、家庭学習は非常に重要な役割を果たしております。学校で学習したことを家庭で復習することによる学習内容の定着化、家庭学習に取り組むことによる自ら学ぶ意欲の向上などが図られるものと思います。自ら家庭学習の時間を決めるなど計画的な取組を行うことで、家庭での時間の過ごし方を学び、自分で考えることで、自分に必要な学習内容を

考え、課題に取り組んでいく力を身につけることができると考えます。

家庭学習の取組につきましては、これまで各中学校区の学力向上研究指定事業を各中学校区ごとに取り組んできてもらっております。その成果を生かしまして、帰りの会のときにプランニングタイムと銘打って、自分で自らの家庭学習の計画を立てて、そして自ら実施するというような取組を全小中学校で進めていただいております。

また、家庭学習の手引などを学校で作成しまして、家庭学習の必要性、あるいは学年に応じた目標の学習時間や取組の仕方など、保護者へも資料などを通して家庭学習の必要性の周知を行い、家庭と一緒に取組を進めているところでございます。

もちろん、学校におきましても家庭学習の成果の評価を積極的に行ったり、あるいは、その模範となるような家庭学習の取組のノートの紹介をしたりというふうにして、全体の底上げといえますか、意欲を持って家庭学習に取り組むようなことも取組として行われているところでございます。

また、郡におきましても学力向上というのは大きな課題として取組がなされて、郡の学力向上対策会議では、各学校関係者、そしてPTA代表等も参加していただいております。保護者による意見、あるいは保護者の持分として取り組んでいただくようなことの啓発等にも当たっていただいているところでございます。例えば、学力向上につながるという意味では、家族の触れ合いの機会を設けるようにしようとか、あるいは家庭での学習習慣を整えるように家庭でも声かけ等頑張りましょうとか、読書の推進に努めて頑張っていきましょうとか、情報モラルの育成についても家庭でも協力してやっていきたいと思いますというふうに、それぞれの持ち場で学校、家庭、地域等が連携してやっていこうということの取組項目等も示して、全体として学力向上につながるようなことを進めているところでございます。

また、県の学力調査等では実態調査とアンケート調査等もございます。こんな中で、家庭学習の時間が特にないか30分以内とかいう回答する子どもさん、あるいは読書も全然しないというような子どもさん、そういった、どちらかというともう少し頑張してほしいという子どもさんへの底上げ的な取組も、そういった情報の分析を基に取り組んでもらっているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 家庭学習の重要性というところは、もちろん私が申し上げるまでもなく、国、県、郡、町、全てにおいてその重要性を理解といいますか、重要性から進めていらっしゃるということが、取組内容も今の答弁からよく分かったところです。

こうした家庭学習、非常に重要なんですけれども、そこをお子さんたちというか、児童生徒たちが楽しみながら取り組めるというのが一番大事なかなと思います。そんな中で楽しめるかどうかというのは本人の、何でしょう、価値観にもよるかもしれませんが、GIGAスクール構想によって1人1台タブレット、これが導入されました。記憶に新しいところですが、もうでも導入から4年ですかね、がたつと思います。家庭学習の充実にもやはり大きく貢献するということ当時、私も期待しておりました。やはり子どもたちはデジタルデバイス、なじみが深いので

ですね。ノートと鉛筆よりは、タブレットのほうが取っつきやすいといえますか、取り組みやすいところがあるかなと思っていました。期待していたんですけども、導入当初からいきなりその最大活用というのは難しいだろうと私も思っておりましたが、しかし、4年もたっておりますし、教職員の方々もそのタブレットの活用範囲というのは広げてもらっているのではないかと期待するところなんです、現状どうなっているのかお聞かせください。

特に、クラウドサービスを活用することによって、先生の事務量が大きく軽減されるということも、具体的な事例で紹介されているのも私も読み聞きましたところです。あとは、児童生徒の取組状況ですとか理解度、こうしたところの把握も、クラウドサービスを活用すると飛躍的に向上するということも聞き及んでおりまして、そうしたクラウドを意識した活用の広がりがあるのかどうかもお聞かせください、お願いします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えさせていただきます。学校訪問時の授業参観などで状況を見ると、各学校で積極的に活用されている様子が見えます。教材提示、児童生徒の考え方や解答の紹介、班別協議による練り上げ、映像情報等による調べ学習、学習内容の確かめや定着に向けた練習問題など、各指導者の指導計画に沿った活用が図られています。

クラウドの活用につきましては、全タブレットに学習用システムであるロイロノートを導入しています。インターネットを通して、児童生徒と先生、児童生徒同士で情報を共有しながら学習を行うシステムになります。例えば、先生があらかじめ作成した問題や課題を、児童生徒のタブレットに送り、児童生徒は個人またはグループで取り組み、タブレットから先生に提出したり、電子黒板などを活用し発表したりすることができます。授業で使用したデータ、児童生徒の解答などは保存することができ、児童生徒の学びの状況や授業の振り返りなどに活用をされています。

山都町では、ICT支援員を令和3年度から継続して導入していることにより、使用方法や活用方法は各学校で進んでおります。タブレットは全学校で電子黒板と一緒に毎日授業で使用しています。一部の学校では毎日持ち帰り、家庭学習に使用するなど、有効な教育機器として活用が図られているところでございます。

以上になります。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 活用が広がっていて安心しました。やはり、もうせっかく導入しますので、最大限に活用していただいて、もっともっと学習効率が上がればいいなというふうに思います。おうちに持って帰って生徒たちがそれを活用してまた家庭学習に、充実につなげているということも重要な面かなと思います。

こうしたICT技術に関しては、この導入は特に家庭学習で、もちろん教室での授業でも有効だと思いますが、やはり家庭学習というところで、先生方が家庭学習の状況を把握するということも含めて、非常に有効だなと思っているんですけども、しかし、これを家庭でとなってくると、インターネット通信環境、これが非常に重要になってくると思ってまして、しかしながら、これは家庭ごとの方針ですとか、あるいは経済状況などによっても差が出やすいと思われ

ます。

学習環境にそういう格差が出ないようにするというのは非常に重要なことだと思うんですが、ここに対してどういう対策を行っていますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） まず、家庭学習への取組という点では、子どもたちの放課後の生活といたしますと、習い事でありましたり、スポーツ活動でありましたり、中には6時から8時過ぎまで活動して家に帰り着くのは9時過ぎとか、そういうお話も伺いますので、それぞれの家庭の方針によって、家庭学習という点での取組には相当の多様性があるかなということを推察いたすところでございます。

経済的な状況ということでございますので、その辺が出ないようなための方策としてということで御返事をさせていただきますと、家庭の経済状況などにより、学ぶことへの格差が出ないような取組ということでの例を御紹介させていただきます。

一つ目には、就学援助費として、経済的理由による就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しまして、入学用品や学用品、修学旅行、給食費などに対する援助を行い、児童生徒の円滑な学校生活を図る、進めることを目的に実施しております。

それから次に、保護者負担軽減費として、町独自の取組としまして、全児童生徒1人当たり1,500円の学習教材費を補助しております。

また次に、タブレットを使用した家庭学習や長期休校等の遠隔授業に対応するために必要なインターネット環境の接続につきましては、家庭に光回線契約がない場合は、モバイルルーターを学校を通して貸出しを行い、インターネット環境がない家庭への対応を行っているところでございます。

また、夏休み期間中には中学3年生を対象としまして、地域未来塾を開催し、学びたい生徒に対する学習機会の提供等を無料で実施しているところでございます。

また、家庭での読書推進等につきましては、町独自で司書を2名配置しまして、学校巡回とはなりますが、そういった中で読書推進に向けての取組をして、これは学校の中でも大変好評を得ているところでございます。学校の先生方も家庭での読書を推進しますが、この司書によります推進等によりまして、さらに読書推進が進むようにということでの手だてを講ずるなど、独自の事業も進めているところでございます。

これらの各事業によりまして、各学校で学ぶ際に経済的な差が出ないような取組をということで、取組を進めているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今、教育長から非常に重要な点に関して答弁をいただいたなと思っております。

もちろん、冒頭言われましたようにスポーツですとかそういったものへ、何ていうんでしょうかね、かなりの時間を割いている児童生徒さんたちがいることも十分承知しておりますし、体育という面からはぜひ大いに励んでいただきたいと思いますと思いますが、デジタル、デジタル言っていま

すけれども、それが全ていいという、だからそこだけをやれという話ではなくて、バランスよく取り組んでいく。しかも、そのデジタルを活用しますと効率が上がるので、学習効率が上がる部分、体育面だったりスポーツ、運動面だったり習い事だったりに時間が割けるのじゃないかなと、そういう面もあるかなとは思っております。

そして最後になりますけれども、学校給食に関してちょっと質問をしたいんですが、教育における山都町らしさと言え、これ自校式の給食は僕はもう絶対外せないと思っています。小学校、中学校と、山都町の学校の給食は他の自治体に対して、私はもう胸を張れる内容だと思っています。6年間食べさせていただいた私の息子も、小学校、中学校の給食はすごかった、よかったというふうに今でも言っていますので、もう自信持って言えると思っています。

自校式、これはやっぱり利用者である児童生徒、そして先生方に大きな利点がありますね。出来たてを食べられるというのは、やっぱり何より幸せなことだろうと思います。おいしさもその分引き上がってきますし、児童生徒の食べ残し、これもほとんどないというふうに聞いています。あとは、主食はお米になっていると思いますが、たまに出されるパン、これですら給食室で焼いている学校もあるというふうに聞いています。

各校に給食室を置くということは、町にとってみれば財政的には不利、これはもう間違いないと思うんですね。財政的に不利な面もあると思いますが、しかし、利用者にとって利点しかないそうした自校式の給食を採用しているということは、財政的に不利でも、それでもやっているんだということは、山都町教育環境にとっては他地域、他町村にとって大きな優位性だろうと思うわけなんです。

無償化の話とかいろいろありますけれども、そういった議論はまた脇に置いておいて、今後煮詰めていくにしても、今回質問として私が最後に上げていますのは、そうしたうちの町の優位性である自校式のおいしい給食、これをもっと町内外にPRできないかという話です。なかなか話題として上がってこないように感じていますので、この辺、話題として広めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。学校給食の提供は、山都町の小中学校で行っている自校式の方式や、給食センターにより複数校対応するセンター方式などがあります。

令和5年度に山都町学校給食体制検討委員会を設置し、学校給食の運営方法等について検討を進めました。その中で、コスト効率性、適正人員の確保、給食提供の質の確保といった観点から、本町においては自校式給食が最善であるとの結果を受け、今後進めていく義務教育学校においても自校式方式として検討を進めていきます。

自校式の場合、学校で給食を作ることによる児童生徒への食育、学校の要望への柔軟な対応、有機野菜といった地元食材の活用を積極的に行うことができています。地産地消やSDGsの取組として新聞などにより報道されることもあり、山都町学校給食の特色を知っていただく貴重な機会となっております。

今後進めていきます義務教育学校の設置と併せて、山都町の学校給食の効果を上げていきたい

と考えます。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） せっかくおいしい給食を各校とも提供していらっしゃるの、ぜひPRしていただいて、山都町の学校に子どもたちを通わせたいと思う親御さんたちが増えるようにしていただきたいと思います。

今回、人口減少の解消に向けて住宅政策と、それから教育政策について質問をいたしました。公だけ、自治体だけでできることではありませんので、官民しっかりと連携しながら、若い世代が住みたくなるような町をつくって、消滅可能性自治体などという不名誉な呼称はさっさと返上してしまいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、3番、眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時11分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） おはようございます。10番、吉川です。

本日もお暑い中、町内外より傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。暑い夏がやってまいりましたが、比較的高い標高に位置する山都町では、木陰を涼しい風が吹き抜け、都市部のヒートアイランド現象とは程遠いのではないかというふうに感じています。夕方になれば自然と気温が下がり、熱帯夜とは無縁の生活です。このような利点を移住のメリットとしてアピールをしていきたいところです。また、夏の夜空はすばらしく、今年もたくさんのキャンプの方が訪れられることだというふうに思っております。

また、この暑い中に町内の国道、県道、町道の草刈り作業が行われています。作業を請けていただいている建設業の皆様には深く感謝を申し上げます。

先日、熊日にも掲載されておりましたが、自治体が管理する道路のデータというものがございました。山都町は1,052本の道路の管理、その総延長は944キロとありました。本町は県下の町村レベルで断トツの1位です。どこの自治体も財源と人員の確保ができないのが課題だというふうに書いてございました。

さて、今年3月末に清和文楽と人気漫画ワンピースの新作が披露されました。今回は清和文楽館で定期公演の演目として改めて上演されております。初演は大入り満員、ゴールデンウィークの特別公演もたくさんのお客様でにぎわいました。先週末から始まった夏の定期公演も秋まで続きます。今回は特別な上演ということで、保存会以外の町民の方にも支えていただいているとこ

ろです。防災無線等でも呼びかけておりますが、まずは町内の方々に、足を運んで大いに楽しんでいただきたいと思いますと思っております。

本日は、今までも幾度も質問を重ねてきたものの繰り返しもございますが、新体制の下、改めて何うものですので、一つ一つを問題提起とさせていただきます。町長はじめ、担当の課長方にも前向きに考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、質問席に移ります。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） では、通告に沿ってまいります。

まず初めに、町長が選挙の際によくおっしゃっていた言葉、「山都町が合併して来年で20年、旧町村の壁をなくし、山都町の一体化を目指します」、これを思い出します。

合併時に1万8,000人いた人口は、今や1万3,000人へと減少しました。第1次総合計画において、2015年、合併後10年には1万7,000人に踏みとどまりたいという目標がございましたが、その時点でも1万5,000人台へと減らしております。現在は5,000人の人口減。

坂本町長は、自治振興区の立ち上げの際のこともよく御存じだと思いますので、当時と現状の変化をどう捉えていらっしゃるか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。自治振興区につきましては、合併後に制度として確立いたしました。自治振興区には、町からの助成金として2,600万円交付している状況であり、加えて、独自事業補助金につきましても、各自治振興区に30万円、28の区に、合わせまして840万円を交付して、合計3,500万円ほど交付をしております。助成の趣旨といたしましては、地域社会の運営及び課題の解決、並びに地域振興に係る活動を自主的に行う自治振興区の運営及び活動に対して支援を行っております。

先ほど議員からもありましたように、山都町が合併しまして20年たちます。この自治振興区につきましても、当初はかなり地域に地域班職員も入りまして、いろいろなその地域ごとの特徴を生かした活動を行えるような、柔軟性を持って、これまでも活動をしてきていただいております。

ただ、少子高齢化が進む中で、若い世代がいない中で、当初の自治振興区の運営等はなかなか行えてないというような状況であるというふうに考えておりますので、今後につきましても、この地域の状況をしっかりと把握した上でそれぞれ、これだけ広い山都町でございます、各地域の地域性がございますので、そういった地域性を生かした活動が引き続き行えるように、町といたしましても支援をしていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 先ほどの3番議員の話にも消滅可能性自治体の話が出てきて、また、町長も答弁の中で詳しく、その数値について述べられたところです。今、本当に、山都町を含む多くの地方自治体が消滅の可能性があると言われ、どうしたら人口減を食い止められるのか、また、どうしたら若者の定住を確保できるのかと知恵の絞り合いになっているところです。しかし、

なかなか明らかな打開策は見えていないというところが正直なところでしょう。

7月18日の熊日、読者のひろばに前副町長が投稿されていました。その文章の中をちょっと一節。「私たち町民は、たとえ消滅自治体と言われようと、この町を愛し、この町に住み続けたいと願っている」という一文がございました。私も全く同感です。

合併当時につくられた住民自治の仕組みである自治振興区も、人口減、高齢化と、当時中心で活躍された方々、60代、70代、それぞれプラス20歳の年を迎えていらっしゃるということです。前例踏襲の形が変わらず、戸数が少ない地区では複数の役を担わなくてはならず、毎年のように役を続け、もう辞めたいという声があちこちから聞こえてきます。20年たったこの制度の見直しをしなければ、毎年の役員改選の苦労が終わりません。生き生きと地域を運営できるような取組を考えるとときではないでしょうか。

今、先ほど町長がおっしゃった地域独特の独自性、そしてその環境、そして全体においては3,500万円の交付をなさっている。これも途中でいろいろな改正があった歴史があるというふうに思っています。なるだけ皆さんの活動が本当に実地で自主的に進められるようにという思いから制度も考え直しはされているところですが、もうこの役員の成り手がいないというところで、大変な壁に打ち当たっているということがあると思います。

本当にこの28自治振興区をうまく生き生きと活躍していただくためには何をしたらいいかなというところですが、先日、福祉課の担当課長と話をしていたときに、スマートシュリンクという言葉に出会いました。このスマートというのは賢いという意味、そしてシュリンクは縮むという意味なんですね。人口は減っても、山都町の広大な面積は縮みようがありません。賢く、無駄を省いて組織を集約し、団体の解散をするという一歩手前で踏みとどまることができないかというふうに考えたところなんです、そのような仕組みの在り方、今までながらに交付金をあげて、お願いねというのではなく、やはり制度そのものの、幾つも複数の役を担わなければならないものから解放され、地域のつながりをより深くできるような具体策を皆さんで考えていきたいと思うのですが、このような役を幾つもからわなくてはいけないというふうな制度の負担の軽減ですね。そこら辺について何かお考えが今のところあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。役員の成り手がなく、それが原因として各種団体が解散または休止されているという実態は承知しております。役員になると、忙しい、負担が大きいといったイメージがあり、できれば役員になりたくないと考えている方が多いと思われます。時代背景を考えたときに、老人会や婦人会、青年団等の各種団体がにぎやかに活動していました40年から50年ほど前に比べまして、今では多種多様な楽しみ方や生き方があり、団体への所属を嫌う人も多くなってきたというふうに考えております。そのような時代の流れの中で、会員の減少や団体の解散を止めるために、その団体が参加者にとってメリットがあるのか、役員を押しつけられたり、役員にだけ負担がかかったりしていることはないか、負担となっていることは減らしたり、なくしたりする工夫ができないかなど、団体の活動を精査し、話し合いをもって解決策を見いだすことが一番大切なことではないかと考えております。昔からあるルールにとらわれず、

地域の実情に合った取組方に柔軟にシフトしていくことが必要と思われます。

活動助成金に関しましても、均一した取組を求め交付したりするものではありませんので、各地域、各団体の特色を生かしながら、無理なく、みんなが楽しんでできる形で、それぞれの地域に合った形で活動していただきたいというふうに考えております。

例えば、今年度解散いたしましたシニアクラブの中には、シニアクラブから退会するけれども、自分たちの地域で行うゲートボールは続けようということで、定期的な集まりを続けられております。また、隣の地区のシニアクラブに加入される事例もあります。各自治振興区には、町職員が地域班として張りつけてありますけれども、地域班からあらゆる情報の提供やアドバイス等も可能ではあります。地域班の職員の協力、また、地域班の職員の在り方等につきましても、今後、町といたしましても再度見直しをしながら、それぞれの地域に合った活動ができるよう支援をしていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 御丁寧な回答ありがとうございました。さすが坂本町長、現場で一生懸命やってこられたということで、頭の中に入っていらっしゃるというふうに感じたところです。

ところで、急に答えが出るものではないと思うんですが、今、町長がおっしゃったように、今年に2回ですか、自治振興区の会長を集めての会議があつてございますが、それがただの連絡通達事項だけでなく、今のような課題を協議できるような場に高めていただけたら、問題提起を、やっぱりそちら側からも意見を伺いながら、やっぱり各地域性というものもありますので、今おっしゃった、交付金に縛られるものではないと、決まった役をしなければならないものでもないということであれば、やはりしっかりと地域で話し合いをしていただくような促し方。

今、地域班の話も出ましたが、やはり地域班は、やっぱりばらつきがあると思うんです。やっぱりその地域から職員が来ていないところもあるわけでしょうから。または複数いるところもあるわけなんで、そこら辺のバランスとかですね。そういったところも考えながら、そうゆっくりもしていきませんが、こういったことを課題に上げながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、今おっしゃったシニアクラブ等々の問題も本当に同じです。シニアクラブは、合併当時6,000人を超える会員がいらっしゃいましたが、現在では3,000人台と減少しています。中には、今、町長から御案内があつたように活動休止をされている地域も出てきました。役の担い手がいないということも原因の大きな中身というふうに聞いています。

町長が、それこそ選挙のときに、高齢化が進む本町にあつても、元気なお年寄り町の財産だというふうにおっしゃっていました。高齢化率は52%を超えたわけなんですけど、65歳以上の高齢者6,788人のうち約2割の方が介護の認定を受けていらっしゃいます。しかし返せば、あとの8割は介護のお世話にならず、自分で自分のことを賄いながら生活しておられるということが、その裏づけになっているのではないかというふうに思っています。しかし一方では、元気な高齢者が多いことが逆にシニアクラブへの加入を遅らせているのかもしれないかもしれません。婦人会も同様ですし、

社協が展開している30の地域の福祉の会も同じ現状でしょう。

このような仕組みが衰退すると、共助の力が少なくなることが心配です。もちろん、先ほど出てきたように、そういう、いわゆる仕組みがなくても昔からちゃんとやってきたぞとおっしゃる方もいらっしゃいます。地域の見守りを支えている組織の減退をどういうふうに捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。社協の地区福祉会として30地区福祉会が現在ございます。その一番大きな役割として、地域住民の実態とニーズを把握し、関係機関につなぐことと考えております。地区福祉会の役員の成り手不足も懸念されますが、人口減少が進む中で、年齢に関係なく、今いる人たちが自分も支え手であるという自覚を持ち、最終的には地域の皆さんが見守りの視点を持つことができるようになることを目指して、活動に取り組んでいただいているところです。

福祉的な視点での地域の気づきを促すために、地区福祉会の委員研修や、2年前から見守りあんしんネットワーク会議を開催し、気づきのポイントに関する情報共有も行っております。この見守りあんしんネットワーク会議とは、町、社協、警察、消防、金融機関、ガス会社、コンビニ、宅配業者、民生委員、地区福祉会の委員さんの情報共有会議で、矢部、清和、蘇陽の3地区で、年1回行っている情報共有の会議です。見守りは地域住民だけでなく、見守りあんしんネットワークのメンバーを中心として、そのほかに水道の検針員さんやタクシー業者の方などの事業所も見守りの資源として捉えて協力を依頼すると、多方面からの視点で、よりきめ細かく見守りの目が届くと考えております。

見守りは、役場だけ、社協だけ、地域福祉会だけという単体でなし得るものではないと考えております。住民一人一人が何げない見守りを日々行うことができるような地域づくりを今後目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） まさに今課長がおっしゃったようなことなんですよ。なので、例えばその地域の福祉会が、やれサロン活動しなくちゃいけないよねとか、やれ福祉まつりやらなくちゃいけないよねとかそういったところを負担に考えていらっしゃる向きもあるようなんですよ。だから、今のような意思を、今のようなことなんだよということをもっと広く、やっぱり住民というか、地域の人に知ってもらう必要が。幾重になってももちろんいいと思うんです、見守りというのは。今おっしゃったようにいろんな方々が重なり合って、早めにそういった方々につながっていくということは非常に大切なことだというふうに思います。組織に頼らずということではあります。

でも一方で、やっぱりそういった役を担ってしまった以上、すごく責任感があって、やらなくちゃいけないという人たちも多い、やっぱり真面目な方がすごく多いので。そういったところの方々の御負担、心の負担というか、体の負担というか、そういったものを、そうじゃないんだよ

ということも重ねて啓発を進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。地域見守りネットワーク、大変いい取組だというふうに思っております。

それで、これまで御質問した地域の組織の見直しや強化策については、これはもう本当に地域の防災の課題とも深く深くつながっている問題だというふうに思っています。自治振興区の範囲が大きいために防災訓練が実施しにくくなってはいないでしょうかということをやっと心配しております。28自治振興区には自主防災組織ができております。数年前までは設置率が60%ぐらいで止まっていたんですが、今や、担当課の努力もあり、100%の設置率となりました。しかし、実態はどうなんでしょうか。

担当課によると、自治振興区だけではなく、より小さな区の単位でも自主防災組織をつくることができ、助成金の対象にもなっているということです。現在では20地区ぐらいが声を上げ、自主防災組織を立ち上げていらっしゃるというふうに聞いております。自分の小さなエリアという活動になれば、意思の疎通も図りやすくなるし、細かい動きができるというふうに感じているんですが、今後のこういった活動の啓発の仕方についてはどういうふうにお考えか、お伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。現在、町内の自治振興区単位の自主防災組織と、16の行政区単位の自主防災組織の合計、今44組織が設立をされております。自治振興区単位の自主防災組織は、議員がおっしゃるとおり規模が大きく、訓練の実施が容易ではないため、町では行政区単位の自主防災組織の設立を促すことで、訓練実施率が伸びてきているところです。

ちなみに、訓練実施率を申しますと、令和4年度の82%から、令和5年度には85%と増加が見られるところです。県内全体の自主防災組織での避難訓練等の実動防災訓練実施率が約70%ということですので、本町の実施率は県内でも高いことがうかがえるところです。

自治振興区単位での防災訓練は容易ではないと説明したんですけれども、自治振興区単位で実施されている組織もございますので紹介させていただきますと、御岳、菅、目丸、下矢部西部、北中島1区、馬見原、橘、上差尾、以上八つの自治振興区組織は例年一、二回の防災訓練を数年前から実施されております。規模ではなく、やり方の問題でもあるのかなと考えるところです。

ただ、自治振興区単位の場合、やっぱり行政区が多いところは訓練参加率が低く、中には集落の都合で参加しない行政区もあるとも聞いております。そのような地域では、行政区単位での自主防災組織を立ち上げることで、住民参加の容易性から訓練の実施につながって、防災訓練を重ねられることで住民の意識高揚が図られ、それが自治振興区全体に波及することも期待するものです。

町として、今後も地域の実情に応じて、行政区単位での自主防災組織の設立と防災訓練を後押ししつつ、自治振興区単位での防災訓練が活発となるように、住民の意識の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございます。今の行政区単位の自主防災組織なんですが、先ほど私が助成金の対象になっているというふうに申し上げましたけれども、その金額のほうも教えていただけてよろしいですか。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 申し訳ありません、後ほどお調べいただいておりますとお知らせいただきたいと
思います。やはり助成金があるなしでは活動の励みというものがまた違ってくるというふうに思
いますので。使い勝手等々もですね。そういった大きな会議、あるいは、先ほど言ったような自
治振興区の単位での会議等々に情報として教えていただければというふうに思います。

啓発についても、今までも、今御紹介いただいたようなところにおいては広報紙を使ってお知
らせもいただいているところですが、本当に、ああ自分のところでもこういうことがやれるんだ
というふうなことを知らせていくためには、広報紙に載せていくことは引き続きやっていただき
たいなというふうに思ったところです。

そして、今も課長のほうから御紹介がありましたが、先月、馬見原での防災訓練を私がちょっ
と見学を、私、防災士もしているんですが、見学をした折に、いろんな備品の紹介がありまして、
その中で気になったのが、ポータブル太陽光パネルの紹介だったんです。これは折り畳み式で持
ち運びができるものだったんです。そのほかにも町が所有する非常用の発電機の紹介もございま
したが、これは結構高額なもので、町では4基購入をしており、現在、御岳小学校跡の防災備品
倉庫に保管をされていまして、災害時には必要に応じて各避難所に届けるというふうなことをさ
れるというふうに聞きました。

ただ、身近にある発電機というものを、ただ、ぱたぱたぱたと広げる太陽光パネルを見せて
いただいたわけなんです、それについては、豪雨災害とか台風災害時には直接的には役に立た
ないので、太陽が出ていなければ充電はできませんので、容量は小さくても蓄電池付きのソーラ
ーパネルというのもネット等で調べたところ、あるようなんです。品物はピンキリではあるん
ですけれども、5万円ぐらいから10万円程度のものが流通しておりまして、今、環境水道課が自
家消費型の太陽光発電と蓄電池の購入に対して補助金制度を紹介しているところですが、それは
現物が100万円を優に超えるような家庭のソーラーシステムというようなことで、かなり高額の
ものであり、そう簡単に手を出せそうにもないと思いました。

これから各家庭で太陽光を利用した蓄電システムが一般的になるのかもしれませんが、安価な
もので体験をしていって、災害時にスマホの充電ができるくらいの自助ができたらいいなという
ふうに思うわけなんです。避難に対してでは、必ずしも避難所に行くという方ばかりではござい
ません。自分の家が安全なところにある、または事情によって動けないというふうな方々にも、
太陽が出れば、まあ太陽がでなくても蓄電ができるということで、緊急的なものが利用できる
んじゃないかなというふうに思っているんですけれども、このようなソーラーシステムを利用し
た蓄電器、そういったものが省エネな生活にも利用できて、本町が標榜するSDGsにかなうも
のとして、今後の検討課題として、補助金対象となっていってうれしいんですけれども、この
ことについて御検討いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。先ほど議員がおっしゃったとおり、ソーラーパネル単体を見ますと、様々な種類があり、機能や性能の違いで価格が大きく異なるようです。基本的な利用機会としては、スマートフォンへの充電を真っ先に思い浮かべるところですけれども、使用パターンや使用頻度を考えますと、ほぼ個人の利用に限られるのかなと思うものです。

また、充電速度を実際望むことが難しく、電化製品の技術の進歩を見ても、次から次に新しいものが開発されるものと思います。これらを考えますと、補助制度を設けて広く普及させる必要があるのかというのはちょっと疑問を覚えるところです。まずは、自主防災組織を対象にした防災備品等の補助を行っておりますので、地域でその必要性を御検討いただければなと思っております。

なお、実際避難所での充電を考えますときに、町の装備品で十分賄えるとは考えておりませんので、避難者の方には、ぜひ災害時の必需品でありますスマホ等の充電を目的としたモバイルバッテリー、乾電池式充電器、手回しとか足こぎ式の充電器等が安価に買えまして、手軽に持ち運べて、また天候に左右されず使用できるものでもございますので、ぜひ持参いただければと考えるところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 分かりました。検討課題に入れていただけたら嬉しいというふうに思いますし、また、先ほど言いました非常用の発電機、まだ町内に4基しかないということで、もちろん庁舎、支所には自家発電というか非常用の電源があるわけなんです、そのほかの主な指定避難所というところにこれをきちんと、御岳から運ぶじゃなくて備えられるように1基、今40万とか50万とかというふうにおっしゃったんですが、そういったほうも頑張ってそろえていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

そして、これは本当、以前からお願いしているんですけれども、防災係に女性職員の配置をお願いしたいと思います。いざ災害発生時には役場職員にはそれぞれに与えられた役割がありますので、平時の業務の際に、女性の視点、子どもの視点、高齢者の視点、そんなもので防災・減災の対策を考えていただけたらなというふうに思うわけなんです。もちろん男性にその視点がないと言っているわけではございませんけれども、男性には男性としての、女性には女性としての実感があるほうがアイデアがよりよく出るというふうに思っているんです。総務課長、この点についてはいかがでしょう。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。議員おっしゃいましたように、以前からこの質問はいただいているところですが、おっしゃいますとおり人事に関しましては庁内全体において業務を滞りなく進められるよう適切な配置に努めておりますので、まずは御理解いただけたらと思います。

なお、御指摘の女性の視点、この必要性なんですけれども、福祉避難所等の現場等では、保健

師等をはじめ多くの女性職員が運営に携わっております。女性目線のみならず、保健師、栄養士、保育士、社会福祉士等の専門職も関わっておりまして、より専門的な視点で乳幼児から高齢者、健康に不安を抱える人など、様々な住民に配慮ができる避難所運営がなされていると考えております。

今後も避難されている方の要望や避難所運営等に携わる職員からの問題提起等の確認に努めることで、女性の視点等も踏まえることができますので、今後もよりよい避難所運営ができるよう、職員一同取り組んでまいります。

また、年度当初には各課の防災担当者を集め、防災に対する会議を行っておりますけれども、防災担当者には複数の女性職員も含まれており、女性目線の意見等も取り入れた上で、各種意見を取りまとめ、避難所運営も含めた防災マニュアルの改定及び向上に生かしているところです。加えて、町の防災訓練においても、全職員に対し訓練への反省点等の意見を募りまして、次回以降の訓練とか災害時に生かせるよう、意識的に取り組んでおります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） なかなかお考えが変わらないようなのですが、日頃からのそういう防災会議等にそういった女性の視点を入れていると。福祉避難所については当然そういう配置になってくるんでしょうけれども、やはりその他のというか一般的な。もう熊本地震から8年もたちましたので随分改善はされているというふうには思っているんですが、やっぱり相当混乱しました。トイレの使い方であるとか、着替える場所であるとか、赤ちゃんのミルクがないって言ったらミルク缶だけ届いたとかね。何かいろんな、やっぱりそういった細かな注意点がなかったというふうにも思っていますし、今、全国的にも県下でも、そういうふうに女性の視点を防災に入れていくというのは非常に大事な課題となっていますので、いま一步踏み込んだ検討をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

では次に、交通弱者への支援についてお伺いいたします。

これまで運行してきたコミュニティバスが廃止となり、4月から予約型の乗り合いタクシーの事業が始まっています。まだ数か月しかたっておりませんが、今のところの利用状況や課題を教えてください。まだ私自身が利用経験がないので、タクシーの数は足りているのか、運転手は足りているのか、利用者の満足度はどうなのかなど、担当課のほうで把握されていることがあれば教えてください。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。デマンドタクシーは4月から運行しておりますが、6月末の時点で利用者の延べ人数で1,560人、乗り合い率、1人で乗車というところではないというところが52%、1回以上の利用をしたことがあるという人が107名です。107名の利用者で1,560回の利用となっております。

朝の9時便が47%の利用で、順に12時半が28%、13時半が6%、16時が19%となっており、朝の便が多く利用されております。

次に、曜日で言いますと、月曜日が13%、火曜日が25%、水曜日が13%、木曜日が20%、金曜日が29%であり、金曜日の利用が多い状況です。

地域ごとの利用者で言いますと、矢部地区46%、清和地区13%、蘇陽地区41%であり、4月当初は蘇陽地区が利用が多かったんですけども、矢部地区でも利用がだんだん増えてきている状況になっております。

タクシー事業者への委託料も、予算3,000万円に対しまして現在500万円と、月平均160万円ほどで運行をしております。タクシー事業者との協議も定期的に開催しており、改善すべきところは随時改善していくこととしております。その中には、タクシーの台数であったり、その部分についても話し合いを行っており、随時改善していくというところでしております。

また、デマンドタクシーを走らせる中で、4月下旬から利用者の方にアンケートを実施しており、45名の方から回答をいただいております。利用者は、ほぼ70代以上の女性の方です。アンケート結果につきましては、便を増やしてほしいや早い時間の便がほしいなどの意見もございすが、満足、ほぼ満足、便利になったという回答がほとんどとなりました。

4月が始まって2週間ほどは予約専用番号の問合せや制度の説明を求められる問合せがありましたが、現在はほぼ問合せはあっておりません。定期的にタクシー事業者との協議の場を設けており、改善が必要な場合は改善し、利用者の状況も聞きながら、事業者側も積極的によい制度にしていこうというスタンスでおられます。

利用者に対する問題点と思っているものは特になく、強いて言えば、病院で予約したにもかかわらず、お店にいたりすることがあったりしますので、乗り合いタクシーのルールの周知の徹底と利用者の理解が必要かと思っております。

考えるべきは事業者、サービスを提供する側のことになります。まさにドライバーの高齢化、人手不足であり、現状でもいっぱいいっぱいの部分もあります。地域の高齢者のためにもこの制度を継続させるため、早い段階での対策が必要になると考えております。また、乗り合いという制度上、利用者の方は遠回りと思われることがあると思いますが、ルートを決めるAIの設定等を委託事業者と協議しながら、よりよいものにしていくこととしております。

始まってまだまだ3か月とちょっとです。皆さんによかったと言ってもらえるよう、タクシー事業者にも御協力をいただきながら努力してまいります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 詳細な報告ありがとうございます。ほぼほぼ満足していらっしゃるということで大変安心をしたところです。私も、ぜひ使ってみたいというふうに思っています。

本当、当初心配したコールセンターが北九州にあるということで、よそ行き言葉でしゃべってくださいとか、丁寧な言葉でしゃべってくださいというようなアナウンスがあって、戸惑われた方も多かったんじゃないかなというふうに思いましたが、今ではそういう問合せもないというふうなことで、クレームがないのは何よりだなというふうに思っています。

そこでなんですが、交通弱者、高齢者で免許を返納された方のみならず、もともと車を運転さ

れない方だったり、今、女性がほとんど占めているというお話もございました。男性のほうは、もっと頑張って運転をされている方が多いのかなというふうにも思いましたが、こういう安心なというか、交通手段もあるんだということを周知していただきたいなというふうに思いました。

そして、料金については皆さんも御存じだと思うんですが、地区内ということで矢部なら矢部の地域内、清和なら清和の地域内、蘇陽なら蘇陽の地域内ということで三つに分割されておって、その圏内であれば500円、清和に限っては病院等がないので地域をまたがることが必然となるので、そこは地域をまたいで1,000円ということで、ちょっと利用が割高な感じかなというふうには思っているんですが、その点についても特にクレームらしいものは伺ったことがないので、大丈夫なのかなというふうに思っております。

そしてまた、町民、私たちにとっては残念なお知らせだったんですけども、9月30日をもって、熊本バスの浜町馬見原線が廃線となるわけなんです。これは決定しておりまして、それを見越した乗り合いタクシーの導入だったのかなというふうにも思いますけれども、町民の移動の足を確保するための代替案について、説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 現在、熊本バスが運行しております浜町馬見原線については、既に昨年10月から土日便は運休しておりましたが、運転手不足等の理由により、本年9月末をもって平日便も廃線となるため、代替の交通手段が必要となります。

そこでまず検討したのが、現在運行しておりますデマンド型乗り合いタクシーでエリアを旧町村ごととしておりますが、エリアをなくして町内どこでも降りることができるかとの協議を、デマンド型乗り合いタクシーに参加していただいているタクシー事業者と協議いたしました。運行区域が広域過ぎて対応が難しいとの結論になりました。

そこで、昨年度末で条例を廃止し、運行を取りやめましたコミュニティバスでの運行が可能か、コミュニティバスの基本契約を結んでいる山都交通と協議した上で、今回のコミュニティバス運行ということになります。

コミュニティバスで運行するには、運行計画等を公共交通会議に諮る必要がありますので、現在こちらで考えている運行内容等をお伝えしますと、運行内容としては、五ヶ瀬町との境の岩尾野から浜町のバスセンターまでを、国道218号の熊本バスが走っていた路線を運行し、1便目が7時半に蘇陽方面から矢部方面に走り、2便目が10時台に双方向運行、3便目が15時台に双方向運行し、4便目が18時半に矢部地区から蘇陽方面へ向けた便の運行を考えております。朝7時半の馬見原発1便目と18時半の浜町発4便目につきましては、矢部高校生対応便として、10時台発の2便目と15時台発の3便目につきましては、デマンド型乗り合いタクシーの運行時間に合わせた運行を行うこととしております。

料金につきましては、公共交通会議で協議する必要がありますが、1回の乗車で100円の固定料金、高校生以下は無料と考えております。

車両につきましては、町で所有している車両での運行となりますので、現状4台ほどの運行可

能な車両があります。

先ほど申しました運行計画を示した条例につきましては、公共交通会議を経て、9月議会に議案として提出する予定としております。

熊本バスが廃線となり、コミュニティバスを走らせることとなりますので、住民の方への周知につきまして、デマンド型乗り合いタクシーの利用方法と併せて行っていきたいと考えております。

また、経費につきましては、コミュニティ便となりますので特別交付税の対象となっており、先日の予算計上額844万円は、10月から3月までの半年間の予算となっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございます。代替案を詳しくお知らせいただきました。

つまり、今さっき私が清和の件を言いましたけれども、今まで清和地区においては、例えば浜町かいわいまで来る、あるいは馬見原のそよう病院に行くというときに、1,000円かかっていたものなのですが、ふれあいセンター辺りまで500円が出ていって、その後、国道を走るコミュニティバスに乗れば100円ということで、1,000円が600円になるというふうな、金額では負担軽減という計算にはなるのでしょうかというふうに思いました。もちろん、直接行きたい方は今までどおりに1,000円を払ってタクシーで行かれるということになるのだというふうに思います。

しかしながら、安くなるとはいえ、乗換えの手間や負担はやはりかなり大きいものがあると思うんですね。今後ますます運転できなくなる高齢者や車の運転をしない方々へ、住みにくい町となるような気がしています。現在もドライバー不足やドライバーの高齢化などで夜間の運行をやめたタクシー会社もあるというふうに聞いております。今後は、やはり民間力を入れたライドシェアのような考え方も必要だというふうに思うんですけれども、それについての方向性がもしございましたらお知らせください。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） ライドシェアにつきましては、現在はタクシー事業者が管理をするところになっております。実際タクシー事業者のほうで、その余力があるかというところを調べないといけないと思いますけれども、取りあえず現状としては、まだ無理なのかなというところで考えております。この先につきましては考えていく必要があると思いますが、実情に応じた対応しかできないという考えでおります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございます。本当に必要が迫ってくるというふうに思いますので、前向きな検討課題にさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは最後に、環境保全の問題について伺いたいと思います。

これも何回もお尋ねしていますが、町のあちこちで見られる太陽光発電施設のことを含んでお

ります。町独自の設置規制条例がつくられないものかというふうにお尋ねを繰り返してまいりましたが常に、上位法がある限り、町独自のものをつくっても無意味ではないのかというふうな答弁をいただいているところです。

しかし、ここ最近、阿蘇の景観を損なっている太陽光パネルの問題がクローズアップされていて、世界遺産への登録を目指しているくじゅう阿蘇国立公園の環境を損なうものとして、環境省も重い腰を上げているようです。

しかし、ここには造ってほしくないよねという程度のゾーニングであつたりとか、事業者に対する警告、あるいは違反者には営業停止の命令などを打ち出しているところですが、一旦山や草原を開いて造ってしまった太陽光発電所については何ら効力があるように思えないんですね。環境省のコメントには、先日ちょうどテレビに出ていらっしゃいましたが、「観光地には配慮しなくてはならない。J R Eには電柱など景観に配慮して茶色にさせていただくことになっている」というふうなことをおっしゃっていたんですよ。そのくらいの配慮が一体何になるんでしょうかというふうに思いました。また、観光地への配慮をいたしますということですが、観光地でなければ守っていただけないのかなというところも気になるところです。

阿蘇のメガソーラーのニュースが流れるときに引き合いに出されるのが、高森峠の手前にできたJ R Eですね。九州最大の出力のメガソーラーが山都町にできたと、いかにも残念な例として流されているんです。世界的に重要な景観を誇る阿蘇です。その外輪山の裾野に位置する我が山都町も景観への配慮が必要ではないかなというふうに思っているところなんです。エネルギー開発と、このSDGsというか、世界でのゼロカーボンであるとか、二酸化炭素の排出量をどうかすると、いろんな世界的な目標があつて、この自然エネルギーをといるところではあるんでしょうけれども、このエネルギー開発と環境への配慮の在り方について、町長はどのように考えていらっしゃるでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。私たちが住んでいます山都町のみならず、地球というレベルにおいても、未来の子どもたちで引き継ぐ大切なものであると思います。環境保全とエネルギー需要との関係は相反するものでございます。私たちの社会がエネルギーに大きく依存している一方で、そのエネルギーの生産と利用は環境に負荷をかけております。そのため、エネルギーの生産行為においても、環境への影響を最小限に抑えることは重要なことだと思います。また、エネルギーの消費を抑制する努力が必要である一方、太陽光や風力といった再生可能エネルギーの活用や、エネルギー効率の高い技術の開発などにより、社会の繁栄と環境保全を両立させることが求められているものと考えております。

中山間地である我が町は、自然と伝統的な風景が自慢の町であります。したがって、太陽光発電所の設置は、風土や環境を尊重しつつ、次世代エネルギーの採用を進めるバランスを考えなければならないと思っております。地球温暖化問題への関心が高まる中、本町といたしましても、カーボンニュートラルに取り組むことを求められていると考えております。そのため本町では、SDGs未来都市として、公用車のEV化、国の補助金であります地域脱炭素移行・再エネ推進

交付金を利用し、庁舎のZEB化及び公共施設における太陽光発電施設の設置を予定しており、住民向けの太陽光関連補助金も交付しております。

再生可能エネルギーの活用は、我々が目指す環境負荷を低減する経済活動の一部であり、SDGsをはじめとする持続可能な社会の実現に貢献するものと考えておりますので、太陽光発電所を設置することで環境破壊につながることはないよう、情報の収集を行い、町民の方が不安になることがないよう、関係機関に対応していきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 全くおっしゃるとおりで、開発とエネルギーの調達は全く相反するものだというふうに認識いただき、ありがたかったかなというふうに思います。

本当にこれを条例で規制するのは難しいことだというのは本当によく分かるんですね。前回、前々回ですか、お話ししたときにも、全国的にも約300からの自治体がやっぱり独自の規制条例をつくっていらっしゃる例を話したというふうに思うんですけども、結局独自なものといってもその町長の許可制であるとか、その程度にとどまってしまうと。そういったのをつくったところで、じゃあ太陽光が止まったかという、そういうことはないわけなんですよ。

しかし、国が対策しなければ自分たちで町を守るしかないんじゃないかなというふうにも思っています。民地であるので、先ほど、情報収集しながらそういったものが自然を破壊しないようにというふうに、今、町長言うてくださったけれども、メガソーラーはやっぱり大きな契約ですので、やっぱりいろんなものが間に入ってくると思うんですが、やはり本当に今周辺にできている、2反とか3反とかそういった土地においてはもう止めようがないんだろうなというふうにも思っているんですね。民地であるし、地主さんの意思を縛るわけにはいかない、広い農地である、あるいは管理のできない林地である、後継者がいなければ売りたいという気持ちはよく分かります。

一方で、町内の方にも、今、本当に町長がおっしゃったように、この町の好きなところはどこですかというふうに聞けば、十中八九、自然豊かな環境、きれいな風景、このおいしい空気などというふうに答えられます。よそから来られる方も、山都町はきれいですね、この風景が大好きですよ、また来ますとおっしゃいます。私は、通潤橋や町内のフットパスの案内をしますけれども、町外からの参加者は、山都町の四季折々の風景を楽しみ、感動されます。しかし最近、田畑の不耕作地や太陽光パネルの設置など、景観がよろしいとは言えない、そんな風景が増えてきています。

重ねて申し上げたいんですが、法律があるからと諦めないで、自分たちの町は自分たちで守るということを今後も考えていていただきたいし、私たちも一緒に考えたいというふうに思っております。

さて、その太陽光発電所についても、最近は黒い防草シートを敷くところが多いようです。中には除草剤をまいているところも見受けられます。除草剤は太陽光に限らず、庭先や畑のあぜでも使用されていると思います。特別な農薬というわけではなく、ホームセンター等で簡単に入手できるものであり、違法でも何でもありません。人手がなく、致し方ないことかもしれません。

しかし、農薬や添加物など日本は諸外国に比べて規制が緩いところがありますので、ちょっと心配です。そんなこと言うなら、あんたが草切ってくれよと言われそうなんですが、有機農業を看板に上げた本町においては、なるだけ環境に優しい方法を啓発していけないかというふうに思うんですが、何らかの対策はございますか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それではお答えいたします。除草剤につきましては、農薬登録のある除草剤と、農薬ではない、農薬登録されていない除草剤の２種類があります。

農薬登録のある除草剤は、農作物や樹木、芝、花卉などの栽培管理に使用される除草剤で、家庭菜園やガーデニングも含まれます。農薬取締法においては、法に基づく登録を受けていない農薬を農作物等の病害虫または雑草の防除のために使用することを禁止しており、農薬として使用できない除草剤を農作物等の栽培・管理に使用した場合は、その使用者は罰せられることになっております。

非農耕地専用の除草剤もネットを中心に販売が行われているようですので、農作物の使用については誤ってしないように注意が必要です。農薬登録のある除草剤を使用すること及び使用方法については、農業者の方は十分に理解をされていると思いますが、継続的な啓発は必要と考えます。非農耕地専用の除草剤においても、毒物及び劇物取締法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の適用を受け製造・販売されていると思いますので、その使用方法については、その商品のラベルに記載されている注意事項等を確認し、正しく使用する必要があると考えます。

有機ＪＡＳ認証においては除草剤の使用は認められておりませんが、除草剤を含め化学合成農薬や化学肥料の使用の低減に向けて、国も、みどりの食料システム戦略として2050年までの目指す姿を打ち出しておりますので、本町も同じく持続可能な農業の発展に向けて総合的に取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） やはりいろいろな規制といたしますか決まりがあるということで、ぜひ今、課長がおっしゃったように引き続き啓発を進めていただきたいというふうに思います。農協さんあたりとも協力はしていらっしゃるんだと思いますが、やっぱりそういった販売店等々とも協力しながら周知を図っていただきたいというふうに思います。

では、最後になります。

先ほどお話ししたフットパスのコースについても景観が損なわれつつあるというふうなお話をしたんですが、特に棚田においては不耕作地が目立ってきました。大変な労働です。棚田の風景は棚田百選に選ばれたりもしてしまっていて、米を作るフィールドの役目だけではなく、観光目的に訪れる方もたくさんいらっしゃいます。特に白糸の棚田は国の重要文化的景観にも指定されていて、昨年、国宝となった通潤橋の恩恵を受ける大地として、大変重要な位置づけになっております。棚田で米が作られなくなったら、国宝通潤橋はすてきな石橋でしかなくなって、その価値も下がってしまいます。

棚田を訪れ、土地の人と話をし、繰り返し訪れてくださる交流人口と言われる方々を手放すことにもつながらないかと心配しております。この棚田の保全及び景観の保全、そして交流人口について、町長のお考えを伺います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。耕作放棄地につきましては全国的な課題であります。人口減少による担い手不足や高齢化の進展によって、本町においても耕作放棄地の拡大が顕著になっております。農業委員会で毎年実施しております農地利用状況調査におきましては、全農地の9.2%が耕作されていない農地となっております。この調査につきましては10アール以上の農地を耕作している農家を対象に行っておりますので、実態としてはもう少し多いのではないかと考えております。

棚田につきましては、現在は、つなぐ棚田遺産として、菅迫田棚田、峰棚田、白糸台地棚田の三つの棚田が認定されております。それぞれの棚田におきましても、担い手の減少や農家の高齢化等により、棚田の保全活動が難しく、農地の荒廃につながって、大きな課題となっております。そのような中にありましても、この三つの棚田では様々な活動が展開されており、菅地区では、つながるシェア田として都市部の消費者との交流や、峰地区においては、棚田を一望できる棚田展望所の設置、白糸台地においては、用水路の維持活動へのボランティア募集や収穫祭の開催など、精力的に活動を実施されております。

本町といたしましても、この3地区を中心に、山都町指定棚田地域振興協議会を国県事業の受皿として組織しております。今後も、山都町全体の棚田の振興に向け、国県事業の積極的な活用を進め、関係人口の喪失につながらないように進めてまいりたいと思っております。

また、山都町全体の耕作放棄地の対策といたしましては、先ほどから申し上げましたとおり、人口減少や担い手不足が顕著となっており、全ての農地を守っていくことは不可能かと考えております。さきの議会におきましても答弁させていただきましたが、限られた人材で農業の生産基盤を維持・保全していくために、町外からの移住者や新規就農者等の担い手の確保に努めるとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員による担い手の農地利用の集約化を図ってまいります。さらに、今後10年間の農地利用の目指すべき姿、地域農業の将来の在り方について、地域計画と目標地図を本年度中に定めることとしており、現在、自治振興区単位で話し合いを行っていただいているところです。

地域で守り続けてきた農地を次の世代へと着実に引き継いでいけるよう、地域計画の策定を着実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） しっかりとお願いしたいと思います。

最後に、まだ副町長は決まっておりますが、しっかりと町長には熟慮をされて任命をお願いしたいと思います。

また、庁舎内にシンクタンクをつくって、将来を見据えた対策の研究をすることを期待します。他の自治体の先進例を見てまねるもいいんですが、その自治体には取組に至る歴史があると思う

んですね。その積み上げがなくては薄っぺらいものとなるというふうに思っています。役場の職員が町のことを知り、施策につなげていく仕組みを希望して、今日の質問を終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、10番、吉川美加君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後0時11分

7 月 24 日（水曜日）

令和6年7月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年7月17日午前10時0分招集
2. 令和6年7月24日午前10時0分開議
3. 令和6年7月24日午後2時08分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第3号）

日程第1 一般質問

4番 西田由未子議員

6番 矢仁田秀典議員

2番 坂本幸誠議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭

2番 坂 本 幸 誠

3番 眞 原 誠

4番 西 田 由未子

5番 中 村 五 彦

6番 矢仁田 秀 典

7番 興 梶 誠

8番 藤 川 多 美

9番 飯 開 政 俊

10番 吉 川 美 加

11番 後 藤 壽 廣

12番 工 藤 文 範

13番 藤 原 秀 幸

14番 藤 澤 和 生

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	工 藤 博 人	清 和 支 所 長	長 崎 早 智
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山の都創造課長	平 岡 哲 也
商工観光課長	山 下 公 司	学校教育課長	鈴 木 保 幸
そよう病院事務長	枝 尾 博 文		

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） おはようございます。4番、西田由未子です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は新しく就任されました坂本町長へ、今後のまちづくりに対する方針について、10回目となってしまった日米共同訓練について、小中学校の給食について、それから、ごみ処理についての4点を質問したいと思います。多岐にわたりますので、分かりやすく簡潔な御答弁をいただければありがたいと思っています。

早速、質問台から質問いたします。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） まず初めに、今後のまちづくりに対する町長の方針についてお尋ねをしたいと思います。

広報やまとの7月号に就任の御挨拶がありました。山都町に住みたくなる、住み続けたいとなるまちづくりを進めたいとありました。あわせて、それは現在、山都町に住んでおられる町民の皆さんが住んでよかったと思えるまちづくりを進めるということだと思っています。

昨日の御答弁の中でも、町長のこれからのまちづくりに対する思いはお話しいただいておりますけれども、これからの政策の是非を考えていくときに、いつもそこに立ち返って考える物差しというものをお持ちだと思いますので、それはどんなことかということをまずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今回、私、6月23日付で山都町長に就任いたしました。それまで、今回の就任に当たりまして、私といたしましては、まちづくりの取組として九つの項目を挙げてまいりました。

山都町の自然を楽しみながら、誰もが住みたくなる、住み続けたいとなる、安心して生きがいを実感できる山の都を目指すということを発信し続けてきました。

先ほども申し上げましたとおり、取組につきましては九つの項目を挙げております。今回、この九つにつきまして、私といたしましてはどれも特に大事なものであるというふうに考えております。全ての項目に対しまして全力を挙げて取り組み、できるところからしっかりと進めていくということで行っていききたいと思いますし、今、西田議員のほうからもありましたように、今回、

ここで掲げました九つを基本といたしまして、常にそのことを意識しながら、まちづくりに取り組んでいければと思っております。

そういうことを通しながら、町民の皆様方が住みたくなる、また住み続けたいと思っていただけるようなまちをつくり上げ、住んでよかったと全世代の住民の方が思っただけのように努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 全体的にということでお話をいただいたかと思うんですけど、広報の中には、山都町のよさ、もともとある資源と人材をさらに生かし、この豊かな自然を守る、農林業を守るということもありました。

そして、昨日、3番議員からのお尋ねに対して、どんなことをという中身で、企業の誘致や環境整備、子育て環境整備を進めたいとおっしゃいました。大筋そのとおりだと。九つの中のどれも大事だけれども、まずはというところはそこではないかというふうにおっしゃったと思うんですが、一つ、私は企業誘致ということに対して、ちょっとぴんとこないところがございまして、具体的にではなくてもいいんですけども、企業っていろいろありますよね、どのような企業をと想定されておられるものがあればお話しいたきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。企業誘致につきまして、今回、山都町で少子高齢化が進んでいるという中で、高齢化ということについては、これまでも私の選挙期間中も、本当に生き生きとした高齢者がたくさんいらっしゃることは非常にいいことだと思いますけれども、少子化につきましては、やっぱり子育て世代、また若い世代がこの町に住んでいただけるような施策を進めるべきだというふうに思い、そのためには、まずは住んでいただける住環境の整備というのは大事だというふうに訴えてまいりました。

住んでいただくための一つの要因としては、やっぱりここで仕事ができる。また、ここから通勤するというのも、山都通潤橋インターができたことによって可能となってきましたので、町外に勤めながらこちらに住むという選択肢もありますけれども、こちらで住みながら生活をしていただける基盤といたしましては、一つはそういった企業誘致というようなことも大事ではないかなというふうに考えております。

昨日も眞原議員のときにも申し上げましたとおり、山都町に合った企業といいますかお仕事、マッチするような仕事があればいいなということで、山都町は農林業が基幹産業でもありますので、それに関わるような仕事、まず、そういった企業が誘致できればというのは一つ考えております。

また、現在、若い世代の方々の仕事に対する思いとしては、IT関係であったりとか、そういう仕事に対しても非常に興味が多いといえますか、そういう仕事を望んでおられる方もいらっしゃると思いますので、この山都町にしながら、いろんなそういった仕事ができるような環境、何かそういうものが結びつけば、そういう仕事を増やしていく努力をしていければというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 山都町ならではの仕事というか、農林業が活性化するようなお仕事だったり、IT関係のものがあればいいなということだというふうに理解をしました。いろいろな企業がございますので、農林業を守ると言いながら、企業誘致のために農地や山を手放さなければならなくなるというようなことでは困るなと思って、お尋ねをしたところでした。

もう一つ、九州のへそとしての山都町を大事にしたいということもありましたが、九州のへそとしての山都町だけでなく、分水嶺でもある、水の生まれる山都町でもありますね。上流の町として、豊かな水を守る責任もあると思っております。その点に関してはどうお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。西田議員おっしゃるように、山都町には非常にすばらしい自然、それから資源がたくさんあります。その中でも、この水というのは非常に重要であるというふうに考えております。水源がたくさんありますし、河川の一番源になる町でもございますので、ここは非常に大事にしていかないかんところだというふうに思っておりますので、そういった自然環境に配慮したまちづくりというのは、一番大事なことだというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ありがとうございます。今後新たな施策や、これまでの施策を見直すということをされていくと思うんですが、やっぱり住みたくなる、住み続けたいと思うには、安心して暮らせるということが大事だと思います。これからの施策の是非を考えるときに、いつも立ち返る原点はお尋ねしたのは、やはり私は、人権、環境、平和が守れるのかというのが一つ大きな根っこにあってほしいなということと、住民の思いをしっかりと聞いてほしいということがありました。そこに立ち返りながら、ぜひ、今御答弁いただいた中身、大事なことだと思いますので、これからの施策を進めていっていただきたいということを、人権、環境、平和も軸にしてお願ひして、次の質問に移りたいと思います。

いろんな施策について、計画作成の折に、コンサルタントへの作成業務を委託することがこれまでも多くありました。なぜ、コンサルタントへの計画作成業務の委託をするのか。その理由について御説明をいただきたいと思います。

それと、また、これまでの具体例として、小中学校の再編のこと、保育園の再編のこと、昨年実施された保育園留学のことについて、成果と課題、簡単でいいですので御説明いただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。町職員が取り組むべき課題は多岐にわたりますが、全ての領域において十分な知識とスキルを併せ持つことは困難であると考えております。特に専門性が要求される事業につきましては、町職員が能力を十分に発揮し、質の高い成果を出すためには、短期間でのスキルの習得や専門知識の取得が求められます。ここで、コンサルタントに委託する場合の役割と効用が見えてくると思っております。

受託業者は幅広い分野で長年の経験と専門知識を持ち、最新の状況や動向を把握されておりま
す。それらの知見を持って、我々が求める成果に対して、新たな観点や解決方法を提供してくれ
るものと考えております。また、受託業者は外部の視点を持って、我々自治体が抱えている課題
等に対して別の視点からの問題解決の案を示してくれます。これは行政内部の視点だけでは得難
いものであり、他の自治体での成功事例を踏まえた効率的な施策を導き出せる可能性があると思
えます。

このような視点を持ったコンサルタントの協力を得ていますので、コンサルタントの持つ強み
を生かしながら、町職員も経験と知識を蓄え、より効率的な成果を得られるよう努めてまいりま
す。

先ほど申されました小中学校再編、それから保育園の再編、保育園留学につきましては、これ
まで、先ほど申し上げましたようないろんな知見を持って一緒に、町と共にこの事業推進検討委
員会等々も含めまして行っていただいたというふうに考えております。また、この三つの事業以
外にも、よりよい計画や方向性の決定に必要な場合には、コンサルタントへの業務委託も有効な
手段だというふうに考えております。

これからも事業を進めていく中で、町職員は必要な情報等を常にコンサルタントと共有しなが
ら、町が主導的に判断を行い、丸投げとならないような業務委託を行うことが重要であるという
ふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 最後におっしゃった点ですね。町が主体となり、主導して、丸投げ
とならないということが本当に大事だと思います。それと、外からの目というのも大事だと思う
んですね。コンサルタントへの業務委託を全面的に否定しているわけではないんですけれど、
やっぱり職員さんの業務負担軽減にもなるといいますし、スキル向上にもなるといいます。ただ、
やっぱり山都町の実情や町民の生の声を身近に感じていらっしゃるのはやっぱり職員の皆さんで
あり、外からの視点の案が出たときに、どれだけでもまれているのかなと思う点もありました。

例えば、清和地区の義務教育学校設立準備委員会の傍聴に行ったんですけれども、説明をされ
るのがほとんどコンサルの方で、それに大変違和感を持ちましたので、委員会のほうには、委員
会として御説明くださいというふうにお願いもいたしました。なかなかそれは変わりませんで
した。それと、そこに出席されてた保護者や地域の方の思いがなかなか出にくい雰囲気があるな
と。あとのほうでは活発に出る場面もあったんですけども。そういうことを感じましたので、ぜ
ひ有効に、大きなお金を使って委託してありますので、コンサルタントへの委託については慎重
にこれから検討していただきたいと思います。

もう一つお尋ねしたいのが保育園留学のことですけれども、午後から2番議員の通告にもあり
ますので、私は1点だけお尋ねをします。制度設計が完了したのが去年の11月、その後2件の留
学の申込みがあって、好評だったと聞いているんですけども、この1年度で制度が終了されたと
聞いています。それはなぜでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。保育園留学につきましては、令和5年度に予算化をしまして実施をさせていただきました。その中で2件の利用があったということでございます。

本年度当初予算におきまして、山の都創造課とも、私当時、総務課長でしたが、いろいろと協議をする中で、現在、山の都創造課が持っています業務というのが非常に多岐にわたる中で、いろいろ取り組まなければいけない業務と、あと職員の配置の問題、そういうことを含めまして、今回、5年度におきましては2件の利用があり、非常に好評だったということは私たちも理解しておりますけれども、予算化に関しては今回行わなかったということでございます。

ただ、それこそ後からまた答弁の中で申し上げる機会はあるかと思いますが、今年度、6年度におきましても、町としては予算化はしておりませんが、1件の保育園留学を利用された方がいらっしゃるということです。これは令和5年度に行ったコンサルタントのほうが独自でそういう募集をされて、それに対して応募された方が今回取組をされたと。その方についても、非常によかったという好評を得ております。

ですから、町といたしましては、予算をつけるつけないは別にして、今回、令和5年度でそういった事業化をやったことによって、そのビジネスモデルといいますか、プランとして出来上がったものを、現在でもコンサルタントのほうで運営していただいて、独自にですね、町は関わっていないんですけども独自に運営されて、町内の方と一緒にこれに取り組まれているということであれば、それはそれで非常にいいことではなかったかというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 午後にありますので、そこで詳しく私もお聞きしたいと思いますが、私としましては、保育園の紹介ビデオ作成とかも大変だったというふうに聞いていますし、何よりも600万円近いお金をかけてつくった制度は、それについてはやっぱりせめて何年かやってみて、工夫、改善をしながら。それでもうまく機能しているということですので、何かこの判断には大変、私は疑問が残っているところです。また午後に期待したいと思います。

2番目に、大矢野原演習場における日米共同訓練についてお尋ねをします。1998年から始まった日米共同訓練については、その当時、矢部町議会で恒常化反対の決議がされています。それから、山都町議会においても、オスプレイ飛行訓練反対の決議もされています。それにもかかわらず、いろんなところからの反対の声があるにもかかわらず、今回の日米共同訓練は10回目となってしまいました。住民説明会が行われたのは7月11日、演習開始から僅か17日前です。住民を軽視し、なし崩しに行われてしまっていることに私は怒りを覚えます。

今回の演習は7月28日から8月7日まで、山口、熊本、大分、佐賀、沖縄、九州5県にわたり、全体で自衛隊約5,700人、米軍約3,200人が参加し、米軍オスプレイ機10機、自衛隊オスプレイ機2機の予定というふうに報道で見ましたが、12機合わせて参加し、沖縄の負担軽減どころか、過去最大規模となってしまっています。大矢野原演習場には自衛隊員約400名、米軍約300名が参加予定と聞いています。

オスプレイについては、昨年11月に屋久島沖で墜落し、8人の乗員が死亡した事故の後、原因が判明されないまま飛行が再開されました。アメリカ国内では安全性が完全には確認できないと

して、来年半ばまで短時間の制限飛行が継続されているのにもかかわらずです。

そこでお尋ねをします。7月11日に行われました住民説明会において、町長はじめ執行部の皆さん、住民の方の切実な思いを聞かれましたが、それを聞いて、どう感じ、思われましたか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今、西田議員が言われましたように、7月11日の日米共同訓練に係る住民説明会に際しましては、訓練の際の航空機の飛行ルートのこと、それから、訓練に使用される航空機や重火器に関すること、また、米兵の行動に関することなど、米軍が参加する訓練を不安視する声が多く聞かれました。

町といたしましては、地元期成会と共に、国に対し、周辺住民等の不安を払拭するための情報提供を行うこと、訓練時の飛行ルートは、天候等の危険を回避する以外、家屋等が少ない演習場、北西側からとし、民家の上空を飛行しないこと、大型車両を運行する際、騒音に配慮し、夜間の演習場外での無灯火での走行を禁止するとともに仮設の電灯等を設置するなどの安全対策を講じることなどの要望を行っているところであり、説明会の中では、国や自衛隊から、安全に十分配慮し訓練を実施するなど、懇切丁寧な説明がなされたものと思っております。

改めて、地域住民の訓練に伴う事故や混乱等に対する不安の払拭を念頭に、国や自衛隊に対し、演習場周辺地域への安心安全を十分配慮した上で、町民生活に支障を与えない訓練の実施を要請するとともに、町といたしても、地域住民の安心安全を第一として体制を取るべきだと考え、山都警察署と連携を図り、総務課職員を主体としまして、地域の警備や苦情対応等を行うとともに、不安事項等を確認した場合には国に対し抗議などをし、訓練の安全実施に関わってまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 町としてもきちんと国にも申入れがしてあるということで、大変それはありがたいことだと思います。

ただ、あのときも言われましたけれども、やはり人家の上を通らないでくれというのが。本当は飛ばさないのが一番です。飛ばさないでくれとも言っていたきたいんですけども、天候等でやむを得ず人家の上を通ることもあると言われるのは、それは逆だと思うんですね。天候等で、北西ルートから来れないならやめてほしいんです。天候が悪いときに人家の上を通られたら余計危険度が増すじゃないですか。だから、その点をもっと強く言っていたきたいと思います。事故を起こさないように、あつてはならないことですが、してほしいんですけども、事故を防止するためにはそれが一番だと思うんですね。とにかく人家の上を飛ばないようにするための要請を再度していただきたいと思います。

住民説明会のときにいろいろ意見が出たことについて、今、町としての対応をおっしゃっていただきましたが、もう少しちょっと詳しくお尋ねしたいことがあります。

沖縄で相次いでいる米兵の性暴力事件のこともあつて、米兵の夜間行動については監視をしてほしいという住民の方のお願いがあつたと思います。そのことについてと、もしも、あつてはならないことですが、万一事故が起きてしまったときに、放射性物質が拡散されることはない

んですかというお尋ねがあつて、後日お答えしますという九州防衛局からの御返事があつたかと思ひますので、それは町にどのように御返事があつたかということ、それと、本当にこれは残念なんですけれども、10月にも日米共同訓練の予定があるように、聞かれていますか。ちょうど草刈りの時期が重なるときにそういうことがあるというふうにも聞いておりますので、もしそうなら、こんな短期間で2度もの訓練はやめてほしいということを、ぜひ町から抗議の声を上げていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。3点お願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。まず、米兵の訓練以外の演習場外での行動そのものにつきましては、演習場内での実施、公道での交通法規の遵守、その他規律の遵守を米軍に周知徹底されるよう、国及び自衛隊にお願いしており、先般説明の中では自衛隊から米軍に対しても要請をされているということでお伺いしております。

また、訓練関係者には、原則として廠舎内の売店を使用させていただきようをお願いしておりますが、品ぞろえが十分ではありません。また、場合によっては、演習場近傍のコンビニとか、町内小売店での生活用品等の購入の可能性もあります。その場合は、自衛官、通訳の同行等をお願いするとともに、服装等にも配慮いただくようお願いしているところです。

あわせて訓練期間中は、現地連絡本部への自衛隊職員の派遣及び熊本県警から地域周辺警備のため機動隊の派遣も行われます。そのほか、訓練期間中を問わず、演習場周辺の地域住民が負担を強いられることなく、安心安全に生活されるよう、事故や混乱が生じないように、国や自衛隊に要請しておりますし、町としても、演習場内に設けられます現地連絡本部との情報共有を密に図りまして、日米共同訓練期間中の不測の事態に対応するため、庁内連絡待機体制を取っているところです。

なお、新たに判明した情報等については、その都度、国や自衛隊から情報提供があるものと思っておりますので、地域住民の生活に支障を及ぼすおそれのある情報等ありましたら、速やかに地元期成会等を通じお知らせすることとし、不安の払拭に努めてまいるところです。

今、追加で質問をいただきました放射性物質についてのお尋ねについては、現時点でまだお答えは私たちもいただいてはいたしません。

それと、秋口の草切りの話なんです、たしかあれは自衛隊独自の訓練、大きい訓練があるというふうな形でお話は聞きしたと思います。日米共同訓練じゃないと思います。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 町としても最大限の事故防止だったり配慮をしていただけるものと信じておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

安心安全に生活されるためには、訓練がない、日米共同軍事演習がないということが一番なんです。訓練最中はどんなに配慮されても、やっぱり安心安全には暮らせないというのが住民の方、それから、その周辺住民もそうですけれども、訓練が行われる九州5県の住民の皆さん、みんなそうだと思うんですね。だから、オスプレイの飛行だったり、日米共同訓練そのものがなければこんな心配をしないで済むわけで、町民が安心して暮らすことができるためにも、町とし

て中止要請もしていただきたいというふうに再度お願いをいたします。これについてはぜひよろしくお願いしますということで、御答弁はいいです。期待をしております。

時間がないので、すいません、次に行きます。学校給食についてお尋ねをします。

給食費を公会計化することについて、何度も進捗状況をお尋ねをしております。そして、以前、先生方の働き方改革の一つでもあるということをお願いをしてきましたし、文科省としても進めなければなりませんと言っていることでもあります。町長の公約の具体策にも、公会計化を進めたいという文言がありました。

公会計化というのは、再度私のほうで言わせていただきますと、今は保護者さんが学校に対して直接給食費を支払っておられます。それも銀行振込で大半が支払っておられると聞いておりますが、それを学校に対して払うのではなくて、税金のように町に支払う、町が収支管理をするということになるということです。学校が関わらなくてよくなるという仕組みでありますので、このことで先生方の負担を軽くすることができる。

滞納が増えるという懸念もあるとも聞きますけれども、現在、山都町においては、保育料は各保育園に支払うのではなく、町に支払う、もう公会計化されているという中で、令和5年度後期定期監査結果報告を見ましても滞納数は、あつてはなりませんけれども数件だったと。

ということで、公会計化というのは先ほども言いましたように、先生方の負担軽減の一つであると同時に、将来の給食費無償化に向けても大事な一步になることであります。ぜひスピード感を持って進めていただきたいをお願いをしていました。

システムの標準化ということがあるので、それが令和8年という目標というふうにもお聞きして、町長部局と検討をしますと、以前、教育委員会からの御答弁をいただいておりますので、3か月、4か月しかたっていないませんが、進捗状況があれば御説明をいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えさせていただきます。学校給食につきましては、今、議員の御指摘のとおり、様々な問題があるというところで前回答弁がされているかと思います。

おっしゃったとおり、公会計化のためには新たなシステムの導入が必須となります。町の収納等システムとの連携が重要となりますので、それを軸に進めておったんですが、国全体で進めているシステムの標準化により、新たなシステム導入は現在のところ余力がなく、令和8年度以降の対応になるというところで聞いております。現在につきましては、教育委員会のほうで内容等を含めまして調整を行い、町長部局は今現在まだ協議を行っている最中となっております。

実際の事務執行に関しましては、適切な業務体制で臨む必要がありますので、特に人員の見通しが立たなければ時期を明確にすることは難しいと思います。まずは義務教育学校の準備を進めることで学校施設も集約され、学校給食に関する事務が合理化され、教育委員会における担当職員の負担も減りますので、そちらを最優先というところで考えております。

以上となります。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 人員の確保の見通しと、それと義務教育学校の進捗状況に合わせて

合理的に判断するという事で伺いました。確かに、そういう合理化の面も大事だと思うんですけど、学校教育に関しては、義務教育学校のことについては今日は聞きませんが、やっぱり子どもを中心に、子どものためにどうしたらいいかということ、もちろん一番に考えていただいていると思いますけれども、それで進めていただきたいと思います。

次に、給食費についてお尋ねをします。

3月議会でもお尋ねしましたが、令和5年度、6年度と、SDGs関係予算や物価高騰に対する予算を充てながら、何とか値上げをすることはなしになりそうということをお聞きしております。そのおかげで、有機米や有機農産物、山都町産の地産地消のものを使っての安心安全で手作りの給食を子どもたちが食べることができるということについては、本当に感謝を申し上げたいと思います。それも自校方式でこのようにすばらしい学校給食が提供できているというのも、小規模校だからこそということも言えると思います。

保育所にしてもそうです。ゼロ歳児からの食事であれば、おかゆ一つをとっても、3か月、6か月、9か月とか、その月齢に応じて軟らかさを変えて提供されています。おやつも全て手作り、子どもたちが育てた野菜を給食に使ってくださる。そういう丁寧な給食を提供できるのも、小規模学校、小規模保育園だからこそだと。小規模であることを逆手に取ると言ったらあれですけど、だからこそできるということが、山都町の学校や保育園の給食の強みだと思います。その上で、この物価高騰の折に、その給食費に少しでも補助があれば、将来的に無償となれば、子育て支援の大きな柱の一つとなり得ます。

義務教育は無償であるという憲法の理念から言えば、給食費無償化は本来なら国の予算できちんとすべきことだと思っています。ただ、昨年5月、閣議決定されたこども未来戦略方針で、給食費無償化についての実態調査をすることが盛り込まれていて、昨年9月1日時点の状況では、全国の自治体の3割が給食費の無償化を実施しているという新聞報道もありました。国に先駆けて自治体の努力でされているということ、本当は国がすべきだと思いますけど、国がなかなか重い腰を上げないので、やっぱり子育て支援という意味からされている。山都町としても、そういう厳しい財政の中であっても、先駆けてすることが大事じゃないですかということを申し上げてきました。

なので、山都町において、この国の無償化を待っていてはいつのことやら分かりませんので、子育て支援の充実という点で言えば、やっぱり遅いんじゃないかなと思うんです。一足飛びに無償化は難しくても、一部補助だけでもできないか、何度かお尋ねをしてきました。その一部補助、一部というのは2割かもしれない、4割できるかもしれない、半額かもしれない。その点で、実現可能なこと、それに向けての課題があれば、ぜひお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。まず、本年度行います学校給食への補助につきまして、複数の事業に今実施を計画しておるところです。

まず、SDGs事業として、学校給食用有機米購入として有機米と一般米との価格の差額分の補助を207万円程度。次に、SDGs事業として年に8月、月に1回、地元産食材を使ったふる

さとくまさんデーに合わせ、有機野菜の学校給食での利用促進を図る学校給食有機野菜導入事業として、1人1食50円の購入補助、こちらは43万円程度。次に、同じくSDGs事業として、1月第4週に設定するSDGs給食週間に、1人1食100円、計500円分の有機野菜等の購入補助が40万円程度。給食食材費等の物価高騰対策としまして、国の物価高騰重点支援交付金を活用し、給食費の15%、570万円程度補助をする予定となっております。

本年度の学校給食に対する補助は合計で860万円程度となり、年間195食と仮定した場合、児童生徒1人1食当たり60円程度、年1人当たり1万1,000円程度の補助を行う形となっております。また、給食費の負担が困難な生活困窮世帯に対しましては、就学援助として給食費への援助を行っております。

小中学校の給食費は、本年度の場合、小学校で約2,600万円、中学校で約1,700万円、合計で約4,300万円になります。今後、経済的な動きとしまして、経費の価格転嫁が進み、同時に賃上げ等も進んでいくものと仮定すると、食材に係る経費は上昇することが想定されます。学校給食費を無償化とする場合、本年度の場合で4,300万円の財源確保が必要となります。町の財政状況を踏まえた施策としまして、町の子育て施策と併せた検討を今後行っていく必要があるかと考えます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今まで私は、ふるさと納税から出すことはできませんかとお尋ねする中で、安定財源ではないのかということでの答えをいただいていた。今、課長の答えだと、町財源として検討していきたいというふうに前向きに私は捉えましたが、ぜひお願いしたいと思います。

SDGs事業についても、今年度で終わりですね。来年度から、ない。そして、物価高騰支援も国の施策で来年あるかどうか分からない中で、補助どころか値上げになるようなことだけはならないように。今年860万円、来年、せめて値上げをしないためには、一般財源から860万円出していただく。そして、できれば、2割補助だったら4,300万円の2割なので、幾らになるかな、860万円、同じぐらいですね。

そういう財源の確保を一般財源の中からしながら、ちょっとずつでいいです、一遍に無償化とは言いませんので、ちょっとずつ保護者負担が軽減されるように、ぜひ一般財源からの検討を続けてお願いしたいと思います。

それでは、4番目に行きます。山都町のごみ処理の今後についてお尋ねをします。

今年の4月からプラスチックの分別収集が始まりましたが、導入前と導入後と比較して、ごみ処理の状況はどう変化しているのか、お聞きしたいと思います。

まだ導入後4か月しかたちませんので、きちんとした比較ということとはできないかと思いますが、現在の状況ということで構いません。プラスチックの量と燃やす量の変化、プラスチックリサイクル費用と燃やす費用、住民の皆さんからの反応等について、できる範囲で構いませんので御説明をいただきますようお願いします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。プラスチックの分別収集については、導入前に比較して、確実に可燃ごみが減っております。可燃処理の実情ですが、以前は月曜日から金曜日まで週5日間処理しておりましたが、現状では、月曜日を1日減らして、週4日間で可燃処理する分の量になっております。

費用的なものについてですが、今回、プラスチックの分別収集を行うことについて、新たに約1,900万円程度、プラスチックの分別収集、また小峰クリーンセンターからの搬出運搬及び分別製品化委託料がかかっておりますが、これは、来年度から熊本市に可燃ごみを処理委託する上で、プラスチックの分別は必須であります。また、国が進めておりますプラスチック等のリサイクル方針にも合致しておりますので、必要な経費と考えております。

住民からの反応ですが、重さの割に、プラスチックのかさ、体積的に多くなり、分別後の可燃ごみが総体的に減っております。一部の住民や集落のほうから、可燃ごみの収集を減らしてでもプラスチックの収集を増やしてほしいとの要望もあっております。

町としては、今年度から始めたばかりで4か月程度ですので、今後の収集状況を注視していきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ありがとうございます。確実に可燃ごみが減っているということで、燃やすごみが減るということは、それだけ有害物質を出さなくて済むという、プラを燃やさないということも、有害物質を出すことに対しての削減ができるということで、大変よい結果ではないかなと思っております。

住民の方からも、プラスチックを分けてみて、こんなにプラスチックって多かったんですねという声とか、そして、せっかく分別しましたけども、また燃やされるとかいう話も聞くんですが、どうなっているんですかというのをお尋ねされます。

そこで、分別されたプラスチックというのはどのようにリサイクルされていくのか。先ほど、予算の中にリサイクル費用というのも出ておりましたので、その辺の住民の皆さんへの誤解というんですかね、不安というものが払拭されるように、分かりやすく御説明いただけるとありがたいですので、よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員おっしゃったとおり、本町の場合、分別、再商品化を一括でできる業者と委託契約をしております。

その内訳は、発泡スチロール等のPS——ポリスチレンというものです。それと、包装用フィルムやポリ袋と言われているPE——ポリエチレンと、比較的強度が求められる製品等のPP——ポリプロピレンに分けられます。それぞれ日用雑貨や土木建築用資材、工業部品、また、特殊なものとしては電力通信用資材として再利用されます。主なものについては、再生樹脂、同じような分の再生樹脂の原料としても利用されております。その他、本町ではプラマークがついていない、俗にいう製品プラスチックというのものについても一括で収集しております。これもフレック状態、1回破碎して洗浄して乾燥させたものをフレック状態と言いますが、これも同じく

再生樹脂の原料として使用されております。

また、再生樹脂などの原料利用が困難なものについては、製紙工場や製鉄所などの固形燃料として利用されております。ただし、この分については非常に量は少ないということで、ほぼほぼ再生樹脂、今の部分では再生樹脂とかの原料や、先ほど申したものの原料として利用されております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 御家庭で今本当に努力をして、きれいに洗って、容器包装、袋にシールがあつたりとか、それを剥がすのがもう大変なんですとか言われながらも、一生懸命分別していただいているプラスチックが、ちゃんと業者さんに渡って、日用品だったり、再生樹脂になったり、とにかく製品化されて、きちんとリサイクルに行っているんだということが分かって、大変よかったです。

ただ、どうしても、先ほども言われたように、汚れがあつたりとか、どうしても再生できないものは結局、固形燃料というのは少ないとおっしゃいましたけど、やっぱり燃やすことになってしまうわけですね。だから、最終的に燃やすものはゼロではないというふうにも思いますので、その辺については、もう少し分別する仕方についての周知徹底が要るところではないかなとも思います。

そのことについてはまた後でお尋ねしますが、プラスチックをこうやって分別収集してリサイクルするということは、今まで燃やしていたことに対して、有害物質をできるだけ削減する一助になるということと、こうやってリサイクルをするということで石油資源の有効活用、最初から石油資源、ゼロからのプラスチック製品にすることではなくて、循環させるということが大事になってくるというふうに思います。

もう一つ、このプラスチックを燃やさなくなったことで、可燃ごみの燃やす日が1日減ったというのも大変いいことですが、ごみの量の4割を占めると言われる生ごみの割合が逆に増えて、きちんと燃やすために重油等の燃料が余計に要するというのも出てきていると聞いています。生ごみは水分が多いため、できるだけ少ないほうがよいものです。これらを燃やすごみにしないために、町としては、これまで家庭での生ごみ処理を進めてこられましたが、その現状はいかがでしょうか。

また、厚生常任委員会で視察に行きました鹿児島県の大崎町ではリサイクル率84%、日本一ということでした。山都町のリサイクル率はといえば、まだ14%程度ということで、まだまだ頑張れる、伸び代があるところだと思います。

その大崎町では、84%のリサイクルのうち60%が何を占めているかというと、生ごみと草木を発酵させて肥料にするということでリサイクル率をぐんと上げているというふうにおっしゃっていました。その肥料は有機農業にも使えるものになっているということでした。

そういう点で、生ごみを肥料等に有効利用することで、もっと燃やすごみを減らすことができると思います。生ごみの有効利用についてのお考えも併せてお尋ねをしたいと思います。お願い

します。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。現在、町としては、議員おっしゃられるとおり、花壇、菜園、畑等がある家庭向けのコンポスト、ない家庭向けの、電動式を含む生ごみ処理機などの購入補助を行っております。

今おっしゃられた他自治体では、家庭の生ごみなども分別収集し堆肥化している例もありますが、本町のように広大な面積に集落が点在している場合、堆肥化等の生産施設の設置及び運営や、また収集方法に関してかなりハードルが高く、現在のところ、先ほど説明した各家庭での利用促進に向けて補助をするのが現実的であると考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 確かにそうだと思います。ただ、大崎町のほうでは、やり方のノウハウについてはどこの自治体にもお教えしますというふうにおっしゃっていましたので、何らかの形でできないかどうかという検討だけはしていただければありがたいと思います。

それと、先ほど申しましたように、分別したプラスチックに汚れがあつたりすると、結局リサイクルができないということで燃やすことになるという現実もあります。ペットボトルにしても同様です。この3か月で燃やされてしまった量としては、全体の量からすれば僅かではありますけれども、やはりできるだけ分別がきちんとされていくということが大事になるかと思います。それはプラスチックだけではなくて、全体の分別ですね。そして、もっと大事なことは、できるだけごみを出さない工夫ということが大事になるかと思うので、そういう点での丁寧な住民説明会が必要だと思っています。現状と今後の方針について御説明をください。

役場職員の方だけに説明会をしてくれというのも大変難しいことです。なので、ごみ問題に関心のある住民の方に、例えばごみ出しお助け隊のような有償ボランティア活動を募集されてはどうかということも思っております。併せてお答えください。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。7月現在のデータで、3月に矢部千寿苑、清和集落センター、蘇陽支所で、延べ10回、参加人数が191名、その後、各集落や団体から依頼で、延べ32回、883名、計42回、1,074名の方々に対して住民説明会を行っています。

今後の方針としては、集落や団体からの要望があれば、調整して適宜行っていきたいと思っております。

それと、議員がおっしゃいました有償ボランティアの件なんですが、昨日の町民の集いのところで、直接、住民の方からもそういうことを言われたり、あとは、悪いところというところはあまり言われなかったんですけれども、頑張っている、いいというのは成功事例としてPRしてはどうかというような様々なアイデアをいただいておりますので、それについても検討していきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ありがとうございます。ごみについては住民の方も関心があること

に大分なってきたし、これからは、ごみ出しに対するお年寄りへの支援ということも考えながら、前向きに検討いただくということでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

すいませぬ、時間調整をしながら考へていたんですが、もう少し時間があるので最後に、先ほどお願ひをしました日米共同訓練に対して、町からはもうしないでくれと、もう二度と来ないでくれということでの要請をぜひしていただきたいと思ひますが、それについてのお考へを最後にお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えします。今回10回目の日米共同訓練が開催されるということで、先ほどから申し上げましたとおり、住民の方々が不安に思われぬように、町としてもしっかりと住民のほうに寄り添っていきたくてというふうに考へております。

ただ、大矢野原演習場につきましては国の土地であり、また国防に関することですので、そこについて町としてお答えは控へさせていただきたいというふうに考へております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 住民の皆さんが安心して住み続けることができるまちづくりということ掲げておられる町長ですので、できる限りの支援とやはり住民の声を届けていただくということで、中止要請まではできないかもしれませんが、何らかの形でそういう行動を起こしていただくことを期待しまして質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（藤澤和生君） これをもって、4番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 皆さん、おはようございます。6番議員の矢仁田秀典でございます。梅雨も明け、暑い夏がやってきました。熱中症には十分注意していただきたいと思ひます。

今年に入り、昨日の一般質問でもありましたように、山都町が将来、消滅可能性自治体であるという不安をあおるような報道がなされました。そういうおそれがあるのは大体分かっていたことで、ただ、その危機意識が職員も私たち議員も薄い。だから、私は幾度となく申し上げてきました。座して死を待つより、立って戦いを挑めと。

今回の一般質問は、梅田前町長の志半ばでの突然の辞任で、新しく町長になられた。誰が町長になっても、同じ質問を用意しておりましたので、坂本町長を責める気は毛頭ありません。むしろチャンスと思って答えていただきたいと思っております。

坂本町長には、この町の展望と、私が常々申し上げてきたこの町の未来を切り開く方法に対す

る町長の考えと、これも私が1期目から取り組んでまいりました交通弱者、買物弱者の対策、町が自由に使えるお金、ふるさと納税について質問いたします。

それでは、質問台に移ります。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） まず、梅田町長の評価について質問いたします。梅田町政は、熊本地震からの復興は言うまでもなく、私は道の駅の建設には反対でしたので触れませんが、新体育館建設を含む総合運動公園の設備、今年度から始まる通潤橋周辺の整備等は梅田町長でなければできない事業であったと思っていますし、そよ風パークの破産、再生、山荘の売却と、次から次へと問題を解決された。昨年9月25日には通潤橋の国宝指定、今年の2月11日、山都通潤橋インターの開通と、次から次へと大変な心労があったと思います。倒れられる前の日、12月30日には、私がある事件で打ちのめされ、議員生活をも考えていることを心配され、うちにお越しになりました。そのときに、いろんな事案を自分の任期中に全ての方向性を決めると熱く語られました。本当に志半ばでの悔しい辞任だったと思います。

その梅田町政をどう評価していて、今後の町政に生かすところはどんな点かを、新しく町長になられました坂本町長にお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 前梅田町長は、平成29年3月の就任以来、2期7年にわたり、町政運営に尽力されました。就任当時から、熊本地震からの復旧・復興、さらに、その後の豪雨災害においても、早期の復旧・復興に全力で取り組まれました。

基幹産業である農林業の振興では、有機農業を核としたまちづくりを推進され、山都町有機農業推進計画の策定をはじめ、農林業全体の発展と推進に取り組まれました。

令和元年には、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジの開通を見据えたまちづくりの方向性を示した山都町ランドデザインを策定され、道の駅通潤橋の開駅、通潤橋周辺整備、総合体育館の建設に取り組まれました。

また、住環境整備では、若者定住促進住宅分譲地「山都テラス」の整備や、若者向け子育て住宅「おおりメゾンド浜町」の整備など、積極的に移住定住政策に取り組まれました。

これらの取組を踏まえ、私が掲げる公約につなげる部分もございますので、礎として受け継ぎ、さらに発展させたいと考えております。特に移住定住政策につきましては、山都モデルの住宅地整備に向け、重要事項として取り組んでまいりたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 私も梅田町長を支えた身として、今の言葉をありがたく賜っております。

続きまして、坂本町長の選挙公約の達成の計画についてでございますが、行政経験の長い坂本町長ですから、どこをどうすれば、九つの選挙公約をされておりますけれども、この公約が達成できると分かっているんじゃないかと思いますが、この週報、今私持ってきておりますが、この週報に載っていたように、努めますとか目指しますじゃなくて、現実的に計画内容を具体的に財源も含

めてお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。提案理由でも説明いたしましたとおり、誰もが住みたくなる、住み続けたくなる、安心して生きがいを実感できる山の都づくりを進めるために、九つの取組を掲げたところでございます。まずは、それぞれについての内容を明確に定義し、いただいた任期内に達成したい具体的な目標とその期限等を設定したいと考えております。その上で、必要な予算、具体的な手法、施策、スケジュール等を調整し、各課横断的な取組も念頭に、私が描くイメージを政策として具現化していきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） ちょっと私が望んだ答えには程遠いところがあるんですが、九つの選挙公約をされたわけですが、その具体的な内容が、例えばですよ、昨日からも話がありますが、1番の持続可能な農林業を核としたまちづくりというのがあります。そういった部分を、じゃあどうやって、この基幹産業の所得アップを具体的にしていくのかとか、あるいは、国県の補助に町の補助金を上乘せしますとかありますが、その辺の財源はどれを考えているのかとか、そういう具体的なものを端的に知りたいわけです。そういう答えがほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。議員が今、例えで挙げられました、まず第1番目に私が挙げましたのが、持続可能な農林業を核とした山の都づくりということで、広報紙にも書いておりますように、山都町におきましては、有機農業をはじめ観光農業が盛んに行われており、そういった農業は基幹産業としてこれからもしっかりと支えていかなければいけないというふうに考えております。あわせて、林業に関しても、本当に山都町は山の多い場所でございますので、林業振興と、それによって所得向上を目指すというようなことも重要なことであるというふうに考えております。

具体的な、これらに対する補助金をどうするのかという御質問でございますけれども、これについては今後、国、県、いろんなところに、私が考える、また町で必要とする農林業者の方々からの意見も聞きながら、それに合致した補助金、また財源を見つけ、また、なければつくっていただけるようなことをいろんなところで動いて、今後そういったことを実現化していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 選挙公約については、今後、議会でいろんな政策を提案されると思いますので、その中でいろんな審議をしていきたいと思っております。ですから、しっかり考えて政策をお願いいたします。

続きまして、役場内の職場環境について質問いたします。

まず1番目ですね。山都町の職員の退職者、休職者が多いようでございますが、その対策を考えて、どういうふうにしていらっしゃるかお聞きいたします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。若年層の退職についてなんですけれども、近年、若年層の早期退職が増加傾向にございますが、本町だけの傾向ではないようです。

退職理由は、居住地付近の役所への転職、給与関係による転職、病気による退職、婚姻による退職など、様々な理由となっております。それぞれから退職の理由等を聞き取っているんですけれども、まだ具体的な対応策を取るまでには至っておりません。

今後、職場内の若年層へ、職場環境や業務の満足度、改善事項などのアンケート等を実施しまして、具体的な対応策につなげることができればと考えております。

一方、休職者は現在、減少傾向にございます。復職に際しては、職場復帰に関するプログラムを作成して対応しております。休職した職員の復職に当たっては、主治医の診断を基に、産業医面談を行いまして、復職時の配慮事項など、産業医の意見を参考に受入れ体制を整えているところです。

今後も産業医、産業保健士とも連携を取りながら、メンタル不調者の早期発見、復帰後のフォローなどに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 私が思うに、この後にも質問していきますけども、職場の雰囲気というのも非常に大事なもんじゃないかと思います。

その中で、2番にクレームにどのような対応、対策をしているかというのがありますが、まずそこをお答えいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。まず、クレームには不当なものとはそうでないものがあるかと思っております。基本的に、職員が丁寧に説明し、誠心誠意対応することで、苦情や不当要求にまでには至らない事案がほとんどだと思っております。

ただし、まれに理不尽な要求や自己中心的な主張を繰り返す方がいらっしゃいます。職員は懇切丁寧に説明を行い、理解いただけるよう努めておりますが、長時間説明しても御理解いただけない場合があります。中には激昂する方もいらっしゃいます。そのような場合、複数職員による対応を徹底するとともに、状況に応じて、本庁に派遣いただいております警察職員の立会いにより、暴言や暴力などの犯罪行為から職員を守る体制を取っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 私がある課に相談に行くとときに、いきなり電話の受け答えをしていた職員が泣き出したことがあるんですよ。何でだろうって聞いたら、クレーム対応だったんですよ。何かの電話を受けた人、あるいは窓口で対応した人が、クレームですと、それを上司に伝える方法、あるいは、そのクレームを代わって答える係長か課長か、そういうことができないか。あるいは、例えば手を挙げるとか、そういう合図ですね。クレームが来ていますというの

が分かるような、そういうことができればもっと変わっていくんじゃないかと。特に若い職員は、職場に対する気持ちが変わるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。議員がおっしゃるとおり、そういう職場内の対応のバックアップというのは非常に大事だと思っておりますので、そういう環境醸成に向けて、今後も庁議等もございますので、各課に周知しながら、そういう体制をできるように努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 今申しましたように、何らかのサインでほかの人が気づいて、代わっていただけたらとか、そういうのも必要だと思います。

それからもう一つ、このクレームについてですが、職員が笑顔で対応すると、クレームの感じも変わるんじゃないかと思うんです。私はよその町役場に行ったときに、わざわざよその町の役場のトイレを借りることがあるんです。これは何でかという、そこの職員さんに聞くんですよ。入って行って、何も向こうから話がなければ、こちらから聞くんですけど、まず、「こんにちは」という挨拶をどっちが先にするかから始まるんですけど、私が今まで行った中の幾つかは、本当に明るい笑顔で、挨拶が。何の御用ですかという話があって、ちょっとトイレを借りたいんですけどと言うと、トイレはこちらですと案内してくれたりするんですよ。驚いたことに、それは女性職員が多いんですけども、途中で男性職員に会ったりするんです、トイレであつたりもするんですけども、笑顔なんですよ。全く知らない人を相手に、笑顔で「こんにちは」って、そういう挨拶が来るんです。そういう職場であれば、みんなが笑顔でいれるような職場であれば、クレーム対応についても大分変わるんじゃないかと思います。

私が思うに、役場職員というのはサービス業だと思うんですよ。サービス業というのは、笑顔をつくる練習も必要だと。銀行員の方は鏡を前にして笑顔の練習をされるんです。ウイスキー、ウイスキー、ウイスキーとか、ハッピー、ラッキー、うれしいという言葉を出して、口角を上げて笑顔をつくるという練習をされるんですよ。そういう練習も必要ではないかって思うんですよ。これは新しい人ばかりじゃないです。みんながですよ。そういう笑顔を出すという対応が必要ではないかと。

職場が明るく、笑顔で対応できると、クレームも減ると思いますし、職員が明るく笑顔でいられると、山都町全体が明るくなる、山都町全体が元気になると思うんですけども、町長どう思われますか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、職員が明るく、親切に住民に寄り添った対応をすることで、住民との信頼関係を構築し、不満が減ることで、結果的にクレームが減るということにつながるというふうに考えます。

そのためには、良好な職場環境の整備が必要です。特に職員間の良好な関係性こそが、職場の

満足度を高め、これが職員の笑顔を増やすきっかけとなります。とりわけ、職員の業務量には気を配る必要があると考えております。業務に対する負担感が増すことで、余裕がなくなり、周りへの配慮がおろそかになってしまい、このことが町民等への配慮不足、職場内の雰囲気悪化にもつながるおそれがあると考えます。多様化、膨大化している業務についても不断の見直しを行うことで、業務の改善を図り、真に必要な業務に邁進できる環境を整えることが、職員が住民に寄り添った対応につながるものと考えております。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 今の答えをしっかりと期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、外貨、町外からのお金を稼ぎ、税収を上げるための方法について。

そういう外貨、税収を上げるための方法を何か考えていらっしゃいますでしょうか、町長。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 現在の税収の状況といたしましては、市町村税の徴収実績から過去10年分、平成26年から令和5年に目を向けますと、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の普通税の合計は、令和5年度決算において15億163万8,000円と、平成26年度に比べまして31.3%の伸びを見せております。

伸びの要因といたしましては、固定資産税の増額が大きく影響しており、特に令和4年度と令和5年度の比較では、約2億円程度の増となっております。これは蘇陽地区北部の太陽光発電施設によるものであります。それ以外の税は微増微減で推移しております。

また、町の人口は、県の推計人口によりますと、平成26年4月時点で1万5,378人であったものが、令和5年4月には1万2,531人と、2,847人の減となっておりますけれども、数値上ですが、人口の減少は、税収減少の直接的な要因となっていない状況が確認できていると考えております。

多角的な視点での分析結果を得なければ事由を明確化することは困難かと思いますが、今お伝えした状態から察しますと、数字上は、町民の皆様方の稼ぐ力は10年来、衰えていないと考えております。しかしながら、現状の税収の状況がさらに10年、20年と継続する保証はありませんので、まずは基幹産業である農林業の基盤強化、農村集落の維持、担い手確保を継続するとともに、農業生産額、林業産出額の上昇に資する施策を関係者と調整し、その他、若年層の働く場の確保が重要であることから、町内各事業所支援も継続して行うことで、まずは稼ぐ力を衰えさせないことで、現状の税収を維持し、将来の所得向上につながる政策を打つことが重要であると考えております。

また、外貨を稼ぐという観点では、昨年度は通潤橋の国宝指定、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジの開通、新道の駅の開駅、山都町総合体育館パスレル完成と、本町を活性化させる準備、材料が整いましたし、今年度にあつては、中央グラウンド周辺整備事業も終盤を迎え、さらには通潤橋周辺整備事業にも取り組むことで、人を呼び込むためのインフラ整備、観光面の基盤強化が進んでおります。さらに、山都通潤橋インターチェンジの開通は、熊本都市圏への通勤圏としての可能性も十分秘めていると考えております。

今後は、整備を進めたインフラをフル活用して、外貨を稼ぐ施策を展開するとともに、通勤圏としての可能性を見いだして、移住定住施策を展開していくことが重要であると考えております。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 外貨を稼ぐ具体的な政策が、これが外貨を稼げるというのがあればいいんですけども、実際この山都町に来られる交流人口というのは増えておりますので、その辺をうまく利用して外貨を稼げるように頑張っていたきたいと思います。

その外貨、税収を上げる一つの方法として、これ私は3回目でございますが、自衛隊の弾薬庫の誘致、あるいは防災チームの誘致というのを3回申し上げてきました。これはどちらも交付金が増えるし、隊員が常駐するようになると税収も増えるというところで今まで申し上げてきましたが、過去2回の答えは、地元から要請があったら考えますということでございました。

この熊本の弾薬庫というのはどこにあるかという、健軍の住宅地にあるんです。大分は、日出生台演習場というものすごく広い演習場があるんですけども、大分市内の住宅地にあるんです。これはどういうことかという、弾薬庫の危険性が低いということです。

それから、防災チームが誘致できれば、災害訓練の施設ができる。すると、消防も警察もそういう訓練ができるということです。あるいは、防災チームの練習のために、演習場周辺の農地はブルドーザーとかユンボの練習場として活用していただき、山を切り開き、谷を埋め、区画整理をしていただいて、そこにできた農地で、自動運転のトラクターとか自動運転の田植機、自動運転のコンバイン、あるいは草刈りも自動運転、水管理も自動、そんな農地ができる。うまく利用すればですね。そういうふうな夢が広がるんです。

交付金も増えますから、交付金が増えた分は周辺の住環境をもっともっとよくするんです。そこに使わないで済んだお金は、ほかのところに回せるんです。

常駐する隊員が増えると、子どもたちも増える可能性が高い。そうすると、金内保育園が問題になっていますが、存続もできるかもしれない。この弾薬庫、防災施設の設置場所が足りないということであれば、場所がないということであれば私は、私の地元に、演習場の隣接地に共有地と牧野がありますので、その辺の働きかけをしてもいいと思っております。

この大矢野原演習場は九州の中央にある。南海トラフ地震がもしあったとしたら、それを想定したとしても、防災チームの誘致は必要なんです。せっかくあるものを利用して、外貨、税収を増やせる。これを利用しない手はないと思っております。もう3回目ですので、これで町が動かないのであれば、私はもうこの質問についてはやめることにしますが、どうでしょうか、町長。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほど議員のほうからもありましたように、これまでも大矢野原練習場の誘致に関する質問はこれまでもいただいております。これまで弾薬庫の設置に関して、国や自衛隊から相談を受けたことはありません。地元から話題の提供があったこともございません。なお、自衛隊の防災チームは災害時等に組織されるもので、駐屯する部隊ではないというようなものであるということでございます。

確かに、大矢野原演習場があることで基地交付金や障害防止事業、民生安定事業、調整交付金

事業等に係る補助をいただいております、新たな誘致となれば、隊員の常駐等に伴い、さらなる歳入の増が見込まれるかと思えます。ただし、これまでお答えしてきましたとおり、誘致活動を行うためには、まず演習場に関係する地元住民の代表であります大矢野原演習場周辺対策期成会での協議と、地元住民の皆様の意思の確認が最優先されるべきだと思っております。

今後も、国の動向を注視しますとともに、地元からの要望を踏まえ、次の段階に移るべきだと思っております。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 地元からこんな要望が出てくるというのは、なかなか難しい部分があるんじゃないかと思えます。それよりも町のほうが要望して、地元を動かす。あるいは、防衛省あたりに働きかけをして持ってくる。そういうことが考えられるか考えられないかですね。新しく町長になりました坂本町長が、そういうことをしようと思われるか。いや、今の防衛省関係で十分ですと思われるか、そのどちらかです。それを聞きたい。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほども申しましたとおり、国、自衛隊のほうから、そういった誘致等についての照会もあっておりませんので、町から直接的にそういった働きかけをするということは、現在考えてはおりません。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） ちょっと残念ですね。こちらから防衛省あたりに働きかけして、地元を説得して、弾薬庫なり、防災チームなり。先ほどおっしゃいましたように防災チームは、その団体の中にいる人たちが集まってチームになるんですけども、それをこの大矢野原演習場に持ってきて、そこで訓練をしていただく。そういうチームを新たにつくっていただくという方法もあると思って話をしているんですけども、町としては、国のほうから要請がなければ動きませんという返事でしたので、そういうことであれば、もうしょうがないです。これは私も3回こういう話をしてきましたが、町としては動かないということでございますので諦めます。もうしません。

では次に、企業誘致の具体的な考えがあるかどうかお聞きいたします。

昨年、お母さんが山都町出身の方がいらっしゃいまして、この方は世界を股にかけて仕事をされておりました。この方が、台湾企業の誘致には協力しますよということで、グランメッセで台湾企業とのマッチングがある情報もいただきましたし、その会社から通訳も派遣していいですよという話がありました。実際はこの町にも来られましたし、この町で何かできないかというところで、小学校跡地あたりも見に来られました。

この方に、結局どうなりましたかって私が聞きましたところ、芦北のほうに誘致に一生懸命だったんで芦北のほうにつくりますという返事がありました。台湾企業とのマッチングについては、県庁に山都町出身の方がいらっしゃいまして、この方が山都町もその中に入っているんですよというところで手配はしていただきましたが、山都町は結局入ることができませんでした。

今、県職の中にそういう企業誘致をされている方が山都町出身の方が1人はいらっしゃいます

し、もう1人はその上にいらっしゃる。そういう方々を伝って企業誘致あたりもできますし、台湾企業のTSMCは無理でも、TSMCの関連企業の誘致はできそうなんです。できそうというか、働きかけ次第でできる可能性がある。そういうところを逃さんようにせないかんとじゃないかと。最初に紹介しました海外を股にかけておる方は女性企業家ですけども、伸び率が世界で3位という方らしいんですよね。すごい伸び率を示されとる起業家なんです。こういう方が山都町関係にいらっしゃる。そういう方々を使って企業誘致の働きかけをするとか、町長に具体的な考えがあれば、それを聞かせていただきたいと思いますけども、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジの開通で利用しやすく便利になった交通、それから、交流機関をアピールした誘致に取り組んでいきたいというふうに考えております。

あわせて、先ほど4番議員からもありましたように、町といたしましては、町有の未利用地の活用も検討し、熊本県の担当部局との情報交換や連携を取りながら、町の強みでもある農林業を活用できる企業や、本町にマッチした企業への働きかけを考えていきたいと思ひますし、ただいま議員がおっしゃったように、TSMCが熊本県で現在整備が拡大しておりますので、関連で何か山都町でも取り組めるものがあれば積極的に取組は進めていきたいと思ひます。

ただ、職員の配置等でまだ企業誘致に関する体制がしっかり取れてないというのが現状でございますので、町のそういった体制も見ながら、ここについては取り組むべきかというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 職員の体制も大事ですけども、私は、町長が自ら営業というかセールスに行って、この町に来てくださって。そういう働きかけが大事じゃないかと思うんですけども、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） ありがとうございます。今後しっかりそういった情報を入れながら、本当にそういう可能性があるところについては積極的に私のほうが出向いてでも進めていければというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） そういうときに、山都町出身の職員さんが県庁のその関係にいらっしゃいますので、そういう方々を頼って企業誘致に取り組んでいただきたいと思います。そういう企業誘致とかをしていかんと、この町は本当に大変ですよ。よろしくお願いします。

続きまして、若者の移住、定住を増やすための対策についてでございますが、これにつきましても、私は今まで、こういうことをしたら、子どもたちをこの町に住ませたいな、この町の学校に通わせたいなって、そういうことを今までも話してきましたが、どういうことかといいますと、心の教育ができていて教養が高い、そういう子どもたちがいっぱい増えてくれば、あそこの町に

行きたい、あそこの町で子育てをしたいという人たちが増えると思うんですよ。

この町は誰1人取り残さないということを目指して取り組んできましたが、もっと伸びたい人、もっと勉強したい人に対しての取組というのが少ないんじゃないかと思うんです。山都未来塾というのが中学3年生に対してはありますけども、そういう感じのものを都会でしたら、すぐそばに塾があったりして塾に通わせることもできる、あるいは、交通の関係で自分で行くこともできるとか、そういうことができるんですけど、この山都町ではなかなか塾に通わせるというのも難しい部分があったりします。ですから、それを町のほうで用意して、山都未来塾みたいな感じのものを町のほうで用意して。確かに子どもたちは、スポーツもしよる、学校にも行きよるって、いっぱい忙しいんですけど、もっと学びたいという人たちもいると思うんです。もっとレベルアップしたい、そういう人たちもいると思うんですよ。そういう人たちのために、町が何かできないか。

この予算についても話をしますが、ふるさと納税の分野的に、何に使ってほしいっていう分野の中では、子ども・子育てに使ってほしいが一番なんですよ、件数的に。そういうのを使えば。恒久的な財源ではありませんが、そういうのも使えるわけです、子どもの教育のために。町がそういう子どもたちの教育レベルをアップする、それが子どもたちの数を増やす、若い保護者、親を増やす、そういうことになりはしないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 教育への期待を込めての御質問をいただきまして、ありがとうございます。

現状としまして、学校におきまして、あるいは教育委員会におきまして、予算等の制約はございますが、精いっぱい努めさせていただいているというふうに思うところでございます。児童生徒の個性や能力に応じた学習等の展開は、各学校、あるいは小さい単位で言いますなら各学級でしっかり展開されていると考えております。

町におきましても、複式学級指導を補完したり、あるいは特性のある子どもたちへの学習指導等を目的にした教員補助の配置、これも県内でもいち早く実施していただき、きめ細かな指導により、学校での学びを支えていくということになります。先日も申しましたように、読書の推進等にもいち早く着目して、巡回式ではございますが、図書司書による読書振興等にも貢献してもらっておるところでございます。また一方では、PTAや地域各種団体とも連携した豊かな学びや体験活動というのも、本町ではしっかり展開されていると思っております。県の学力調査結果等を分析して、指導力向上につながるような先生たちの日々の研さん也十分行われていると思っています。

要するに、自ら学ぶとか、主体的に学ぶとか、対話力やコミュニケーション力を高めるなど、将来にわたって生きる力の基礎となる学びを、地域のよさを生かして行うことがこの町での魅力ではないかと考えます。やる気を高めるとか、あるいは読書による知識や視野、人間性を高めるなど、それぞれの学校での取組が進められていると思います。職員も、さらに高みを目指す姿勢で研さんし、指導力を向上させ、子どもたちの学力に反映させることを常日頃努めていただい

おります。

要は、個々に応じた進路選択につながるような学力の向上が目指すところでありますので、引き続き町としても努めてまいりたいと思うところでございます。もちろん、学校施設の整備とか、あるいは学校教育指導員等による指導の改善の取組等も、町としてもしっかり取り組んでいるところでございます。

御質問のように、学校での学びを補完するために学習塾等を奨励するのであれば、それなりのニーズの把握でありましたり、公費負担が必要になるかと思えます。一方で、おっしゃったように、スポーツ活動や文化活動など趣味や特技を生かす活動に時間を費やす子どもたちも多数おられて、目標や価値観は様々であります。それぞれの個性、あるいはよさが認められて、顔が見える信頼関係がある中でお互いが育ち合う、そして生活をする、それがこの山都町の魅力、大きなメリットじゃないかなというふうに考えているところでございます。

予算の面につきましては、申し訳ございません、私、なかなか御返事することができませんので、その方針でありましたり、今の子どもたち、あるいは学校の取組等について御返事させていただきます。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） この問題につきましては前も質問しておりますが、教育長からの答えも、今の答えと似たような話がありました。学校としては一生懸命取り組んでいるし、子どもの個々の教育に見合った教育もしておりますし、一生懸命されているというのはよく分かっておりますが、学校レベルじゃなくて、それよりもちょっと先に進んだというか、恐らく学校教育だけじゃなくて、もっと勉強したい子とか、あるいは英語をしゃべれるようにしたい子とか、そういう子どもたち、一部分かもしれませんが、教育長がおっしゃったように把握してみらんと分らんかもしれませんが、そういう子たち、伸びようって、もっと勉強したいと思う子どもたちを増やすことによって、全体的なレベルが上がっていきやせんかと思うんですよ。

それは当然、心の教育のためには、先ほど教育長がおっしゃったように、自然に恵まれたこの町で教育していくというのはすばらしい教育ができると思いますが、それ以上にもっともっと、この町がよそと違うんだぞというのをしていくためには、今私が言ったように学校教育以上のものをする、あるいは、塾の先生をどこからか連れてくるとか、そういうことを公費負担してやっていく。

だから、先ほど言いましたように、その財源についてはふるさと納税が今のところ使えるということで、そういうことができないかというのは、町長、どうですか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今回の広報の中でも、私が先ほども申し上げました九つの中で、将来に夢と希望を持つ子どもが育つ山の都づくりということで掲げさせていただいております。少子化が進む中に、この山都町で子育てをしたい、また、教育をしっかりと受けたいという子育て世代がここで生活できるような教育環境というのは、非常に重要であるというふうに考えております。

これにつきましても、財源、先ほど申しいただきましたように、ふるさと納税に関しまして、恒久的でまだ安定したものになっておりませんので、それでどれだけ補填できるか。また、それ以外にどれだけ財源的に確保できるか。その辺をしっかりと確保しながら、そういった支援を早急に対応できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） しっかり取り組んでください。

続きまして、山都町が取り組んでいる子育て支援についてでございますが、生まれてから18歳までに行っている政策をもっとアピールする必要があると思っております。その政策を、時間的な関係がありますので、生まれてから18歳までにこういう政策を幾らしていますというのを、できましたら総務課長あたりが1人で全部答えていただけると助かります。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。整理して私からお答えさせていただきますと、本町の子育て支援につきましては、結婚支援から始まり、子どもが成人するまで、切れ目なく実施しており手厚いものと思っております。

高校生までの子どもの医療費の無料化につきましては、全国的にも先行して実施したことは承知されているかと思いますが、それ以外の諸般の子育て支援策を御紹介しますと、まず妊娠期まででは、子育て世代の住環境の整備、不妊治療や妊婦歯科健診の助成。就学前までですと、出産祝い金、出産後の産後ケア、赤ちゃん訪問、離乳食訪問、定期的な歯科健診、任意予防接種の助成、保育料の軽減、就学期から義務教育期までの虫歯予防対策、さらに来月8月13日からは、小児科、産婦人科のオンライン診療サービスを開始する予定です。義務教育期に入りますと、生活習慣病予防健診、登下校に係る通学支援、学級費の一部補助、学校給食への有機米の導入、児童生徒の愛郷心を育む食育学習や地域学習、山都学の実施、ALT複数名の任用、複式学級や学級支援としての教諭補助の任用、公設塾として中学3年生向けの地域未来塾の実施。そして、その後、進学先の一つとなります地元矢部高校の応援として、入学支度金、教科書代、下宿助成、通学助成など。また、そのほか子育て支援センター、病後児保育室、子ども家庭センターを設置し、相談体制等の充実も図っております。

紹介し切れなかったものもあるかと思いますが、施策の実施に当たっては、ふるさと納税の財源を充当しつつ、子育て支援を手厚く推進しているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） ありがとうございます。実際はそこに金額が入ってくるんですけども、そういったところをもっと対外にアピールする必要があると思うんですよ。それは町内の人だってあんまり知らないんですよ。みんなが思っているのは、今どういう支援をしています、何をしていますとかじゃなくて、このときにいくら払っています、いくら町が助成しています。例えば、先ほど、子どもが生まれる前までに助成をされておりますよね。住宅支援だったり、そういうのもされております。その辺はいくらしています、この町に住むといくら、ここで

育てるといくら支援していますって。あるいは、生まれたときにいくらもらえます。それからずっと、先ほど矢部高校の支援がありますという話も。矢部高校に来ると、清和、蘇陽の人たちは、バス停までタクシー代も出るんですね。この間説明がありましたけども。

そういったことをもっと町内外に。町内にも町外にももっとアピールして、PRする必要がありますよ。それが足りないと思うんです。それをばーんと打ち出して、この町に来てください、この町はこういうことをしています、そういうことをしていけば、若者の移住定住が増えていくと思いますので、もっともっと随所で、いろんなところでアピールしてほしいと思います。すいませんね、私が時間を区切って話をしているもので、簡単にしか説明していただけなかったんですけども、そういったところをよろしく願いいたします。

続きまして、デマンドタクシー、予約型タクシーについて項目を入れておりますけども、これにつきましては、昨日、10番議員が質問されておりますし、また、この問題につきましては、私と10番議員が3年ほどかけて、警察関係の方、あるいは民生委員さん、事業所の方々と話をずっと重ねてきて、それを受けて取り組んでいただいたということで、私は非常に感謝しております。一歩進んだと思っておりますので。

昨日の説明の中で、6月末で1,560人の利用があつていると。随時改善していきますという話がありました。これはもっともっと増えるんですよ。今から免許返納される方がもっともっと増えてきますし、これを利用される方はもっともっと増えていくんですよ。だから、その辺を頭の中に入れて、随時改善していただければと思っております。その問題については、今回の返答は要りません。

続きまして、同じように、私が議員になって提案してきましたが、移動販売車について。この移動販売車が4月から稼働しますという話でございましたけども、この実働が遅れた理由と、今後の実働の予定についてお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。令和5年度の事業で、熊本市の株式会社ゆめマート熊本が移動販売事業に取り組み、本年4月からスタートすることをお知らせいたしました。ゆめマート熊本の親会社に当たります株式会社イズミが、2月下旬にサイバー攻撃に遭い、グループ会社全体でのシステムに不具合が発生したことを公表されました。ゆめマート熊本が運行する移動販売車のレジも親会社のシステムに連動しているため、システムの復旧に時間を要している状況です。

ただし、システムは順調に復旧しておりますので、準備が間もなく整うということで、8月2日からのスタートを予定いたしております。それに伴い、7月30日に自治振興区代表者会議がありますので、その時点で事業の説明を行います。当面は1週間のうち、月・火を矢部地区、水・木を清和地区、金・土を蘇陽地区で巡回しますが、各地域の実情を勘案しながら、ルートや取り扱い商品の調整をしたいと考えております。

また、ゆめマート熊本との包括連携協定についても8月2日に締結予定なので、地域の高齢者等の見守り、災害時の物品の提供、ゆめマート店舗での山都町のPR等も展開する計画です。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 待っていらっしゃる方々が多数いらっしゃるって、車は見るとも販売に来ないということがよく言われます。できるだけ早くですね。8月2日には動くということでございますので、期待して待っていただくしかないかなと思っております。

続きまして、ふるさと納税についてでございますが、今、ふるさと納税は、去年まで1億円前後で推移していたものが、今年4億3,000万円を超えました。これはいろんな働きかけがあったからだと思っておりますが、このふるさと納税はいつまでであるか分かりませんが、町が自由に使えるお金になる。ですから、これをもっともっと増やすための政策は何か考えていらっしゃるかを、担当課長と町長、お願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、平岡哲也君。

○山の都創造課長（平岡哲也君） お答えいたします。先ほど議員からおっしゃったとおり、ふるさと寄附金は令和5年度の決算額で約4億3,500万円と、令和4年度の決算額から約2億2,000万円の増となりました。

今後、さらに寄附額を増やしていくためには、これまでも行ってまいりました返礼品の提供事業者向けの説明会の開催に加えて、新たな寄附者を増やすために、町外、県外の町出身者や、町に関係する個人や企業、企業の代表者などへの打診や宣伝も行ってまいります。

また、ふるさと納税業務の委託業者と一緒に、インターネットサイト上の商品の見やすさや選びやすさの工夫を行い、併せて、過去に投稿されました口コミの分析も実施して、新たな寄附者を取り込むことができるよう販売力も強化して、選ばれる山都町を目指していきます。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） ただいま山の都創造課長が申し上げましたとおり、これからも不断の見直しをしながら、しっかりと増額に努めていきたいと思っておりますし、私といたしましては、できる限りいろんなところで、ちょっと今準備してもらっているんですけど、名刺の裏にふるさと納税のQRコードなんかを印刷した上で、いろんなところでそういったPRを、ふるさと納税、それから企業版、併せてPRをしっかりとしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） PRが大事ですね。私たち議員も職員の皆さんも、自分の親戚あるいは子どもたち、そういう人たちにもふるさと納税をしてくださいと。あるいは、企業関係、町出身の企業関係の方とかいらっしゃいましたら、そういう方々にも、個人でも、あるいは企業でも、この町にふるさと納税してください、この町にこういう返礼品があります。そういう訴えをする必要がある。そういうのをみんなでやっていって、ふるさと納税を増やす。それによって、町が自由に使えるお金を増やす。そういうことに取り組んでいただきたいと思います。

また、町長については今後も、私が議員しとる間は町長といろんな切磋琢磨していく必要がありますので、今後とも一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたしまして、今回の一般質問を終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、6番、矢仁田秀典君の一般質問を終わります。
ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時10分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 傍聴ありがとうございます。今日は、私が一般質問最後になりますけれども、一般質問って大体何だろうかと思って、ChatGPTですか、あれでちょっと調べました。こういうことを書いてあります。

町議会の一般質問は、町議会議員が町の行政に対して行う質問のことで、市民の声を反映させる重要な場です。この場を通じて、議員は町の行政運営や政策について確認し、問題点を指摘し、改善を求めることができます。質問は事前に提出されることが多く、議会の公式な会議で行われます。一般質問の内容は多岐にわたり、住民サービス、インフラ整備、環境保護、教育、福祉など、町のあらゆる分野に関わります。議員が住民からの意見や要望を基に質問を作成することもあり、住民の声を直接的に行政に届ける重要な役割を果たしますというふうに書いてあります。

私の先輩議員より、こういうことを言われました。常任委員会でのことや各課長に聞けば分かるようなことは質問すると言われてました。でしたら、今までの議員が一般質問されているのは必要ないんじゃないだろうかと思います。私は山都町の議員として、防災無線、ユーチューブで流れる唯一の山都町のお話です。住民の声を直接的に行政に届ける重要な役割を果たすために、質問台に移りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 質問に移ります。通告どおり、まずは町長に伺いたいと思います。

今までずっと話がありますけれども、改めて、今問題になっている少子化問題、山都町における少子化問題対策をお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 全国的に地方の過疎化が進む中、山都町も人口減少による少子化問題が最大の課題になっていると思っております。本町が行っている具体的な取組として、健康診断として、妊婦歯科健診を無料で行い、町独自の健診として、4か月、7か月、1歳、2歳の歯科健診、4歳の歯科健診、小学校5・6年生を対象とした発達・小児生活習慣病の健診を行っております。

経済的支援といたしましては、出生祝い金、第1子3万円、第2子5万円、第3子10万円、第4子以降20万円を支払っており、子どもの医療費は18歳まで無料、または、子どもの予防接種についても18歳までは無料で行っております。保育料としましては、国基準額の60%であり、熊本

県内の市町村保育料としては低い料金となっております。

子育てに関する相談・支援についても各種窓口を設置しており、安心して子育てができる体制を取っております。

不妊治療についても自己負担分を補助しており、申請件数についても増加している状況となっております。

今回九つの取組をお約束しましたが、その中で、子育て家庭が安心して生活できる町、将来に夢と希望を持つ子どもが育つ町として、二つの項目を挙げております。先ほど申しあげました本町の取組を継続しながら、他自治体の取組についても情報収集を行い、子育て世代に選ばれる町となるよう、今後も少子化対策に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ありがとうございます。大体、行政マンとしてのお答えじゃなかったかなと思っています。

先ほどの質問の中に、梅田町長をどうお考えかということの質問があったんですけども、今度はプレジデントになったんですね、選挙で選ばれて。ここは変えていきたいと思うことがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほどからいろいろと質問に対して私なりに答えてまいりました。今回のまちづくりにつきまして、九つの公約といいますか、山の都づくりということで項目を掲げております。どれについても非常に大事な施策であり、これについては梅田町長、また、これまでに3人の町長が築き上げられてきたまちづくりを継承するところが多くありますが、これから私なりに進めるべきは、やはり先ほど言いました少子化対策、そういう意味でも、若い子育て世代の方がこの山都町に住んでいただけるような施策をしっかりと取り組んでいくということが一番大事ではないかなというふうに思って、住環境の整備あたりをやっていかなければいけないと。

先ほども言いましたように、九つ全て大事ですが、特に今後の課題になるところといえば、そういうところではないかというふうに認識しております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ありがとうございます。2番目に移りたいと思います。

先ほど4番議員からもあったんですけども、保育留学。これは、保育園留学というのは会社のほうで商標登録してあります。それで、保育留学についてということで、わざと書いております。保育留学の予算と実績報告を伺いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、平岡哲也君。

○山の都創造課長（平岡哲也君） お答えいたします。初めに、今年度の保育留学の予算は計上しておりません。御質問の保育留学は、令和5年度に山都町保育園留学推進業務という事業名で、東京都に本社があります株式会社キッチハイクと業務委託契約し、実施しました。業務委託契約期間は令和5年7月13日から令和6年3月22日で、業務委託契約額は522万5,000円です。

この事業は保育園の一時預かり制度を利用し、期間中は園児とその家族に町内の宿泊施設に宿泊してもらい、園児は町の保育園に通い、保護者はワーケーションやテレワークを利用して自身の仕事に従事するものです。休日には、町の観光地巡りや農作物の収穫体験などへの参加で、町の魅力を深く体験してもらうことで関係人口の創出を目的に実施しました。

なお、令和5年度に実施した事業に係る問合せは7件、利用実績は2件でした。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 552万5,000円ですかね。キッチンハイクにこれは委託したんですよね。委託内容を教えてください。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、平岡哲也君。

○山の都創造課長（平岡哲也君） それでは、御質問の委託、予算の内訳について御説明いたします。

保育園留学の業務内容は、保育園や宿泊施設との連絡調整、募集ページの作成、管理、集客に係るプレスリリース、各種メディアへの掲載、利用日程の受付・調整・サポートが主な内容です。

ただいま申し上げました業務の内容に伴うものが予算の内訳となります。ただし、それぞれの個別の内訳については、業務委託の性質上、こちらからは求めておりません。申し上げました業務を一括して委託しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 552万円の予算を使って2名だったということで、費用対効果が望まれないということで予算にも上げてもらえなかったという話を聞いています。

先ほどありましたように、1年じゃもったいないと思うんですよ。例えば、ホームページを作成しましたという予算にも使ってありますね、この委託料。次年度からは要らない予算なんですよ、それは。そこの交渉とかはなさっているんですか。それはもう全然してないということですか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。午前中、4番議員からもこの件については御質問がありましたとおり、山の都創造課のほうの事業といたしましていろんな業務を行ってまいりました。その中で令和5年度におきましては保育留学についても予算化して、それに基づいて実施した結果として2件であったということでございます。

確かに少なかったというのも一つの要因ではあるのは間違いございませんが、それよりも山の都創造課の業務がかなり多いということから、本年度予算としては今回見合わせたということでございます。

先ほども申し上げましたとおり、今年度については町としては予算化はしておりませんけれども、今回1件の利用があったということでございます。これについては町が関わったわけではございませんが、先ほど申し上げました株式会社キッチンハイクのほうが昨年構築したものを使って

今年度も募集を行われた結果、1件の応募があったということでございますので、そういった意味では、町として今回、予算とか内容については関わりはしておりませんが、事業としてはビジネスモデルとして今年度も動いているということは成果になっているのではないかとこのように考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） これは前向きにやっていただけないと、この山都町の紹介があるんですけども、山都町役場山の都づくり推進室というところで、PRコメントですね。九州のど真ん中にある山都町、阿蘇の外輪山の南にある標高の高い山間の町で、夏は涼しく、冬は氷点下になることも。滝や渓谷など景色のよい場所がたくさんあります。流れる川にはヤマメなど、きれいな水辺に住む魚が泳いでおり、時には田んぼまで流れてくることもあります。夜は、手を伸ばせば届きそうなほど満天の星がきらきら輝いています。駅はないので基本的に移動は車です。スーパー、ホームセンター、コンビニもちゃんとあります。有機野菜をはじめとした食材は本当においしいです。リピーターになること必至です。まずはお気軽に遊びに来てくださいというコメントがあります。

この前、議会にも来られた千葉の柏市の市議会議員の方、あの方が2週間宿泊されています。2週間宿泊するとに代金、幾らかかっていると思いますか、分かりますか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、平岡哲也君。

○山の都創造課長（平岡哲也君） お答えいたします。私も先日、その方と直接お会いしてお話をさせていただいたんですけども、経費としてはトータルで、レンタカー代、食事代、全て含めて大体50万円ほど経費がかかったと聞いております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 50万円、すごいですね。50万円使って、本人さんが負担して、こっちまで保育園で留学するというシステムなんです。これは町としてほっとくわけにいかんとは思います。これで、できるだけ定住してもらいたいんですけども、まず山都町を知ってもらおう。この募集プランの一覧にありますが、1週間で22万円、2週間で35万6,000円。これで交通費別、レンタカー借りるのはレンタカー別と。もちろん食費も別ですよ。保育料を聞いたら、1日2,000円だそうですよ、一時預かりは。それで、この中に入っているプランで来ていただいております。

山都町のよさをPRするには、一番最高な子育てにもつながるし、さっき言われた少子化問題にもつながっていくんじゃないかと私は思っている。552万円使った予算が全然その対象者には反映されてない。そこが問題じゃなからうかと私は思いますよ。だけん、これは先ほど町長が言った丸投げに等しい。そう思いませんか、町長。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今回、この保育園留学につきましては、関係人口を増やしながら山都町を知ってもらい、また、山都町のよさを、そういった都市部から来られる方々に分かっていただくということを通じて、山都町の魅力を発信していくということが目的で

あるというふうに考えております。そういうことも踏まえまして、令和5年度において、この保育園留学を実施いたしました。

この522万5,000円につきましては、先ほど課長のほうが申し上げましたとおり、この業務を行うためのホームページの作成であったりとか、管理であったりとか、連絡調整であったり、そういったもろもろの費用を積算した上で業務を行ったわけでございます。それによって、繰り返しのなりますが、2件の利用が昨年度あったということでございます。

昨年度も同じように、この保育園留学に来られる方の負担金としては多分変わっていないんじゃないかなというふうに思っておりますので、利用される方のニーズといいますか、金額負担に関しては、当初からそのことは承知していただいた上で利用していただいているので、そこに関して今のところ、ここに対しての費用負担がほしいというような声は町のほうでも把握しておりませんので、今のところはこういう事業を行う上での費用ということで、その業者さんのほうと一緒に令和5年度に実施をしたと。

その実施をしたことに伴いまして、今年度来ていただいた1件の方、先ほど議員のおっしゃった方がそれでも来られたと。私もちょっといろんな感想は聞きましたけれども、非常に満足して、山都町のよさを知って帰って、今後もこれはつながりたいというふうに思っていたいたということでございますので、これについては当初の、この保育園留学で町が望んでおります関係人口の構築につながっているものと感じております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） もし帰られるときには町からお土産があるとか、そういう気持ちが大変なんじゃないかと思います。

さっき言いました委託の予算ですけれども、山都町全体では大体いくらぐらい委託はかかっていますか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。令和6年度当初予算を基に全ての予算を集計して、単純に算出しております。

12節委託料の総額は13億8,816万6,000円となります。内訳なんですけど、大まかに施設管理業務、工事関係、システム関係、その他と4項目でちょっと整理させていただいております。

施設管理業務は、公共施設等の各種保守業務、浄化槽、施設清掃等です。工事関係は、工事に関する監理業務であったり設計業務。システム関連は、導入済みシステムの保守業務、あと、システム改修等の費用になります。その他はその3項目を除いたものとなります。

額ですが、施設管理業務ですと3億5,781万9,000円、工事関係は6,529万3,000円、システム関連は6,343万5,000円、その他は残り9億161万9,000円となります。さらに、その他の9億円をコンサル等の業務委託とそれ以外と大枠二つに分けますと、前者が1億5,180万9,000円、その他7億4,981万円となります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） やっぱりコンサルあたりに、先ほどの答弁で、専門性を求めてコンサルしますということがありましたけれども、全部よそに委託していたんじゃあ、地元の住民の能力は上がっていかないと思います。今度に関してはもうノウハウはできていると私は思うんですよ。その方がホームページを作成して、保育園と話をしながら、保育園は幾つかありますよね、そこあたりも巻き込んで、地元の業者に委託することができないかなと私は思います。これは希望ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

保育留学の必要性、これは町長どんなお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。昨年度、この事業を実施してまいりましたが、業務委託料に対しまして実績が非常に少なかったということもございます。事業費は全て町の一般財源で賄ったということもございます。

ただ、この保育事業につきましては、先ほども申し上げましたとおり、この保育留学を利用していただいた保護者の方にも事業について感想を聞くことができたのですが、保護者の方々からも、山都町の自然と触れ合いながら、都会では体験できなかった野菜の収穫や泥んこ遊び、太鼓の練習など、珍しい取組や初めて経験することばかりで、子どもたちも大変喜んでいらっしたということでございます。

この分につきまして、本当にこの保育園留学の効果というのは、町にとっても関係人口を築く上で非常に効果的であるというふうに考えておりますので、今後につきましては、これが現在予算化はしておりません。それで、まずは動いております。そういうところも見据えながら総合的に、町の支援等が必要になったところについてはまた一緒になって、この保育園留学を進めていくことにしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） よろしくお願ひしたいと思います。予算の見直しも、552万円かかって、利用者には全然還元できてないというのはちょっと見直しが必要なんじゃないかと思っております。

次に行きたいと思います。

役場下りてすぐのところ、新町通りになるんですけども、今日は夜市で結構な人通りになると思います。その通りは30キロ規制なんですけれども、スピードを出している車が多々見受けられると。私たちはたまに通るだけなんですけれども、常時あそこに店をしておられる方なんかと言うとは、例えば防犯カメラをつけとって、ばーっと通っていくそうですよ。かなりスピード出しとるなということを言われております。通学路にもなっているんですね。年寄りの方が電動カーとか何かでいって、電動カーとかタイヤが小さいものですから、ハンドルがかくって切るわけですね。危うく後ろの車と接触しようとしたのを何回か見たと。そこを速度規制できないかというようなお話をいただきました。

これこそ住民の意見を行政に伝えるということではしておりますけれども、これをちょっと警察に聞いたんですよ、そういうことがあったと。その取締りは今までやったことがありますかって

言ったら、今までやったことないそうですね。あそこの通りはですね。あそこは町道ですので、町のほうで何とかできんかと。スピードバンプというのがあるんですけども、その設置についてお考えをお聞きしたいんですけども、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えします。新町通りにつきましては、町道横町新町線として全幅6.5メートルの町管理の道路です。平成20年から24年度において、まちづくり交付金事業において、幅4.5メートルのアスファルト舗装、両側1メートルの石張り舗装にて整備しております。

道路の規制としては、熊本県公安委員会より時速30キロの速度規制、道路管理者により一般車両について最大積載量3トンの制限を設けている道路です。車道幅員が1車線のため、車同士の擦れ違いの際は、石張り舗装部を利用し離合されていることとなります。また、歩道専用の区域がなく、通行する車両については、対向車、歩行者等に注意を払いながら通過されている状況です。

国土交通省のホームページによれば、生活道路へ進入する車のスピードを抑える対策として、狭窄、車道部を狭めたり死角を狭く見せることにより車の速度を抑制する、クランク、車の通行分をジグザグに蛇行させたりすることにより車の速度を抑制する、ハンプ、道路を凸型に舗装、また附属物を設置することにより、これを見たドライバーがスピードを落とすことを狙ったものが紹介されております。

ハンプの構造については、アスファルト舗装によるもの、プラスチック製、ゴム製、液体によるものと様々な製品がございます。議員御質問のスピードバンプの設置につきましては、交差点等、限られた箇所での車両速度抑制には有効と考えますが、この道路には歩車道と仕切られた区分がなく、歩行者にとっては新たな障害物を設置することとなるため慎重に検討を行う必要があります。また、車両が高速で通行した場合、騒音、振動が発生するおそれがあるため、付近の住民の方とも協議が必要です。スピードハンプの設置につきましては、道路管理者として引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） スピードバンプ、そこの上の駐車場にあるんですけども、あれだけ段が大きいと、かなりやっぱりゆっくり行かんと車の衝撃がありますよね。これ、どこだったかな、スウェーデンで、非ニュートン液体というのがあって、速度によって硬さが変わるんですよ。ゆっくり行けば、液体だから、普通、なだらかに行くと。ちょっと衝撃が加われば、段ができるような、スマートスピードバンプという商品名だったと思うんですけども、これを導入すれば、日本初なんですよ。これやったら、結構視察に訪れる人が多いんじゃないかと思うんですけども、どうお考えですかね。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えします。先ほども答弁いたしましたが、新たな障害物を設

置するということで、歩道と車道が区切られた区間ではそれは有効にできるのかもしれませんが、新町の道路につきましては歩道と車道が区切られた部分がありませんので、慎重に検討を行っていく必要があるかと考えます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ちょっと提案します。トリックアートといいまして、ほかの自治体では……。これ見せてよかですか。いいですか。いかん。トリックアートで出して、アイスランドでは歩道が宙に浮いているようにアートで書いてあるんです。これはユーチューブで出てますので、見てもらおうとよかばってん。これでスピードを抑える効果もあります。ポールを立てて狭くしたらもったいないですよ。死角によってスピードを抑えるとか、極端に言えば、路上アートの募集をするんですよ。あそこで路上アートのイベントをやったりですね。そこで、観光客を狙ってもいいんじゃないかと思っております。これは提案です。よろしくお願いいたします。

次に行きたいと思います。4番目、服掛松キャンプ場の指定管理について。

これも再三、私言っていますけれども、今回の指定管理では管理区域を確定していないんですよ、まだ。もし、指定管理の範囲を確定しないまま、指定管理者を指定したというのであれば問題があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。各指定管理施設における指定管理者の指定につきましては、施設ごとに募集の公告を行い、その中で施設ごとの募集要項を示しまして、指定管理者を選定することとしています。その施設の一つであります服掛松キャンプ場の指定管理につきましても、指定管理者募集要項を定め、募集を行い、令和6年度から令和10年度までの5年間を指定管理者の指定の期間として、基本協定書を締結しているところでございます。

御質問の管理区域につきましては、その募集の際、提示する資料に敷地面積を記載するとともに、平面図を明示しまして、管理区域を指定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 常任委員会で聞いたときには、前のトラックのレース場がありましたよね、ジープのレース場か何か。あそここのところは建設課に任せてある。商工観光課はその上だということで、草を切っていないところがあるんですよ。木を切っていない。もうそこ、かなり木が伸びてますけれども、その場所が問題だったんですけれども、どうなっていますか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。御質問にありましたオフロード敷地につきましては、服掛松キャンプ場、同じ町有地の敷地としまして当時活用されていたということでございます。現在は、服掛松キャンプ場の指定管理区域には入っておりません。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） この前、常任委員会でも話があったように、普通、畑がありますと、

その下の土手までは上の畑の所有地だということで、その斜面は上の人が管理をするということが当たり前と思うんですけども、そのところはいかがお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。管理の敷地の考え方は、議員御指摘のとおり、確かにのり面ですとか、のり尻とかというような言い方をされるかと思います。また、それにつきましては、当事者間の合意の下になるかと思いますが、現在の同じ町有地の敷地、先ほど説明しましたキャンプ場と並んだオフロードコースとして使用されていたと。その後、現在といますか、今はもちろんキャンプ場敷地の指定管理区域に入っていないと。そういうところで、区割り、いわゆるその境界といますか、その区域につきましては、現状で認識できるところの区割りをしておりますので、私も現場を見に、確認といますか現地踏査、全ての境界を歩いたわけじゃありませんが、その部分は明確に現状的に把握できるということで、管理がなされているものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 1番目の質問はそれなんですよ。その場所ですよ。その場所をはっきりしないまま指定管理にしたということが問題だと言っているんですよ。分かります。

もし、例えば建設業だったら、完了届、報告があつて検査に行きますよね。草木切っていないと、管理していないということであれば、お金は払えません。指定管理料は全部一括してまとめて払いますけれども、これを払戻しの必要があるんじゃないかということで、前の議会からも私は言っているんですけども。曖昧にしとっちゃいかんと思つとるんですね。切るか切らんか。切るならどっちが切るか。そういうことじゃないですか。

あその場所は、この前も行ってみましたけれども、キャンパーがいたんですよ。何でそこにいるかという、阿蘇五岳がちょうど見えるんですよ。その木がないなら、もうちょっと開けて見えるんじゃないかと思いますが、課長いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。議員御指摘の境界につきましては、確かに図面上、先ほど申し上げましたとおり、確定をさせて管理をしていただいているということが事実でございます。

実際、現場踏査を行っておりませんが、その指定区域の図面の範囲内で管理されているものと認識をしているものですから、改めて私も現場に足を運びたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 関連しますけれども、よく道路の、今、草木があつています。木が大きいのが抜根して、大変だろうと思うばつてん、あれは産廃になるんですかね、一般廃棄物になるんですかね。というのが、キャンプ場で切った草とか木は、一般廃棄物ですか、産業廃棄物ですか、どっちですか。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えします。まず、これは道路の土木のほうからの資料になりますけども、道路の維持管理の業務委託、今行われている草刈りの業務委託、これにつきましては一般廃棄物になります。例えば道路改修、河川改修工事っていったら、流木等につきましては産業廃棄物ということで、適正に処理されているということになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） キャンプ場で収益を上げているというところの草とか木はどうなりますか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。議員御質問の草刈り後の草等を町有地に捨ててある、置いてあるという御質問ですが、同じ町有地の敷地内として考えております。以前は、先ほど御説明いたしました、キャンプ場と並んだオフロードコースとして利用されておりました。その後、同じ町有地の敷地内ということで、土捨て場として使用されている事実もございます。その中で、同じ敷地内ということで、キャンプ場に出たそういった草刈り後の、芝刈り後の草、また樹木剪定後の枝などの置場として利用していることは事実でございます。

ただ、それも同じ町有地内ということで、活用といたしますか、利用をしていたと。実際、服掛松キャンプ場の管理区域には入っていないと。並んだ土地であります、町有地としての全体像がありまして、その1区画が服掛松キャンプ場の敷地であると。その町有地内に、こちらは旧オフロードコースということで、枝葉の捨てるような場所ということで使っているということでございます。

いつからそういった枝だったり草だったりを捨てているのかというのを、ちょっと背景を調べてみたんですが、これはもう以前、現在の指定管理者以前からそういった活用はしていたということでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） この前の常任委員会が終わりまして、次の日の朝、その現場を見に行きました。もうやっぱり山積みになっとなつて、このまましとって大丈夫かなと。大量な草とか木がありました。町もそれを認めているということですね。それでいいんですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。議員御質問の町が認めているかどうかにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、背景を調べてみたんですが、許可を出すとかというようなことの書面はございませんでした。ただ、事実確認として、以前の職員ですとか、また、その関係者から聞き取りを行った結果、そのような形で、その敷地の利用を行っていたということの事実の確認が取れましたということでございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 量が結構大量なんですよ。そこで、例えば大雨が降って、土がもう

置いておけば、有機物ですので柔くなって流れたりするということがちょっと心配されると私は思っております。そこを利用するのであれば、やっぱりその周辺の整備もやってほしいと私は思います。そこは指定管理をしている業者にぜひお願いしておいてほしい。

そこを指定管理している業者の能力は評価するんですよ。しかし、住民と不仲であるというのが。これじゃあ、やっぱり指定管理を受けとる上で、ちょっと欠陥があるんじゃないかと私は思います。住民とも仲よくやってもらわんといかんと思いますので、そのところは指導のほうをよろしくお願いしときます。

また、続きまして、通潤橋前の整備について。

商工観光課の担当ですけれども、書いてありますように、中央体育館跡に緑地公園は必要なかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。通潤橋周辺施設整備事業の整備区域に係る経過の特色を、まず説明したいと思います。

通潤橋周辺地域を水田区域一帯と定義しますと、白糸台地一帯は、通潤用水と白糸台地の棚田景観として、文化庁、いわゆる国の重要文化的景観に選定されているところです。

周辺の整備に当たりましては、その景観と一体的なまとまりがある区域として、調和の取れた景観整備が必要になるものと町としては考えております。そこで、景観整備と町有施設改修を一体的に行える事業としまして進めるべく、今回、農林水産省補助事業、いわゆる国の補助事業ですが、農山漁村振興交付金を活用し実施することといたしました。

この補助事業につきましては、前段で説明いたしました重要文化的景観と調和の取れた景観整備と町有施設の改修を一体的に進めるものでございます。一つ目に、景観・生態系保全整備、交流広場の整備、都市農山漁村総合交流促進施設、学びのテラス整備、地域連携販売力強化施設、物産館、飲食スペースの確保、この3項目を事業の趣旨として実施することになっているところです。

具体的には、通潤橋資料館につきましてはエントランス等の改修、物産館につきましては内装、販売コーナー等の改修、お食事処いしばしにつきましては、施設を撤去しまして、跡地にトイレを新設予定としております。また、通潤橋資料館、物産館前広場及び駐車場につきましては、物産館からトイレまでの雨天対策としまして、ひさしの設置、景観と歩行者の保護のための広場と身障者駐車場等の設置を予定しております。あわせて、一般駐車場のアスファルト不良箇所の舗装や飲食スペースの確保、多目的広場、緑の憩いの場の設置等を予定しているところでございます。

御質問にあります緑地公園は必要かにつきましてはですが、冒頭に御説明しましたとおり、通潤橋周辺地域が重要文化的景観に選定されていることによる調和の取れた周辺整備が必要であるとの考えの下、その目的を達成するため、今回の農林水産省の補助事業を活用することとしておりますので、その趣旨となります景観・生態系保全整備等の観点から、景観に配慮した緑地スペースを設ける必要があると考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 緑地を作ったから景観がよくなるとかいうんじゃないくて、国宝になったんで来場者数が多くなっていると私は思うんですよね。あそこを潰して緑地公園にしても、観光客は喜ぶかなというふうに私は思います。

2番目に、国宝通潤橋を盛り上げたい女性有志の会というところから提案書が出ていると思うんですけども、内容的にはどういった内容になっているんですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。本年4月26日に、国宝通潤橋を盛り上げたい女性有志の会より、国宝通潤橋周辺整備事業における提案書が提出されました。提案内容は6項目ございました。そのうちの二つが駐車場に関することでございます。

要約しますと、景観維持協力金、いわゆる駐車場料金の徴収と中央体育館跡地の全面駐車場という要望がなされたところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） これは元の役場の職員の方、まあ上の方なんですけれども、この計画を進めて、これができてから町民から文句が出るどねんていうことをおっしゃったんですよ。できてから町民が文句言うような町政でどうしますか。私が図面を見せて、議会で報告があつて、この図面を見て、私はこれはいかんと思って、ほかの町民にも見せたいというふうで申出をしたら、これは議会に見せてあつただけん町民には見せんでくれというようなことをおっしゃったんですよ。

そういう町政じゃいかんと思うんですね。ある程度オープンにして、こういうことがありますよというのを提示して、町民の意見を聞くというのは大事じゃないですか。町長いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今回のこの事業計画につきましては、これまで、令和2年からいろんな取組をしながら事業計画、グランドデザインの中で計画をつくってきております。その間、いろんなところの意見も取り入れて、今回事業計画は行われてきたというふうに承知しております。

その中で、先ほどおっしゃったように、いろんな方からいろんな御意見もあると思います。そこはやっぱり全てを受け入れながら行うということは非常に難しいところもあります。ただ、この事業内容につきましては、町が公共事業として行うわけでございますので、できる限りオープンに住民の方に示しながら、いろんな御意見を入れて事業計画をしていくものだというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 今、体育館の裏というのは駐車場で利用していますよね。これは町内で働く人たちもそこを利用して、多分、仕事に行っていらっしゃると思うんですけども、あそ

ここに盛土をして、滑り台とかを置いて、町民は喜びますか。そこが一番肝心じゃないですか。町民が喜ばんようなことをやっとして、町としてはいかんとじゃないだろうかと思いますけど、町長。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 今、議員のほうからありましたように、現在の駐車場の利用とは少し異なるような形態での、今、計画になっているということでございます。ただ、このことにつきましては、先ほども言いましたように、いろんなところで計画をしながら、ここまで事業計画を進めております。ですので、本当にいろんな御意見があるのは承知しております。ただ、全てにおいてそれが反映できるかといえは難しいと思いますので、今回、町としましては、これまでの流れも酌みながら、この事業を実施していきたいということで考えておりますが、先日から議会の議員の皆様方からもいろんな御意見を聞いておりますので、できる限りそういうところも含めて、この事業の範囲の中で、事業の規約の中で最大限変更ができるところは取り入れながら、事業を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 先ほど農林水産省の予算を取っていますと。どうしても緑地化せんとこの予算が取れないというような話があったんですけれども、要は、その予算、補助金が下りるから、補助金を優先して町民は我慢してくれということでしょう。そういうことでしょう。町民は駐車場を望んでおる。駐車場にはできないと。補助金を優先したということでしょう。それで、何年間もずっと町民はそこで暮らしていかないかと。国宝になりましたって、観光客が増えましたと。駐車場にしてくれという要望があつての、この提案書だと思ふんですけれども。

ですから、予算にも対応できる、補助金にも対応できるような考えはないですかね。例えば、名目は緑地公園、駐車場ではありませんよと。木を植えて、緑地をして、平らにするんですよ。補助金にも対応できると。駐車場には使いません、使えるかもしれないというぐらいで。そういう対策は取れないんですかね。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。その事業の内容によって、いろんな制約は確かにあると思います。また、町のほうでは、補助事業を有効に活用しながら整備を進めていかないと、町の単独だけでは事業が実施できないというところもありますので、そういう意味で、本当に今、御意見もありましたようなところも含めながら、どこまでできるかということは、しっかりと町のほうで考えながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） この通潤橋前整備については、全員協議会までやっています。全員協議会をやった時点で全然変わってないんですよ。駐車場がちょっと広がったかなというぐらいのことで。例えば千寿苑前、あれも緑地公園といえは、緑地公園に見えるんですよ。木が植わっとしてですね。

できたら、さっき言いましたように、補助金にも対応できて、町民の要望も聞けるような。何

か上のほうと話してですよ、交渉していただけるならばいいんじゃないかなと思いますけれども、課長。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。補助金の活用等につきましては、町長が説明したとおりでございます。

この補助金の申請に至るには、先ほど申し上げました重要文化的景観というのがございまして、町から農水省に補助、そういう事業をやりたいということで申請して交付決定をいただいていると。だから、国のメニューに入っていないからできないんじゃないかということじゃなくて、一体的整備をするというところの申請があつてそうなっているという中でございますが、その中で、議員御指摘の駐車場スペースが必要であるということは十分認識しております。

現在、実施ベースでいきますと、繰越しを行いまして、今詳細設計を行っているところでもございます。ですので、駐車スペースの確保が必要であるとの認識は持っておりますので、総合的に補助要件の範囲内において、できる限りの駐車スペースの確保につきましてはこちらのほうで考えていきたいと、実施ベースで考慮させていただきたいということでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 町民が理解できるかなという思いです。そこに住んでいる町民が、いつも不平不満を持ってその公園を見るような形にならないようにしていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

ちょっと、あと5分ぐらいありますので、これは提案事項としてですね。

先ほど自治振興区との会議があるというふうに聞いたんですけれども、前、地区別座談会というのがあつていたと思うんですけれども、あれをもう1回できんかなと。行政と住民が話し合う場をですね。これこそ、ちょっと口やかましい人がおつて、その方が提案されました。子ども議会がありますと。なら、大人議会もせいと。大人議会。極端に言うと、こっちに意見のある人がおつて、こっちに議員が座るんですよ。議員とやり取りをやりたいと。前、女性の会が議員と話したいというような話があつたんですよ。子ども議会があんなら、大人議会もせいっていうことを言われたんで、これ一応提案として話をします。

あと、先ほどから言いますように、ここに面白い本があるんですよ。これは東洋経済というやつで、5月号ですね。「喰われる自治体」という名前があります。コンサルが行政を支配する。そういうふうにならんように。前の答弁で、コンサルを自治体に、自分の山都町に合わせてコンサルと交渉していく。これが一番大事なんですよ。コンサルに丸投げしとったんじゃあ、この町は進歩はないと思います。それはコンサルの言いなりになってしまいますので。そのところは町長よろしくお願いします、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、2番、坂本幸誠君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2 時08分

7 月 26 日（金曜日）

令和6年7月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年7月17日午前10時0分招集
2. 令和6年7月26日午前10時0分開議
3. 令和6年7月26日午前11時20分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第10日）（第4号）
 - 日程第1 議案第52号 物品売買契約の締結について（山都町スクールバス）
 - 日程第2 議案第53号 工事請負契約の締結について（大矢川①河川災害復旧工事）
 - 日程第3 議案第54号 工事請負契約の締結について（刈又川①河川災害復旧工事）
 - 日程第4 議案第55号 工事請負契約の締結について（東大矢川②河川災害復旧工事）
 - 日程第5 認定第1号 令和5年度山都町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第6 認定第2号 令和5年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 日程第7 認定第3号 令和5年度山都町病院事業会計決算の認定について
 - 日程第8 委員会報告 請願付託報告について
 - 日程第9 委員会報告 請願付託報告について
 - 日程第10 委員会報告 陳情等付託報告について
 - 日程第11 委員会の閉会中の継続審査申出について
 - 日程第12 委員会の閉会中の継続審査申出について
 - 日程第13 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 坂 本 靖 也	教 育 長 井 手 文 雄
総 務 課 長 工 藤 博 人	清 和 支 所 長 長 崎 早 智

蘇陽支所長	村上敬治	会計管理者	飯星和浩
企画政策課長	北貴友	税務住民課長	高橋尚孝
健康ほけん課長	木實春美	福祉課長	高野隆也
環境水道課長	有働頼貴	農林振興課長	松本文孝
建設課長	西賢	山の都創造課長	平岡哲也
商工観光課長	山下公司	学校教育課長	鈴木保幸
生涯学習課長	上田浩	そよう病院事務長	枝尾博文
監査委員	志賀美枝子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第52号 物品売買契約の締結について（山都町スクールバス）

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第52号「物品売買契約の締結について（山都町スクールバス）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） それでは、説明いたします。

議案第52号、物品売買契約の締結について。

次の物品について、売買契約を締結することとする。

令和6年7月26日提出、山都町長です。

番号、山企備第2号。

件名、山都町スクールバス。

規格・数量、45人乗り中型バス1台。

契約金額、1,770万1,250円。

契約の相手方、熊本県上益城郡山都町柏1060番地、有限会社江藤自動車、取締役、工藤豊寛。

入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページ、資料1をお願いします。物品売買契約の概要です。

現在使用している蘇陽地区の中型バスは、初年度登録から21年を経過し、度々故障するだけで

なく、天井から雨漏りがするとの報告を受けております。蘇陽地区の菅尾線では、スクールバス利用者が44名おり、引き続き中型バスが必要となりますので、今回更新するものです。

5番、納入場所は、蘇陽中学校バス車庫。

6番、開札年月日は、令和6年6月26日。

7番、予定価格は、2,137万5,210円。

8番、契約金額、1,770万1,250円。

10番、財源内訳は、一般財源となっております。

次のページを御覧ください。開札調書の写しとなります。

指名業者は町内業者8社となっておりますが、応札があったのは6社となっております。1社は入札書不備により失格となっております。

次のページ、資料3を御覧ください。物品売買（仮）契約書です。

山都町と有限会社江藤自動車とは、物品の売買に関して、以下のとおり契約する。

なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

第1条、契約の要綱です。

番号、山企備第2号。

件名、山都町スクールバス。

規格及び数量、45人乗り中型バス1台、日野自動車ME L P H A。

納入期限、令和7年2月28日。

納入場所、山都町今450番地1、山都町蘇陽中学校バス車庫。

第2条、契約保証金については免除です。

次のページを御覧ください。最後の行です。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年7月2日、甲、山都町長、乙、熊本県上益城郡山都町柏1060番地、有限会社江藤自動車、取締役、工藤豊寛。

次のページを御覧ください。バスの仕様書になります。

中段より下12番で、現在の車両の廃車手数料等について、見積り金額に含めることを示しております。

中型バスは引き続き必要であり、単なる車両の購入ではなく、更新をすることとし、既存車両の廃車手続も含めて契約をすることで、事務の簡素化を図ったものです。

また、入札の方法は指名競争入札で、町内の事業者を指名して入札しており、廃車手続を含めた仕様にするすることで下取りの要素も発生し、落札額が低下することにも期待したところです。

次のページを御覧ください。

スクールバスでの利用となりますので、補助ステップやスクールバスマークなどの仕様を示したものです。

次のページが仕様の詳細な明細書となります。

その次のページが車両の写真となります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 議案第52号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 仕様書についてのお尋ねをします。

車椅子や身体に障害を持っている子ども、生徒の配慮についての仕様が見当たりませんが、条件として、例えば、ステップが低床であるとか、そういうことは付されなかったのでしょうか。いろんな、現在、蘇陽中の生徒にそのような生徒がいなくても、新しく導入されるわけですから、将来、どのような事情がある子どもでもスクールバスに乗れるという配慮をしていただきたいかったと思いますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 今回の仕様におきましては、低床の分に関しましては、しておりませんけれども、車椅子を利用して通学される生徒さんが乗られるということになれば、車を改造したりですとか、そちらのほうで対応したいと思います。

毎年スクールバスに関しましては、更新が必要となりますので、次回のときから、その分に関しまして、必要であるという考えがありましたら、その分も考慮して購入していきたいと思えます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 何年か前にスクールバスの更新があったときにも同じことをお願いしております。突発的に足の骨を折るとか、けがをしますとかということだってあるわけです。そういうときに、児童生徒が安心してスクールバスに乗れるためにも、そのときになって改造と言われても時間的に要しますので、すぐの対応はできないと思えますし、今回の予定価格から、契約については、367万ほど下回っておりますので、今からでももう、まずもってやっておくということをお願いしたいと思えますが、その辺の考え方をよろしく願います。

今でも車椅子使用のお子さんを保護者が送っているという実情もあるかと思うんですけど、その辺について、教育委員会としてもどのように考えていらっしゃるか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 今回のバスにつきましては、先ほど示しましたとおりの契約でいきますので、今回については、このまま行かせていただきまして、次回からその分に関しまして、考慮したいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。障害児童生徒がスクールバスを利用する際、過去にあった例でいきますと、チャイルドシート等を付けながら、対応できる範囲では対応していたかと思います。中には、付添い等が必要な方とか、保護者の事情等で送り迎えされる方もいらっしゃるかと思いますけども、できる限りの対応というところは、ケースで考えていきたいと思っています。どのような方法があるかというのも、その都度検討を進めていきたいとは思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号「物品売買契約の締結について（山都町スクールバス）」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第53号 工事請負契約の締結について（大矢川①河川災害復旧工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第53号「工事請負契約の締結について（大矢川①河川災害復旧工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） 議案第53号について説明いたします。

議案第53号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

1、工事番号、5 災補河第41号。

2、工事名、大矢川①河川災害復旧工事。

3、工事場所、山都町安方地内。

4、契約金額、7,810万円、税込みです。

5、契約の相手方、熊本県上益城郡山都町米生1－4、後藤工業有限会社、代表取締役、後藤剛。

6、契約の方法、指名競争入札。

令和6年7月26日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経必要があります。これがこの議

案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

資料です。

工事請負契約概要について説明します。

1 から 3 については、先ほど説明しましたので省略します。

4、入札年月日、令和 6 年 7 月 10 日。

5、財源内訳、全体事業費 7,810 万円。国庫負担金 7,560 万円、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金です。補助率は 96.8% です。起債 220 万円、災害復旧事業債。一般財源 30 万円、町費です。

6 の工事概要について説明します。復旧延長 173.8 メーター。工区数は 8 工区です。主な工事としまして、掘削工 596 立米、盛土工 183 立米、張芝工 128 平米、張コンクリート 50 平米、ブロック積工 791 平米、小口止工 7.3 立米、すりつけ工 55 平米、コンクリート舗装工 13 平米、アスファルト舗装工 113 平米、仮設道路工 382 メーターです。

7、指名業者については、記載しています 12 社です。

次のページ、②をお願いします。公共工事請負仮契約書の写しです。

1、工事番号、5 災補河第 41 号。

2、工事名、大矢川①河川災害復旧工事。

3、工事場所、上益城郡山都町安方地内。

4、工期、令和 6 年 7 月 29 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。

5、請負代金額、7,810 万円。

上記工事について、発注者山都町と受注者後藤工業有限会社は、各々の対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和 6 年 7 月 16 日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町米生 1－4、後藤工業有限会社、代表取締役、後藤剛。

次のページ、③をお願いします。入札結果になります。

7 月 10 日開札で、予定価格、税抜 7,190 万 9,000 円、最低制限価格、6,471 万 8,100 円。12 社を指名し、8 社が辞退、4 社から応札があり、後藤工業有限会社が落札しています。

次のページ、④をお願いします。位置図になります。

5 年災において被害の多かった町の北部の位置になります。

次のページ、資料⑤をお願いします。航空写真に工区ごとに位置を示したものです。

大矢川について、資料の上側から下側に向かって河川が流れており、下流側から 1 工区、8 工

区の位置を示しております。100メートル以内に工区が連続しているため、1か所工事として採択を受けています。

次のページ、⑥をお願いします。工事平面図になります。

資料左側から1工区となっています。青色着色が復旧箇所、河川内に大型土のう、堤内に仮設道路の位置を示しております。

なお、5工区について、中間部24.3メートル区間が不採択となったため、5-1、5-2工区と表示しています。

次のページ、資料⑦をお願いします。横から見た横断図になります。ブロック積み等で復旧する位置を示しております。

次のページから、資料⑧は現場写真となります。

資料1から資料5は、代表的な写真を示しています。

資料6につきましては、背後地の町道まで記載していますが、この工事にて護岸ブロック積み、盛土工の復旧を行います。

資料⑧-7については、3工区付近の背後地の被災状況です。

背後地は田面となっておりますが、この排土につきましては、農災にて採択を受けております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第53号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 12番、工藤です。

資料1の中で、指名業者が12社ございます。この12番の業者については、住所が熊本市になっておりますけれども、これについては、指名審査委員会があつてのことだと思いますけれども、町内以外の業者で、何でここで指名に入つとるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。公共工事の指名に際しまして、ランクに応じてなんですけれども、山都町建設業協会の会員様から指名をしております、また、施工実績もあるため指名を行っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 当然実績を見て指名してあると思いますけれども、この実績を見れば、ほかの町外の業者というのは、まだたくさん大きな工事もしているところもあると思いますので、その点については、何かこの基準は、確か前は町内の事業については、町内の業者というふうな指名をしているというような答弁もあったような気がするわけですが、その点について、どういうふうに思われているのか、課長をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。確かに以前は、町内業者限定ということでされたと思うんですけども、地震以後ですかね、発注に際しまして、公共工事に関しましては、基本的には山都町建設業協会の会員様から指名をするということで調整をしているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号「工事請負契約の締結について（大矢川①河川災害復旧工事）」は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第54号 工事請負契約の締結について（刈又川①河川災害復旧工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第54号「工事請負契約の締結について（刈又川①河川災害復旧工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） 議案第54号について説明します。

議案第54号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

- 1、工事番号、5 災補河第66号。
- 2、工事名、刈又川①河川災害復旧工事。
- 3、工事場所、山都町麻山地内。
- 4、契約金額、6,787万円、税込みです。
- 5、契約の相手方、熊本市中央区白山1－4－9、株式会社太平洋建設、代表取締役、込山憲司。
- 6、契約の方法、指名競争入札。

令和6年7月26日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページ、資料になります。

工事請負契約概要について説明します。

1 から 3 については、省略いたします。

4、入札年月日、令和 6 年 7 月 10 日。

5、財源内訳、全体事業費 6,787 万円。国庫負担金 6,569 万 8,000 円、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金です。補助率は 96.8% です。起債 190 万円、災害復旧事業債です。一般財源 27 万 2,000 円は町費です。

6、工事概要について説明します。復旧延長 171.3 メーター、工区数は 18 工区です。主な工事としまして、掘削工 325 立米、盛土工 27 立米、ブロック積工 600 平米、小口止工 15 立米、すりつけ工 38 平米、コンクリート舗装工 7.1 立米、仮設道路工 347 メーターです。

7、指名業者については、記載しています 12 社です。

次のページ、資料②をお願いします。公共工事請負仮契約書の写しです。

1、工事番号、5 災補河第 66 号。

2、工事名、刈又川①河川災害復旧工事。

3、工事場所、上益城郡山都町麻山地内。

4、工期、令和 6 年 7 月 29 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。

5、請負代金額、6,787 万円です。

上記工事について、発注者山都町と受注者株式会社太平洋建設は、各々の対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正に請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和 6 年 7 月 16 日、発注者、山都町長、受注者、熊本県熊本市中央区白山一丁目 4 番 9 号、株式会社太平洋建設、代表取締役、込山憲司。

次のページ、資料③をお願いします。入札結果になります。

7 月 10 日開札で、予定価格、税抜 6,192 万 3,000 円、最低制限価格、5,573 万 700 円。12 社を指名し、11 社が辞退、1 社から応札があり、株式会社太平洋建設が落札しています。

次のページ、資料④をお願いします。位置図になります。

令和 5 年災において被害の多かった町の北部になります。この河川につきましては、都々良川の支流で矢部清和間の旧町村界の河川になります。

次のページ、資料⑤をお願いします。航空写真に工区ごとの位置を示したものです。

刈又川について、資料上側から下側に向かって河川が流れており、下流側より 1 工区から 18 工区の位置を示しています。

100 メーター以内に工区が連続しているため、1 か所工事として採択を受けています。

次のページ、資料⑥をお願いします。工事平面図になります。

資料の⑥－1 が左から 1 工区から 4 工区。資料⑥－2、左から 5 工区から 10 工区です。資料⑥

ー 3、左側から11から13工区。資料⑥ー 4、左側から14から18工区。旗揚げ箇所が復旧箇所で、河川内に大型土のう、堤内に仮設道路の位置を示しております。

次のページ、資料⑦をお願いします。横から見た横断図になります。ブロック積み等で復旧する位置を示しております。

次のページ、資料⑧は現場写真になります。

資料⑧ー 1 から⑧ー 7 まで、代表的な写真を添付しております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第54号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 12番、工藤です。

資料の③の中で、入札結果が記載されておりますけれども、12社のうち、11社が辞退です。辞退です。これはですね、これまで災害があったときには、町外の業者の方に大変お世話になって、災害復旧していただいております。これだけの辞退が、町内の業者が辞退すれば、やはりそれまでのときお世話になった実績のある町外の業者もですね、やはり指名として考えにやいかんとかじゃないかなというふうに思いますけれども、その点、総務課長の見解をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。本町の工事の発注に際しましては、あくまで山都町建設業協会の会員様ということで、指名の調整をしておりますので、これまで、資格で町外の方がいらっしゃったりとかであっても、基本的に会員の方だけを中心に調整していただくというのをルールにしておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 町内の業者ということで、してもらいますけれども、結果として、これじゃ全然競争はできとらんですよね。全部が辞退ですから。こういう結果を踏まえたときに、やはりこのままずっとこう、今の町内のやり方でいいかということも、やっぱり行政としては、考えにちゃんとじゃないですかね。競争が生まれとらんちゅう状況はですね。ですから、町内の業者をやっぱり育てていかにゃんちゅうこつは、もちろん分かります。分かりますけれども、やはり競争しながら、やはりレベルを上げていってもらわにや。これじゃ全然競争になつとらんで、結果的にはですね。そのことも今後また十分考えていただきたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号「工事請負契約の締結について（刈又川①河川災害復旧工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号 工事請負契約の締結について（東大矢川②河川災害復旧工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第55号「工事請負契約の締結について（東大矢川②河川災害復旧工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） 議案第55号を読み上げます。

議案第55号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

- 1、工事番号、5 災補河第134号。
- 2、工事名、東大矢川②河川災害復旧工事。
- 3、工事場所、山都町御所地内。
- 4、契約金額、1 億780万円、税込みです。
- 5、契約の相手方、熊本市中央区白山1－4－9、株式会社太平洋建設、代表取締役、込山憲司。

契約の方法、指名競争入札。

令和6年7月26日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

工事請負契約概要について説明します。

1 から 3 については、省略します。

4、入札年月日、令和6年7月10日。

5、財源内訳、全体事業費1 億780万円。国庫負担金1 億435万円、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、補助率は96.8%です。起債310万円、災害復旧事業債。一般財源35万円は町費です。

6、工事概要、復旧延長369.4メートル、工区数は7工区です。主な工事としまして、掘削工938立米、盛土工450立米、張芝工203平米、張コンクリート17平米、ブロック積工1,142平米、小口止工2立米、すりつけ工13平米、コンクリート取壊し工34立米、転石破碎工38立米、仮設道路工557メートルです。

7、指名業者については、記載しています12社です。

次のページ、資料②をお願いします。公共工事請負仮契約書の写しです。

- 1、工事番号、5 災補河第134号。
- 2、工事名、東大矢川②河川災害復旧工事。
- 3、工事場所、上益城郡山都町御所地内。
- 4、工期、令和 6 年 7 月29日から令和 7 年 3 月31日まで。
- 5、請負代金額 1 億780万円。

上記工事について、発注者山都町と受注者株式会社太平洋建設は、各々の対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和 6 年 7 月16日、発注者、山都町長、受注者、熊本県熊本市中央区白山一丁目 4 番 9 号、株式会社太平洋建設、代表取締役、込山憲司。

次のページ、資料③をお願いします。入札結果になります。

7 月10日開札で、予定価格、税抜9,819万6,000円、最低制限価格、8,837万6,400円。12社を指名し、11社が辞退、1 社から応札があり、株式会社太平洋建設が落札しています。

次のページ、資料④をお願いします。位置図になります。

ここにつきましても、被害の多かった浜町の北部地区になります。

資料⑤をお願いします。航空写真に工区ごとの位置を示したものです。

東大矢川については、資料上側から下側に向かって河川が流れており、下側より 1 工区から 7 工区の位置を示しております。

100メートル以内に工区が連続しているため、1 か所工事として採択を受けています。

次のページ、資料⑥をお願いします。工事平面図になります。

左の上部から右の下部に向かって 1 工区から 7 工区の位置を示しております。

3 工区と 6 工区につきましては、両岸が被災しているため、一つの工区として表示をしております。

旗揚げ箇所が復旧箇所で、河川内に大型土のう、堤内に仮設道路の位置を破線で示しております。

次のページ、資料⑦をお願いします。横から見た横断面図になります。ブロック等で復旧する位置を示しております。

次のページ、資料⑧からは現場写真になります。

資料⑧－ 1 から⑧－ 7 は、代表的な写真をつけております。

資料⑧－ 8 については、2 工区付近の背後地の被災状況です。

これにつきましても、田面に砂礫が堆積している状況です。この排土についても、農災にて採

扱を受けております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 議案第55号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 先ほど12番議員が質問しましたけれども、これ、いつの段階で辞退されたのか。現説も当然あったと思いますよね。現説しながら、現場説明しながら、能力的にできないとか、機械がないけんできないとか、どういう感じでね、これ辞退、これ採算に合わんけんできんとかいう、その理由はともかくとしてですよ、どうして皆さんが辞退されるのかという、ここ辺のところがですね、どうも納得いかんちいいいますか、11社説明して。全部が、これ、採算ベース合わんとか、機械がないとか、そういう理由だったのか。ここ辺はですね、今後、先ほどもありましたように、入札する場合ですね、1社だけしか入札せんだったとかいうのは、私はちょっとどうなのかなあと思うわけですよ。やっぱせめて3社ぐらい、どのぐらい皆が、どのくらい見積りとかぐらいですね、やっぱ確認すべきじゃないのかなと思うし、設計が悪かったのか、それとも、現場が非常にやりにくかったのかということについてですね、どのようなことが起きてきているのか、まず担当課長に説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。1社応札の部分につきましての、ちょっと説明をさせていただきます。

通常工事の指名競争入札の場合は2社以上の応札を有効としているところですが、災害復旧工事に関しましては、指名競争入札の場合は、災害の被害に対して速やかな復旧を図るという、そのような観点から、1社応札でも有効として、これまでずっと運用をしてきたところですよ。

あと各社の辞退の理由については、こちら承知しておりませんので、申し訳ございません。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 災害復旧の趣旨はよく分かります。1社でも早急にせないかと分かりますけれども、それが本当にいいのかなあというふうに感じるわけですが、ここ辺についてはですね、やっぱ十分今後も検討していく必要があるんじゃないかなと思いますし、このようなことがですね、この災害復旧は全部一緒ですよとかいうふうになってくれば、業者同士が話を、お前がするなら、俺がするけんとかいう話になったら、また、ぎりぎりのところですね、取ったり、やっぱ農災なんかの場合は負担金も要るわけですので、そこ辺のところの負担の都合もありますので、できるだけですね、2社ぐらいが一緒に参加して競争して、いかに安くコストを下げてですね、工事できるのかということも、今後は検討していただきたいというふうに、負担する側の立場もありますので、もうぎりぎりで、一番たきやとこで、もういいというところになってくればですね、困るところもありますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

これは意見です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 一つ前の提案のときに言うべきでしたが、総務課長のお答えの中に、町外業者が入っているということのお答えのときに、山都町建設業協会の会員の方を指名すると。その方たちに調整してもらっていますというふうに、私聞こえたんですね。誤解を招いたらいけないので、調整してもらっています。議事録残りますからね。その辺についての発言の、もう一度詳しい説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。調整しているというのは、業界の会員の中で調整していただくんじゃなくて、町の発注の際に、この指名業者の山都町建設業協会会員の中から、ランクに応じて指名をしている、その調整をやっていると、事務局内です、そういうことの調整ということで申しました。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 前の議案と今回と、2本ですね、しかも工期は来年の3月いっぱいです。従業員がどれだけいらっしゃるかわかりませんが、果たしてこの2件が工期内に終わるのかという心配もございます。

それから、先ほどの町外の業者がなぜ入っているのかという質問に対して、建設業協会に所属している団体だからというお答えでございました。この業者が一番最初に入られたときに、私はやっぱり同じような疑問を感じましたので、質問をいたしました。当時の総務課長は、以前山都町で建設業をされておられたので、それを考慮して、この入札にされたということをお聞きしました。となると、何かこう、回答がですね、当時の回答と違うなというふうに思いましたので、質問をしたところなんです、それから何度も建設業協会に加入していることをルールにしていますというお話でしたが、そうすると、山都町と建設業協会の関係性が疑われるんじゃないかなあという心配もございます。そのことはどのようにお考えでしょうか。1番目に申しました工期内の完了が果たして大丈夫なのかという質問と併せてお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。令和5年災につきましては、公共災のほうで全体的にですね、234本の30億程度の被害があつておるという中で、28年の熊本地震のときに比べまして、あのときで被害額で36億、それに準じた規模の被害が出るという中で、今回入札をずっと今進めているわけなんですけども、今のところ218本ほど発注しまして、不調はまだ出ていないということで、まずは、発注者としては発注を進めるということで考えております。

予算につきましては、一応令和6年度の現年予算で発注しております。これだけの災害で、まずは発注をかけまして、業者の中で工程を組んでいただいて、これ1本ではないものですから。

順序に進めていきたいということで、一応工期につきましては、まだいろんなところの承認、繰越であったり、承認もおりとりませんので、最大限の令和7年の3月いっぱい工期を設定しているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。協会の会員の入会の有無については、ちょっとこちらで分かりかねるところですので、お答えを差し控えますが、今議員がおっしゃるような、そういう疑念ですね、そういうのが生じないように、こちらでも適正な発注事務に努めてまいります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号「工事請負契約の締結について（東大矢川②河川災害復旧工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 認定第1号 令和5年度山都町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、認定第1号「令和5年度山都町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、眞原誠君。

○経済建設常任委員長（眞原 誠君） それでは、認定第1号、令和5年度山都町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について御報告申し上げます。

山都町議会議長様。

経済建設常任委員長。

委員会審査報告書。

認定第1号、令和5年度山都町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

本委員会に付託された令和5年度山都町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

意見。

簡易水道事業は、大矢野原地区簡易水道について国からの要請に基づき地方公営企業法を適用

するため、令和５年度をもって山都町簡易水道特別会計が廃止となり令和６年度より山都町水道事業会計に会計統合された。

水道整備事業では、交付金により小規模水道施設導水管の更新工事がなされ、災害復旧事業では、７月３日の豪雨により被災した金内橋水道管の応急工事がなされた。また、町単独補助事業では６集落の水道施設の整備がなされた。

今後も生活飲料水の安定した環境整備を図られるように努めていただきたい。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから認定第１号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。

本案は委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第１号「令和５年度山都町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第６ 認定第２号 令和５年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（藤澤和生君） 日程第６、認定第２号「令和５年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、眞原誠君。

○経済建設常任委員長（眞原 誠君） それでは、認定第２号、令和５年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを報告いたします。

山都町議会議長様。

経済建設常任委員長。

委員会審査報告書。

認定第２号、令和５年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

本委員会に付託された令和５年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

意見。

令和５年度山都町水道事業決算においては、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、同事

業の当該利益の処分及び決算について議会の議決が求められている。

審査の結果、当年度未処分利益剰余金 2 億 2,252 万 6,241 円のうち、1 億 5,000 万円を建設改良積立金に積み立て、7,252 万 6,241 円を繰越利益剰余金とする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

山都町水道事業は、生活飲料水等の常に安定した良質な水道水の供給が求められており、令和 5 年度の給水戸数 4,810 戸（前年比 60 戸減）、給水人口 8,449 人（前年比 298 人減）に年間 99 万 5,122 立方メートル（前年比 2 万 8,709 立方メートル減）が給水されている。

このような中、近年頻発する自然災害による送水管施設の破損、管・施設の老朽化及び空き家（無管理状態）による漏水などにより有収率 65.42%（前年比 1.26 ポイント減）となっている。

今後も給水人口の減少、水道管施設の老朽化が進む中、水道事業の維持管理にさらに努められるように切望する。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから認定第 2 号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定とするべきとするものです。

本案は委員長報告のとおり、可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 2 号「令和 5 年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

日程第 7 認定第 3 号 令和 5 年度山都町病院事業会計決算の認定について

○議長（藤澤和生君） 日程第 7、認定第 3 号「令和 5 年度山都町病院事業会計決算の認定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長、吉川美加君。

○厚生常任委員長（吉川美加君） 認定第 3 号について御報告いたします。令和 6 年 7 月 26 日、山都町議会議長、藤澤和生様。

厚生常任委員長、吉川美加。

委員会審査報告書。

認定第3号、令和5年度山都町病院事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された令和5年度山都町病院事業会計決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

意見。

令和5年度山都町病院事業会計決算においては、病院事業の決算認定について、議会の議決が求められている。

決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ、審査した結果、令和5年度中の事業内容及び病院としての取組等について、これを適正と認め認定するものと決定した。

監査委員の決算審査意見書にもあるように、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類へと移行し、同年10月に新型コロナウイルス感染症病床確保補助金が終了となったことにより補助金は減額となったものの、その後の入院患者数が増加したことで純利益は8,463万円となり収支は黒字であった。この状況を維持するための医師、看護師が安定して確保できるようにすることが不可欠であり、現在募集中の薬剤師の確保に向けては、病院長自ら熊大や関係機関に出向き人材獲得への努力を続けています。

町内でも民間の医療機関が閉院となったり、規模縮小の対策を取ったりしている。今後も医師の高齢化などにより医療機関が減少する心配がある中で、町立であるそよう病院には地域の中核病院、上益城郡内唯一の緊急告示病院として体制の維持に努めていただきたい。

令和5年度に策定された公立病院経営強化プランを職員自ら作ったことは特筆すべきことである。これらの指標に沿いながらも不断の見直しを怠らず、健全な病院経営に努めていただきたい。以上です。

○議長（藤澤和生君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものです。

本案は委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号「令和5年度山都町病院事業会計決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第8 委員会報告 請願付託報告について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、請願付託報告についてを議題とします。

請願第1号「山都町立金内保育園閉園の再検討／町民のための町政の徹底に関する請願書」に

ついて報告を求めます。

厚生常任委員長、吉川美加君。

○厚生常任委員長（吉川美加君） それでは、付託を受けました請願について審査した結果を報告いたします。

令和6年7月26日、山都町議会議長、藤澤和生様。

厚生常任委員長、吉川美加。

請願審査報告書。

本常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおりに決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

1、事件の番号。請願第1号。

2、付託年月日。令和6年7月17日。

件名。山都町立金内保育園閉園の再検討／町民のための町政の徹底に関する請願書。

請願者。山都町金内152-2、これは金内保育園の住所です。金内保育園保護者会、保護者会長、小菌孝明様です。

紹介議員は中村五彦議員。

審査結果は一部採択といたしました。

審査意見です。

今回の請願の要旨は、町立金内保育園の閉園方針について、手続き上納得のいかないものであり再編計画の再考を願うものである。審査に当たっては、町担当課から公立保育園再編計画に伴う経緯の説明を受け、保育園の代表者から請願に至った経緯を聞き取り両者の間に認識のズレを確認した。令和5年度に保護者代表等を招集して行われた「公立保育園のあり方検討委員会」の答申について、再編計画の検討は1年から3年とあったにもかかわらず、令和6年3月28日付で発布された、令和7年3月31日をもって金内保育園を閉園するという通知に保護者一同混乱の中にいます。請願者が求めているのは対話の時間です。再編計画の検討の中で、予想される暮らしの変化等の心配事を具体的に知り、園児や保護者の不安を取り除く努力をされたい。

町当局の対応の中で、議会での条例改正等の手続きを取らずに閉園の通知を出したのは拙速であり、誤解を招いた。このことは議会軽視に他ならない。この旨を鑑み公的な手続きによって保護者に通知をした上で、今一度保護者及び地域住民に説明を尽くし、再編の計画に当たるように意見するものである。

この請願は、町当局へ対するものと町議会に対するものが含まれており、町議会へ対しても、慎重な審議を望まれているが、この議案が議会に上程された折には真摯に向き合うことは当然のことであります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は一部採択です。この請願は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号「山都町立金内保育園閉園の再検討／町民のための町政の徹底に関する請願書」は、一部採択することに決定いたしました。

日程第9 委員会報告 請願付託報告について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、請願付託報告についてを議題とします。

請願第2号「教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について」報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 総務常任委員会に付託をされました請願の審査の報告を行います。

令和6年7月26日、山都町議会議長、藤澤和生様。

総務常任委員長、飯開政俊。

請願審査報告書。

本常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、事件の番号。請願第2号。

2、付託年月日。令和6年7月17日。

3、件名。教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について。

4、請願者。山都町下馬尾280－1、竹下玲他。

5、紹介議員。西田由未子。

6、審査結果。採択。

7、審査意見。小規模校が多い本町の実情を踏まえた指導体制ができるよう、教職員の処遇改善及び業務改善などの働き方改革を進める必要性を認識し、採択とした。

○議長（藤澤和生君） 意見書案について、職員に朗読させます。

議会事務局長、嶋田浩幸君。

○議会事務局長（嶋田浩幸君） それでは、朗読させていただきます。

教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山

積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

さらに、抜本的な教員の処遇改善普及及び業務改善などの働き方改革を進め、教員のなり手を確保することが重要である。

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画通りに進捗すれば、25年度に完了となる。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

熊本県においては200人未満の小規模な小・中学校が全体の約6割を占めていることから、一定規模の学校を前提にした加配措置の基礎定数化が進むことで、加配数が減り、教職員定数の総数が減少していくことが見込まれる。加えて高い専門性が求められる加配もあり、教員不足が深刻な状況の中、この要件を満たす人材の確保は非常に困難である。

本町においても教職員定数が減少し必要な人材を確保できないことなどにより、子どもたちへのきめ細かな指導や教員の働き方改革が実現できなくなるのではないかと懸念がある。

こうした観点から、国におかれては、全国的な教員不足の解消を図りつつ、きめ細やかな指導体制の整備と教員の働き方改革が一層推進され、子どもたちの豊かな学びの実現となっていくよう、2025年度政府予算編成において下記の措置が講じられるよう強く要請する。

記。

1、教職調整額の10%以上への引き上げを含む教員の給与等の抜本的な処遇改善を実現するとともに、効果的な業務の見直しなどさらなる教員の働き方改革を進め、教員不足の解消に向けた取り組みを推進すること。

2、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、地域の実情を踏まえた少人数指導に係る指導方法工夫改善加配の維持、および専科指導の加配要件緩和など、きめ細やかな指導体制の整備を推進すること。また、1の教員の処遇改善に伴って、加配定数の合理化を進めることなどを行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

山都町議会議長。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号「教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について」は、採択することに決定しました。

日程第10 委員会報告 陳情等付託報告について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、陳情等付託報告についてを議題とします。

陳情第2号「山都町立「二瀬本保育園」の“閉園計画の撤回”等を求める陳情書」について報告を求めます。

厚生常任委員長、吉川美加君。

○厚生常任委員長（吉川美加君） それでは、陳情第2号について御報告申し上げます。

令和6年7月26日、山都町議会議長、藤澤和生様。

厚生常任委員長、吉川美加。

陳情審査報告書。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

- 1、事件の番号。陳情第2号。
- 2、付託年月日。令和6年7月17日。
- 3、件名。山都町立「二瀬本保育園」の“閉園計画の撤回”等を求める陳情書。
- 4、請願者。山都町高辻377、二瀬本保育園保護者会、保護者代表、佐藤悠希。
- 5、審査の結果。趣旨採択。

6、審査意見。今回の陳情の趣旨は、町立二瀬本保育園の閉園方針について、手続き上納得のいかないものであり再編計画の再考を願うものである。審査に当たっては、町担当課から公立保育園再編計画に伴う経緯の説明を受け、保育園の代表者から陳情に至った経緯を聞き取り両者の間に認識のズレを確認した。令和5年度に保護者代表等を招集して行われた「公立保育園のあり方検討委員会」の答申や検討委員会の内容の共有が出来ておらず、令和6年3月28日付で発布された二瀬本保育園を令和7年3月31日をもって閉園する旨の通知に保護者一同混乱の中にいる。今回の陳情の件名に“閉園計画の撤回”を求めるとあるが、聞き取りをした結果、今回の閉園通知に対する撤回の要求であることを確認した。保護者が求めているのは丁寧な説明である。再編計画の検討の中で、予想される暮らしの変化等の心配事を具体的に知り、園児や保護者の不安を取り除く努力をされたい。

町当局の対応の中で、議会での条例改正等の手続きを取らず閉園の通知を出したのは拙速であり、誤解を招いた。このことは議会軽視に他ならない。この旨を鑑み公的な手続きにより保護者に通知をした上で、今一度保護者及び地域住民に説明を尽くし、再編の計画に当たるよう意見するものである。

また、この陳情は、町当局に対するものであり、議会が可否を決定するものではないが、陳情者の切実な思いを慮り、趣旨採択としました。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 先ほどの請願と一緒に、金内と二瀬本保育園が、町は3月28日付でもう廃園するということで通知をなされました。しかしながら、この審査の期間中、町部局との対応をされたわけなんですけど、今後は、町民というか、保護者ともきちんと話し合いをしながら進めていかなさいというふうな意見をされるということだったんですが、町部局との話をされたということですので、その際、もう撤回をするっていう確認はとれたんでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 厚生常任委員長、吉川美加君。

○厚生常任委員長（吉川美加君） 撤回をするということは、3月の28日付で出したお便りについてを撤回するということです。なので、まだ再編計画は生きておりますので、これを、今後、町当局としては丁寧な対話が続けながら、これが今年度になるか、来年度になるか、または、その先になるかということは、これからの話し合いだというふうに思っております。

そういうふうに、とにかく拙速に慌てないように、保護者と、そして、やはり今回の、本当に町当局もしっかり、しっかりというか、令和2年度からこの再編計画が始まっておりまして、その間、保育部会であったりとか、また、保護者であったりとか、去年は特に保護者の皆様ともお話を重ねてきた事実があります。事実はありますが、それが全体に行き渡っていなかったというのが大変今回問題だと思っていまして、そして、しかも今、年度をまたいで、あれが3月の28日に出され、そして、4月に、また改めて各保育園で説明を行ったのですが、やはり新年度になって保護者様が入れ替わっていらっしゃる等もあって、やはりそれを聞いていなかった、分かっていなかったという方が、中には分かっている方もおり、中には分かっている方もいない方もいたということが事実のようでして、これを徹底していくということが、まずは大切なことではないかというふうに御意見申し上げます。

多分、説明を今後もしっかりと重ねていかれることではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 委員長にですね、この撤回のことまで要求するのは無理な話かと思いますが、でも、しかしながら、委員長はずっと話し合いを続けていかなさいよという要求をされたということで、今お話を聞くと、ああ、もう撤回もありかなっていう感じに受けたんですね。ずっとそれを再編計画をしていかなくちやいけないことだから、懇切丁寧に住民との説明をしていかなさいということだから、もう私としては、今ちょっとニュアンス的には、もう保護者にやった廃園通知は、もうなかったことにしますというふうに捉えたんですが、そのような理解でいい

のかつていうのを確認したかったわけなんです、よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 厚生常任委員長、吉川美加君。

○厚生常任委員長（吉川美加君） これは閉園計画の撤回を求めるというふうに、非常に強い言葉で書いてあるんですが、保護者様にも確かめたところ、そして、そもそも今さっき御説明したように、やっぱりどうしても、やっぱりこういう人口減少であるとか、もちろん人手不足のことであるとか、いろんな条件がある中で、もう令和2年頃から前町長の下で再編をそろそろ進めなくてはいけないんじゃないかっていうような中で、もんでこられた話なんですね。なので、この撤回という意味は、今回、この間の通知を撤回してくれと、改めて話をしたいというふうなところで御意見をいただいたというふうに思いますし、それを町部局のほうにも伝えておりますので、今後そのように進んでいくのではないかとというふうに期待をしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号「山都町立「二瀬本保育園」の“閉園計画の撤回”等を求める陳情書」は、趣旨採択することに決定しました。

日程第11 委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、経済建設常任委員長から、経済建設常任委員会において審査中の事件について、閉会中の継続審査の申出がありました。お諮りします。

経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議がありますので、起立によって採決します。

閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数によって、閉会中の継続審査することに決定しました。

したがって、経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第12 委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、経済建設常任委員長から、経済建設常任委員会において審査中の事件について、閉会中の継続審査の申出がありました。お諮りします。

経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第13 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第13、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申出がありました。

申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会の会議に付された日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。これで、令和6年第2回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時20分

令和6年7月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第48号	山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	7月17日	原案可決
議案第49号	令和6年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	7月17日	原案可決
議案第50号	令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	7月17日	原案可決
議案第51号	令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	7月17日	原案可決
認定第1号	令和5年度山都町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	7月26日	原案認定
認定第2号	令和5年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定に		

	ついて	7月26日	原案可決 原案認定
認定第3号	令和5年度山都町病院事業会計決算の認定について	7月26日	原案認定
議案第52号	物品売買契約の締結について（山都町スクールバス）	7月26日	原案可決
議案第53号	工事請負契約の締結について（大矢川①河川災害復旧工事）	7月26日	原案可決
議案第54号	工事請負契約の締結について（刈又川①河川災害復旧工事）	7月26日	原案可決
議案第55号	工事請負契約の締結について（東大矢川②河川災害復旧工事）	7月26日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
